

第9日目（9月13日）

○議 長（黒滝松男君） おはようございます。傍聴者の皆様、早朝から大変ご苦労さまでございます。よろしくお願いいたします。

○議 長 延会前に引き続き本会議を再開いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は22名であります。これから本日の会議を開きます。

なお、病院事業管理者から公務のため欠席、腰越晃議員から病気療養のため欠席、副市長から公務のため中途退席の届けが出ておりますので報告をいたします。

なお、中沢一博議員のほうから資料配付の願いが出ておりますので、お手元に配付をしておきましたのでお願いいたします。

[午前9時30分]

○議 長 本日の日程は一般質問とし一般質問を続行いたします。

質問順位4番、議席番号15番・中沢一博君。

○中沢一博君 おはようございます。傍聴者の皆さん、本当に早朝からお越しいただきまして大変ありがとうございます。

井口市政でこうして一般質問をするのが最後かと思えますと、感無量でございます。初めて壇上に上がって11年がたちました。この議場の緊張感というのは全く変わりありません。また昨日、井口市長から私たち議員に対しても遠慮なくやっていただきたいと逆にエールをいただきました。井口市長の心の広さを感じる次第でございます。いつものようにばったばったと切られるかもしれませんけれども、きょうは、なるほど井口市長だと市民が賛嘆するような答弁を期待しまして、以前に増して敬意を表し、全力で行いますのでどうかよろしくお願いいたします。

私はこのたび一般質問に当たりまして、過去の個人的な項目等を調べさせていただきました。今まで大項目につきましては、111項目でありました。項目別に見ますと、265項目でありました。市長にそのたびに質問をさせていただきました、市長からはそのたびに本当に詳細に答弁をいただいたことに感謝を申し上げる次第であります。今回は今までにも何回か質問し、市長から前進的に検討するとの答弁をいただいた中で、さらに絞らせていただきました、大項目といたしまして4点を選ばせていただきました。

## 1 健康づくりへの啓発推進について

1点目であります。健康づくりへの啓発推進について質問をさせていただきます。健康・介護におけるポイント制度の推進については、平成18年9月議会より8回、一般質問だけでも質問をさせていただきました。詳細につきましてはおわかりと思いますので、省略させていただきますが、当市におきましては、昨年10月1日に「南魚沼市スポーツ健康都市宣言」をいたしました。「輝くあしたへ心と体の健康づくり」をスローガンに、生き生きとした生活を実践する契機となることを目的とし宣言したものであります。

今、超高齢化社会を迎え社会保障費の増大によって、このままだと今後は大変なことになる。これは皆さんも承知しているかと思えます。また、子育て支援や高齢者の支援にとって

も、これまでの行政サービスが維持できるのだろうか。やはり、このままだと困難になるわけでありませう。

そこで、生活習慣病の予防や健康状態の改善につながる取り組みの重要性が増してきているのであります。ボランティアのポイント制度と、また、地域通貨を組み合わせた地域の支え合いの仕組みづくりと、地域経済の活性化を同時に図る社会構築システムを施策する。要するにいつも言わせていただきました、健康マイレージ、そしてヘルスケアポイントへの取り組みが私は重要かと思う次第であります。市長からもよいことだと言われ、期待しておりましたが、はや2年がたちました。このままだと市長も心に残るものがあるかと思っておりますので、その進捗状況とさらなる推進を期待し、お伺いするものであります。

以上1点目、健康づくりの啓発推進について、壇上からの質問とさせていただきます。

○議 長 中沢一博君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 おはようございます。傍聴の皆様方、大変ご苦勞さまです。ありがとうございます。中沢議員のご質問にお答え申し上げます。

#### 1 健康づくりへの啓発推進について

健康づくりへの啓発推進についてということであります。今ほどおっしゃっていただいたように、スポーツ健康都市宣言をしたということは、そのとおりでありますし、その理念も議員がおっしゃったとおりであります。今ほどおっしゃっていただいた、健診あるいはスポーツを含めた健康行動に対してポイントを与える。一定以上たまったときに特典を付与するという健康マイレージであります。動機づけの一つでは有効であるということは議員にも申し上げてきたところでもあります。

今、県内で6市がこの事業を実施しておりまして、全国的に見ますと静岡県の「ふじのくに健康マイレージ事業」これが代表といわれておりますが、そういう形の中でさまざまな取り組みが行われているというところでもあります。

南魚沼市、これはご承知かと思っておりますけれども、塩沢信用組合さんが健診の受診、あるいは2年目以降の健康結果の改善によって定期預金の金利を上乗せするという事業を実施していると。これはご存じだと思います。それから「南魚沼サービス店会」——店の会です——でも健診項目の改善に対してポイントを与える。これも当然ですけれども、一定以上たまりますと商品券がもらえるという健康増進ポイントサービスを行っておりまして、いずれもこれは健康意識の高揚に効果的なものというふうに評価しております。

私が一番疑念を感じておりますのは——疑念といいますか、何かを与えればそういう動機づけができるのか、与えないから動機づけができないという、その意識が非常に私は心配をしてきたところなんです。そういう中で市のほうでも昨年度から庁内の関係部署によりまして、エコポイント制度との統合ですね。エコポイント、これはあるわけなんです。こういうことで検討を行って参りましたが、しかしこのポイント制度だけで、今触れましたように短絡的に事業効果をどう評価するのだということが非常に難しいという部分があります。

それから、事業実施によって、本来の目的であります健康意識の高揚を促す必要性の高い人への働きかけが本当にできるのか。それから、それぞれの中でもう少し検討すべき課題が多いという庁内の結論ではありました。当然実施自治体の事業効果これらは検証しなければなりませんし、始めれば一過性で終わるというわけにはいきませんので、一過性ではないということ。それから一部の利用者に限定されない方法これも非常に難しいものがあります。費用対効果の高い制度づくりに向けて研究しているというところでもあります。

ことしの5月に議員ご承知のように、厚生労働省から個人の予防・健康づくりに向けたインセンティブを提供する取り組みに関するガイドライン、国のほうでもこういうものを示されているわけでありまして、そういう情報も、当然ですけれども我々も参考にしながら、今、中沢議員から提供のありました、福島県の伊達市ですかの健康インセンティブ制度これらも参考に、実施に向けて検討を進めて参りたいと思っております。

ただしかし、1つだけ今申し上げましたことが、これは私の心に引っかかっている部分でありまして、本当にそういうことでいいのだろうか。全ての問題が今そこに通じているわけでありまして。何かを与えればやるけれども、何でも、自分のことですからね。自分の健康のことですから、これを与えたからじゃあ受診しますとか、これを与えないから受診しませんという、そこに至る考え方というのをどう整理すればいいのか。青臭い理想論だけを申し上げているつもりではありませんけれども、その辺も含めながら――議員から本当にこの問題についてはずっとご提言いただいておりますし、このことをしないということではないわけでありまして、どうすれば効果的な部分がつくり上げられるか。そして、継続的にやっていけるか。ここを研究しておりますので、そう遅くないに結論は出さなければならない。

ただ、私が議会でこれをいついつからやります、そのことは今この議会を逃せばできないわけでありまして、そのことはちょっと無理かもわかりませんが、方向性だけはある程度きちんと皆さんにお示しはしたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 15番・中沢一博君。

#### ○中沢一博君 1 健康づくりへの啓発推進について

市長から、現状を見た中で言える部分となかなか言えない部分があるというふうに察しましたけれども、市長の思いを伝えたいというものを、また実施に向けてということをお聞かせいただきましたので、本当に心が安堵するわけでございます。

私は過去、今回、市長とこうやってするのが最後になるわけでございますので、自分自身、総括という意味ではなくても、やはり一般質問という部分で自分なりに精査して参りました。先ほど言った項目の中で私が今でも忘れられない、議員になって平成17年12月、一般質問の最初の項目が4項目でありました。1点目は地域の安心・安全に対する通学路の点検とか安全マップの問題、地域パトロールのステッカーの問題等、また、子育て支援については、医療費の窓口完全無料化、今では当たり前になっておりますけれども、その当時私のほうに執行部から窓口完全無料化とはどういうことでしょうか。そういうところから出発させていただきました。そして、市長から何遍かあの当時おっしゃっていただきました、子育ての

小さいお子様にせめても紙おむつがいっぱい出るので指定ごみ袋を配布したらどうだろうか。それも初めての一般質問でありました。

そして3番目が健康づくりの推進でありました。これは健康推進委員を配置すべきではないかと。今各地域でまだまだ温度差がありますけれども、これについては実施していただいております。そして、介護予防におけるスポーツの推進ということもあわせて提言させていただきました。

そして4点目が観光対策という部分において、JRのこのエリアにおける運賃のエリアの統一というものをどうかということでしたけれども、これは現実には難しかったのであります。そして観光に優しい情報提供のシステムということで、インターネットにおける観光テレビガイド等を作成していただきました。

そういうことで最初の一般質問を見るだけでも、市長が誠心誠意、私たちの市民の代表である議員の心というものに、必死になって答えようとするものを感じた次第であります。余談になって大変恐縮でございますけれども、そんな思いの中から私は今回また再度質問させていただくわけでございます。

私はこの一環として健康というものを手がけて参りました。健康がいかに大切かということとは誰もが知る次第でございます。その中でどうしても私は、今回の補正を見てもわかるように国保税というものを1つとってみてもかなり上がってきている。合併当初の平成17年度は国保税の特別会計予算は35億円でございます。平成25年度は59億7,686万円であります。そして、今回決算議会で審議されます平成27年度は64億9,665万円になっております。そして、今回の補正でもまた給付費が伸びて補正の追加をするという、そういう現実になっているわけであります。

介護保険の特別会計もしかりであります。合併した平成17年度は28億5,340万円でありました。そして、平成27年度は61億2,197万円という数字になっております。本当に数字を見たときに率直に市長、まずお伺いさせていただきたいと思っております。市長には健康というものを常日頃訴えてきていただいております。この推移についてまず所見を伺わせていただきたいと思っております。

○議 長 市長。

○市 長 1 健康づくりへの啓発推進について

今、議員から国保あるいは介護保険会計の部分について具体的な数字でご質問があったわけではありますが、私もこれは医療環境が整った、あるいは介護環境が整ったがゆえという部分も当然あるかと思っておりますが、高齢化が進んでいるということも一番大きな要因だと思っております。

介護保険で見ますと、我が南魚沼市は特養施設等も含めたその施設は市ではつくりません。民間にそのことを委ねて整備を進めてきたわけであります。今もまだ病床といえますか、特養のベッドが足りないというご指摘はございます。一番問題になるのは、施設の整備等も含めてどんどんとやれば確かやれるのですが、介護保険料が大幅に上がってきている。

これを野放図に見逃していったいいのかという問題がやはりこっちに出てきます。

国保も同じであります。税率は一切上げないで今日まで法定外繰入も行いながらやってきたわけでありまして、それだからいわゆる受診、医療費が下がるかというのと、そうではないですね。医療費はどんどん上がっている。給付費がですね。それだけ皆さんが健康に、あるいは介護ということに対しての関心が高いと言ってしまえばそれまでであります。負担は上げるな、施設は整えなさいと。この問題は一自治体に突きつけられても解決のできない問題であります。きのうも国保の問題でいろいろございました。国全体としてこの制度をどう、もう一度構築し直すのか。そこから議論が始まらなければ、簡単にそれぞれの自治体で解決できる問題ではないということだと思っております。

ですので、数字の上がり方そのものは、物価の上昇とかそれはあるにしても、やはりちょっと異常ではあります。しかし、それだけ皆さんが病院に行ったり、あるいは介護状態になったりということも現実としてあるわけですので、ここにどう——歯どめをかけるということとはできないと思うのです。歯どめをかけることはできないので、財政部門も含めてどう対応していくかというのは非常に大きな問題であります。それが今解決できたという状況ではないということでありまして、これは非常に残念ではありますけれども、責任を他に転嫁するということではなくて、国全体としてこの制度の問題を考えていかないと、必ず破綻するのではないかと懸念も私は持っております。

特に介護のほうは、我々がいつも言いますけれども、我々団塊世代がそういう状態が全くなくなるということは、いなくなるということですね。そうしますと老人の高齢者の人口というのは一気に減っていきますし、確か介護状態になる方も相当減っていくと思うのです。そのとき今、運営している施設がどうなるのか、この問題もございます。ですので、非常に大きな問題だというふうに捉えておりますが、いまだこれだという解決策は見当たっていないというのが実情でありますので、率直に感想だけを述べさせていただきました。

○議 長 15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 健康づくりへの啓発推進について

市長から率直なご意見を聞かせていただきましたけれども、本当になかなか自治体だけではできない部分があるわけでありまして、やはりこの現実を見たときに市民一人一人にとっても実際にできることがあるのではないかと、私たち自身にも問いかけなければいけないというふうに私は思っているわけでありまして。その中でそういう医療というか、介護を受ける前の健康づくりというものに、どうしても力を入れていかなければいけない。どうしてもここに、予防という部分に力を入れなければいけないわけですね。

その中でこれだけ医療費がどんどんかさんできて、環境が整ってきていますから当然でありますけれども、その中で実際スポーツをして、今、南魚沼市はスポーツ都市宣言をされまして、スポーツと健康という部分に関してどうなんだろうということで、私なりにちょっと調べさせていただきました。そうしたとき厚生労働省の、三重県のいなべ市というところの、これは人口が4万4,000人で私たちとそんなに変わりはありません。そんな中で医療費削減

の効果ということで、1人当たりどうなっているのだろうかということを見させていただいたときに、なるほどということを感じました。それは元気づくりのシステムのそういう、市長が言っているように健康のポイントだけではなくて、いろいろな部分でやっていたときに、参加者と参加していない人との差はどうかということ、きちんと医療費の数字として明確に出しております。それは参加した人は4万4,400人の中で588人だったそうでございますけれども、年間の1人当たりの医療費が21万3,272円だったそうであります。そして、参加していない方は4,956人、圧倒的でございますけれども、その方たちは29万1,518円という数字になったそうです。その差額を見たときに、一概には言われませんが、7万8,246円という数字が実際に出ているということを見させていただきました。

それを概算したときに、例えば588人の人が7万8,000幾らの金額を削減できたという、これは厚生労働省の数字でありますから間違いのないでしょう。そうした場合は何と4,600万円の削減ができていますのですよね。一概にこれだけでは言われませんが、その数字を見たときに、我が市としてこれよりはもう少し5,000万円を超える数字が、妥当だとしたときはそういう数字が出てくるのではないかと私は感じているわけです。ですから、このように何回も何回も申しわけないのですけれども、執行部に問い合わせをさせていただいているわけであります。

また、筑波大学の研究の発表にもこういうことが載っております。健康づくりのプログラムに参加する人は、1年後に医療費は4万9,054円減ったそうであります。4年後はどうだったかという10万3,917円医療費が減っているという報告が、筑波大学の研究者の皆さんの部分で出ております。

若返りの体力年齢を3か月実施しただけでどうだったか。これに我が新潟県でも三条市が1,364人参加していました。3か月で4.4歳若返ったそうであります。見附市も参加しておりました。1,921人参加したそうであります。4.9歳若返ったそうであります。

そして、ここに書いてある伊達市、ここは5.5歳若返ったというそういう数字を見たときに、本当に私はこの部分というものを1人当たりの概算をしたときに、我が市は1人当たりの医療費が前年比よりも11.8%増えているわけです。やっぱり具体的に健康づくりに対する一歩進めるというものを、市民にわかる面で形づけるということ。市長は今後そういう形を執行部として提言されるとありましたけれども、この部分、この数字を見て現実にこういう数字が出ているのに、待たないでであると私は感じるのですけれども、いかがなものでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 健康づくりへの啓発推進について

今、その数値は私は初めて聞きましたが、現実的に考えれば、我々もそうですけれども、スポーツといいますか健康活動をしている人といない人というのは歴然であります。これは私も十分、自分としてもわかるのですね。今、医療費問題もそこに具体的な数値としてこうして出てきたわけですので、本当に。ただ、市もご承知のように、筋力づくりから始まりま

して食育の問題も含めて、食生活改善も含めて、取り組みはやっているのです。しかし、それがなかなか広がっていかないといいますか、一定的な部分はあるのですけれども、大きく浸透してっていないという現実はあるわけでありまして。そこをどうもっと意識づけるかということが、議員がおっしゃるマイレージとかそういう部分ではあると思うのです。それはそれで私どもも否定するものではありませんけれども、冒頭申し上げたように、私が非常に抵抗感はあるのです。

それはそれとして保険制度を考えますとこれは共助ですから、保険税、保険金を納めておきながら、これだけと言っては失礼ですけれども、病院にも行かない、介護状態にもならないという人もいらっしゃるわけですから。そういう皆さん方から見れば、全く何をやっているのだということになろうかと思うのです。

そういう部分が、今、議員がおっしゃったように数値でもっときちんとうちも出して、そして市民の皆さんに啓発をしていくということは必要であります。必要でありますので、それらの数値はうちも確か探せば出てくるでしょう、筋力づくりのほうへ行っていた人と行っていない人、これをもう始まったときからさかのぼってその人の医療費がどうであったかぐらいのことはわかるわけですから、そういう具体的な部分を引き出しながら、効果的な形を考えていかなければならないということだと思っております。

それと、これは全く方向をそらすわけではないのですけれども、今、大体60歳定年でありまして。これはやはりちょっと考えていかないと、これだけ平均寿命も延びて健康寿命的にもある程度延びているわけですね。そこで60歳になったらもう全て仕事はやめなさいと。あとは好きなようにしなさいでは、やっぱり体力は別にして脳のほうが相当劣化していくということは間違いのないわけでありまして、その辺も総体的にこれは国の制度でありますし、我々だけがそれはできませんけれども、そういうこともやっぱりお互い一緒になって考えていかないとならない。

今、70歳まで働いたって何ともないんじゃないですか。私はもうよび年70でこの間、古希の祝いをしてきましたけれども、何ともなくはありませんけれども、一応皆さんの前にこうして批判にさらされながら何とか生き抜いてきているわけですので、そういうことが刺激になってまだぼけないのかもわかりません。やめたらすぐぼけるかも知れないのですけれども。それは別にいたしまして、そういうこともちょっと考えていただかないと、まさに1億総活躍そこに入ってくるのではないかと思っております。

それはちょっとこちらへ置きますが、今、議員から示していただいた具体的な数値これらをきちんと参考にしながら、うちのほうもあらゆる限りの資料を検証して、実際こういうことなのですよという部分をもっともって市民の皆さんにお知らせしていくということには努めたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 健康づくりへの啓発推進について

市長の本当におっしゃるとおりだと思ひまして、市に関しても一生懸命、ガイドラインと

いう健康づくりの版も発行してどんどんやっております。食の問題等いろいろ細かい部分に関しても提言しているのは事実でありますけれども、それにプラスとして私はそういう提言をさせていただいているわけであります。

そんな中でちょっときょう参考資料ということで、めったに私は出さないのですけれども、皆さん何だというふうに思うかもしれませんが、イメージという形で思っただいて見ていただきたいと思っているのです。これは伊達市の場合の参考例でという形でこういうふうになっているわけです。ポイントは加算される。市長がおっしゃっているように、そういう部分があるかなしかでやるというのはいかがなものかという、市長がそのことをずっとおっしゃっていました。高齢者というか、年が増すほど私自身もいかに地域のために貢献できるだろうか、社会に貢献できるだろうか。お金じゃないのですよね。やはりそこは段々年が増えてくるにしたがってそういうのを感じるわけであります。

そんな中で私は感じたのは、頑張って歩いた歩数の分だけポイント制とか、市が提供する運動のプログラムに参加するとポイントを与えられるとか。それで、健康診断を受けるとポイントを与えるとか、そういう具体的な例があるのです。そうしたときに先ほど言ったように地域商品券と交換できたり、電子マネー、ポイント会の皆さんみたいに交換したり、いろいろやっているわけであります。

今、我が市においても税金と交換できるのですね。軽減自動車税とかそういうもののできるそういう体制も今できております。そうして私がすごくしたのは、市長がずっとおっしゃっていた、本当にわかるのですよ。ここに私はやっぱり置きたいのです。市への寄付、ポイントを寄付することができるというのです。ここがすごいのです。全部自分で使わなくていいのです。市に還元してあげるということなのです。そこにこれから一歩突っ込んだそういう部分が私はすてきだなというふうに感じている。やはり、お金だけでそんなにしません。やっぱり困っている人もあるけれども、結局最終的には少しでも市のために役立てばという人が多いのであります。こういうことを提言した中で、一歩を進めてはいかがなものかということでさせていただきました。

ヘルスケアポイントという部分も、今、健康保険、組合等も義務づけられまして、具体的に進めてきているみたいでございます。それだけ現実には厳しくなっているのだと思います。そういう面で国保に関しましても平成30年から運営が県に譲渡されます。そうなったときに健康づくりに対して献身的にしていなかったならば、保険税、交付税を変えますよというふうに明確にうたっていますよね。今からやらなければ間に合わないのであります。そうなったときに、ほかよりも高くなっては困るのであります。我が市はほかよりも頑張っています。さらに、全国的にも本当にモデル地区になるような、そういう市になっていきたいと思うのですけれども、市長、もう一度お伺いさせて——これを見ていかがなものでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 健康づくりへの啓発推進について

私も先ほど資料を見せていただいて、ここにある市への寄付金、社会への貢献ということ

ですけれども、これはすばらしいことだと思っております。こういう形を定着させれば、ただただ商品券が欲しいためにだけとか、そういうことはなくなるわけでありますので、これはすばらしいことだろうと思っております、今いただいた資料でありますので参考にさせていただきながら、制度設計に取り組んでいければという思いであります。

○議 長 15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 2 子育て・介護の基盤強化へ、保育士・介護人材の処遇改善について

期待して2項目に移らせていただきます。2点目であります。子育て・介護基盤強化へ、保育士・介護人材の処遇改善についてお伺いさせていただきます。政府は、持続的成長と総活躍へと事業規模を28兆1,000億円の未来への投資を実現する経済対策と銘打ちまして、8月2日に閣議決定いたしました。その中を見ますと、保育・介護の受け皿拡大や保育士・介護人材の処遇改善について、2017年度当初予算に計上し、かつ——ここです——継続して実施すると明記してあります。また、障がい福祉人材の処遇も介護人材とあわせて対応すると述べられております。今後さらに不足されるマンパワー不足に私は期待するものであります。また、今回のこの総活躍の予算の中には子育て支援の基盤強化で自公連立政権は、給付型奨学金の創設や無利子奨学金の拡充を盛り込んでいただきました。地方議員の1人として称賛するものであります。

そこで、現実にも目を向けたとき、現場はどうなっているのだろうか。介護職員の昨年内の処遇改善の実態はどのようになっているのだろうか。また、保育士・介護人材の今後の取り組みについての決意をお伺いするものであります。

○議 長 市長。

○市 長 ちょっと登壇します。

2 子育て・介護の基盤強化へ、保育士・介護人材の処遇改善について

まず保育士さんのほうから入りますが、保育士の処遇改善であります。今、議員におっしゃっていただきました、平成27年度から始まりました「子ども子育て支援新制度」の意義の一つがこれまで制度の課題でありました、担い手不足、職員配置や処遇について、消費税を投入して改善を実施しようということですが、消費税のアップは2年か3年先送りになったわけです。ここでではどういう財源が出てくるのだろうかということでありました。これは主に民間のことを言っていることだと思っております。今、公立の保育園、我々が保育士さんを募集しますけれども、簡単に申し上げますと、人材不足は全く感じておりません。倍率もものすごく高い。ですので、そういう方向を求める皆さんが大勢だということだと思っております。

そこで、市のことではなくて私立は4園が今、南魚沼市にあります。これは平成27年度にむいかまちこども園、それから野の百合保育園、金城幼稚園・保育園、それからわかば保育園の調査を実施させていただきました。施設型給付費等に係る処遇改善等加算金——これは3%から4%——この事業は、教育・保育の提供にかかわる人材の確保と資質の向上を図って、質の高い教育・保育を定期的に供給していくということでありまして、これはあくまで

各施設が確実に職員の処遇の改善に全額充てること、これが趣旨であります。各施設の基本給の改定が本来のあり方ということでもありますので、支給方法あるいは支給対象職員について施設や法人に委ねられておるところであります。我々がどうこうなかなか言えない。手当、賞与の支給が多いものと、これは今、推測しているところでもあります。

今後提出される平成 27 年度賃金改善実績報告書がまだ出てきておりませんので、これによりまして実際の改善内容が把握できるというふうに思っております。平成 28 年度は平成 27 年度のこの私立 4 園に小規模わかば保育園、それからたんぼぼ保育園を加えた 6 園があります。これが全て事業申請をしておりまして、この事業によりまして私立保育園の保育士の処遇改善が図られるものであらうと期待しております。平成 27 年度の報告を待って、またそれらを詳細に調査していかなければならないと思っております。

介護職員であります、このことにつきましては平成 23 年度までは介護職員処遇改善交付金によりまして賃金改善を図ってきたところではありますが、平成 24 年度からは交付金を介護報酬に移行するということになりまして、引き続き介護職員の賃金改善に充てるような制度改正が行われたところでもあります。平成 26 年度までは一定の要件を満たした事業所に対しまして職員 1 人当たり月額 1 万 5,000 円を加算しておったのですけれども、平成 27 年度の介護報酬改定におきまして、「更なる資質の向上の取り組み、雇用管理の改善、労働環境の改善の取り組み」これを進めるという事業所を対象に 1 人当たり月額 1 万 2,000 円相当を加算するということになっております。

しかし、これも同じであります、加算金の配分方法は施設や事業所の管理者に任せられておりまして、賃金のほか雇用保険、厚生年金等これらに充てることや事業所の判断で該当する全ての職員を対象にしないことも可能になっているわけでもあります。中には介護報酬単価が引き下げられた事業所もあります。その減額によって経営が厳しくなると、こういう場合は改善処遇加算の運用の範囲で調整するというのもちょっと考えられますので、直接的な賃金アップにつながらないケースもあるというふうに伺っております。

その結果、加算対象施設あるいは事業所の職員給与が必ずしも 1 人 1 万 2,000 円の賃金アップにはつながっていないというのが実態でありまして、職員によりましては加算額が給与に十分反映されていない、制度改正の恩恵を受けていないと受けとめられるケースもあるということでもあります。加算対象施設あるいは事業所には、職員に対しまして処遇改善加算による賃金改善内容について説明や協議を行う義務がありますけれども、十分な周知を図っているか、これもちょうと不明な部分があるということになります。

国のほうではこういう実態がありますので、平成 27 年度実績報告において、これまで法人全体での処遇改善額から個人ごとの改善額を含めた実績を求めるように改めたところでもあります。これではっきり出てきます。また、事業所を管理する県及び市の実施指導において、処遇改善加算による改善内容の周知方法について確認をして、不十分な場合には改善を求める、こういう新たな制度づくりを行っているところでもあります。

介護人材を本当に安定的に確保していくために、処遇改善は重要な課題であると私も認識

しておりました、国に対しましても、現場で働く全ての介護職員の処遇改善が図られるような制度の見直しも求めていかなければならないと考えているところであります。以上であります。

○議 長 15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 2 子育て・介護の基盤強化へ、保育士・介護人材の処遇改善について

市長から今後、指導とまた改善等を見守っていくというか、指導していくというご答弁をいただきました。期待したいと思っております。

今、市長からもお話があったように保育士——我が地域においては公的な部分は問題ないかと思えますけれども、やっぱり民間では保育士が今足りなくなっているというのはご承知のとおりであります。今、首都圏ではあのような状況になっていますから、せっかく学校を出てもこちらに帰ってこないでどんどん向こうのほうでしているという実態です。前々からこのことは本当に懸念をしておりました。現実がさらに私はもっともっと増してくるのではないかと感じているわけです。

その中で保育士の処遇改善に関しまして、2017 年度は 2 % 程度改善するという方針が出ておりますけれども、例えば民間のほうはこれからしていくということは全額給付という形で、そういうふうに言っていることが、介護も同じく現実はやっばり難しいですよ。その中でなかなか監視等もできない部分もあるかもしれませんけれども、例えば私たち公的な保育士の部分をちょっと調べさせていただきました。その中で保育士の臨時職員が、これからは同一労働、同一賃金といわれていますけれども、現実はなかなかそう簡単にはいかないと思います。ですけれども、ここはやはり働き方も、これからどうしても手が入っていかなければいけない部分。そんなことはできないではだめなわけですし、何とかそこを狭めていかなければいけないというのが事実です。

実際どのくらい違っているだろうか。私は総務課のほうにいて調べさせていただきました。合併した平成 18 年から平成 27 年まででありますけれども、平均でお 1 人正職員は 524 万 3,530 円であります。臨時職員であります。これは有資格者もあるいろいろなから一概に言われませんが、平均で 162 万 7,979 円でありました。これは総務課からいただいた数字ですから間違いのないでしょう。3.22 倍の差が出ております。

臨時職員さんは市長がいつもおっしゃっているように、我が市は県でもトップクラスであると。絶えずおっしゃっていただいています。確かにそうかもしれない。でもここ近年は全く上がっておりません。その間に他の自治体は上がってきております。前は県下で 2 位でしたけれども、今は違いますよね。どんどん下がってきております。臨時職員の処遇待遇につきまして、私は正職員が毎年人事勧告によってベースアップしているのに、全くずっと上がっていないという部分。こうしたときに果たして本当にこれから大丈夫だろうか、私は心配するのであります。やはり生きがいを与えるような何かそういう手も、これから処遇改善を予算化していかなければいけないのではないかと感じるわけですが、いかがでしょうか。

職員数もそうであります。例えば私たちの市は正職員と臨時職員は5割、5割が理想というか、方針で載っております。平成18年の場合を調べさせていただきました。正職員が7割でした。臨時職員が3割でした。今はどうなっていますでしょうか。正職員は37%で臨時職員が63%であります。全く逆転しております。この事実をそのままにしていけないかという、私は決してそうではないと思っているのですけれども、市長、この数字を見ていかがお考えでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 2 子育て・介護の基盤強化へ、保育士・介護人材の処遇改善について

保育士さんの問題に限って私の考え方を申し上げますけれども、議員がおっしゃっていた正職員と臨時職員の賃金差ですね。これはご承知のように資格を有している方、有していない方、有していない方も相当今やっているのですね。資格を有している方と有していない方が同じというのはおかしいということで、これは改善をしたところであります。そのほかに正職員につきましては、これは地方公務員法で定められた部分できちんとやっておりますが、臨時職員については、それはほとんど該当しないということでもあります。

こういう申し上げ方はちょっと失礼になりますけれども、臨時職員で臨時で自分でよしとしていらっしゃる方も相当いらっしゃるのです。ただ、毎年の保育士の試験、採用試験をやるわけですが、今現在、臨時でお勤めいただいている方が正職員を目指して受験しているという数も相当数あるわけでありまして、これを一律にはちょっとできません。同一労働、同一賃金ということを今、国が言っておりますけれども、国のほうは全く実態をわかっていないということです。俯瞰的に見ているからということを言うのでしょうけれども、現場をわかっていない。現場を全くわかっていない。そんなことが簡単にできるはずはないのです。

しからば、正職員というのはどういう形で採用されるか。これはですね、相当——もちろん当然資格はなければだめですから、そして厳しい試験を2回受けてそこで採用されてくるわけでありまして、そこを同じ仕事をしているからみんな同じ賃金でやれなんてことはでき得ないのです。そうすれば正職員が減りますよ。同じ賃金を幾らでもくれるからさあどうぞ。正職員は、今、臨時でいる皆さん方に言うことではないのですけれども、やはり責任といいますか公務員としての心構え、これも相当違うものが出てくるわけでありまして。同じ仕事をしているからおかしいということはあるかと思えますけれども、それは全く違うということを理解いただかないと、臨時対応なんていうのはできないわけでありまして。

臨時職の数が増えています。これは前々から申し上げておりますように、保育施設の整備計画の中でようやく今、終着点が見えるところですね。それまでは増員はほとんどしませんよということをずっと私も申し上げてきました、それが1つ。もう1つ、喜ばしいことです。結婚、出産これが非常に増えております。これはその手当てのために正職員は採用できませんので、臨時職で対応させていただいているということも相当数はございます。これは一般職も同じであります。そういう実態もご理解いただきませんと、ただただ比率だけでこれはおかしいということをおっしゃられても、はいわかりました、じゃあ、これを改善しま

すとは、なかなか申し上げられない部分がございます。

喜ばしいことですね、結婚して出産。これは本当に我々にとってもありがたいことですから、そして今、育児休暇これはもう年をまたいで1年、2年、3年という部分も出てくるわけですから、その間は、これはやっぱり臨時職で対応するよりほかないのです。ですので、その実態も十分ご理解をいただきたいと思っております。もちろん、正職員の比率が高くなることは目指しておりますし、その形は今のどろんこ保育園等も含めた部分がある程度完了していきますと、相当またきちんとした数値が出てくるものだと私は思っておりますので、しばらくの間ご容赦をいただきたいということでもあります。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 2 子育て・介護の基盤強化へ、保育士・介護人材の処遇改善について

私は全く同じなんてことは、同一賃金なんて言っていますけれども、現実には難しいと思っていますし、やはりそれだけの部分というのは正職員さんの皆さんは持っている、日本一の職員さんでありますからわかると思います。ですけれども、やっぱり臨時職員さんにも現実には頼らざるを得ないという現実の中で、ずっと正職員さんは上がっている中で臨時さんはずっと上がっていない。何らかの張り合いという部分で処遇改善、例えば有給もしかりです。

そういう部分にもう一度本格的に突っ込んでいかなければいけないのかなと。人はやはり一番の宝ですよ。ここの部分をやはりもう一度、ただ単に違いますでは片づけられない部分ではないですかということ、私は問いかけてみたいのです。こんなことを言っては申しわけないのですけれども、ちょっと時間があれですけれども、本当にぜひ市長、この部分、今後実態を把握した中で、ひとつご検討をしていっていただきたいと思っております。

介護職員の皆さんもそうであります。実際1万5,000円アップしても、私が調べた中では次の年になっただけでなくなりました。それでやばいということでもた9,000円アップしたと、そういう実態も知っております。今、管理者に任せている部分もあるものだから、実際給与のところは昔と同じようにいかないという感じになっている。このところに手をつけていかない限り、これではいつまでたっても介護の第7次計画ができないではないですか。そういう部分を私は本当に背筋がぞっとするぐらい感じているものですから、市長に問いかけているわけです。もう一度お聞かせいただければと思っています。

○議 長 市長。

○市 長 2 子育て・介護の基盤強化へ、保育士・介護人材の処遇改善について

臨時職を我々が必要ないとか、軽視しているということではないわけでありまして、今、議員がおっしゃったようなことについて。ただ、毎年毎年一般職、正職員は上がっているという感覚はちょっと認識を変えていただきたい。下がっているときもありますし、上げないときもあります。ただ、定期昇給はありますけれども。そこはちょっと認識を変えていただいて、そのとき人勧で下がったから臨時職を下げたかと、それはそういうことはしていません。これは最低賃金、これらを参考にしながらやっているわけでありまして、そう変動はないということでした。

それから、介護職のことにつきましても、介護の問題もそうですけれども、議員にちょっと提言していただきたいのです。国は自分たちで制度をつくって、自治体がそれを超える範囲のことはできないですね。立ち入り調査を例えば自治体に認めているとか、そういうことが実態として出てきたので、ようやく今度は実績の報告書を個々に求めると。今まで全体の中で例えば 5,000 万円増えた、その部分こうしましたということだけで済んでいたのを、職員の賃金改善にどのくらい入れたのかという、そういうことまできちんと今度は報告を求めるということにしたわけです。

平成 27 年度の分が出てくれば、先ほど申し上げましたように実態は明らかになってくる。私立の保育園のほうもそうであります。制度をつくるときにもっと自治体の声をきちんと把握して——実態を把握しないで自分たちで勝手にぺらぺらとつくって、さあみんな都道府県から市町村これをやれ。そのやり方をやって、また今そういうような批判が出て、またそれを変えてきているということです。

制度そのものはいいのですね。処遇改善に充てましようと、それはいいのです。だからそれをやるときに、全く実態をわからないでばらばらとやってしまって、実態をわかっている市町村にそのことを委ねないのですね、余り委ねない。悪いところは委ねますよ。そしてそういうことをきちんとやるという制度を国会議員がもっとわかっていたかかないとこれはだめです。中央の官僚だけにつくらせてそれをよしとしてやっていますから、ちょっとおかしい部分が出てくると。

このことは、私は国会議員の先生方には本当に申し上げたいのです。私は一応支持している方には申し上げております。だめだと。そんなね、官僚のつくっている部分だけでも全部制度をよしとしてやっているじゃないですか。地方の実態をよく把握して、そこに一言触れれば、ああそうなんだということがわかるのです。黙っているからわからない。そこを我々は改善を求めていくところでありまして、これは議員のおっしゃるとおりであります。

ただ、一応それが出てきて、平成 27 年度の実績報告から今度はそれが形として見えるわけですから、実態として。そこにまた改善を求める。あるいは処遇改善的に使わなかった部分は返還させるとか、その程度のことをやらないとこれはだめだと思えるのですけれども、趣旨は議員と同じでありますので、よろしく願いいたします。

○議 長 15 番・中沢一博君。

### ○中沢一博君 2 子育て・介護の基盤強化へ、保育士・介護人材の処遇改善について

市長の言わんとすることは本当に伝わってきました。そのためにも私たち地方議員は、やはり大事かと思えます。もっともっと声を地方から上げていかなければいけない。地方現場を預かる一人として、つくづく感じる次第であります。

### 3 無線 LAN の「Wi-Fi」の環境整備について

時間の関係で次の 3 点目、遅くなりましたが 3 点目の項目に移らせていただきます。無線 LAN の Wi-Fi の環境整備についてであります。この件に関しましては、今までも質問をさせていただきまして、国、県の補助を活用して、観光スポットや有事の際の避難所など

の設置をすることを検討しているという答弁もいただいておりますので、安心していただけたけれども、なかなか現実が見えてこないわけです。いよいよ4,000万人の外国人観光客の時代に向けてというそういう部分が動き始めました。県の補助と国の補助等もある中で、何がやはり進まないのか。今、観光の利便性だとか災害時——今あちこちでしている災害時に向けて、通信の環境の確保と情報発信が重要と感ずますがけれども、その点、市長に進捗の、なぜこのような、個人的には進んでいるけれども、行政としてはなかなか見えてこない。私だけかもしれませんが、その点を伺わせていただきたいと思います。

○議長 市長。

○市長 登壇します。

### 3 無線LANの「Wi-Fi」の環境整備について

無線LAN、Wi-Fiの設置につきまして申し上げますが、公衆無線LANからのアクセスの整備は、やはり外国人観光客のみでなくて市民の利便性の向上にも相当寄与しているということだと思っておりますし、重要施策であります。今現在、南魚沼市が管理いたします公衆無線LANの整備状況、これは本庁舎、大和庁舎、塩沢庁舎、塩沢公民館、市民会館、大和公民館、市立図書館の7か所。指定管理施設では今のところ道の駅「雪あかり」の1か所であります。市有以外の公共施設では、魚沼基幹病院が整備を行っております。また、多くの人が集まる公共施設につきまして整備は、公的にはおおむね完了していると考えているところであります。ただ、指定管理施設につきまして、受託者における運営戦略これらによって設置するところとしないところもあるのかと思っておりますが、いずれにしてもこの戦略によって設置の方向性が見えてくるものだと思っております。

それから、市有施設での公衆無線LANの設置ですけれども、基本的にはご存じのように各施設で無人で運用しておりますけれども、トラブル時のやはり対処のため、市の職員かそれに準ずる職員が常駐する施設が望ましいということを考えております。今、申し上げたところはほとんどそういうことになっております。

それから、観光地におきますこの整備につきましては、県の観光協会の施設の情報環境整備事業補助金を活用して、これまでに温泉旅館、ホテルでまだ6つであります。この民間施設が整備を行っているところであります。これからもこのニーズは相当高まって参りますので、観光協会を通じながら事業の推進、啓発を行っていかねばならないと思っております。

災害時の問題でありますけれども、避難所での通信確保あるいは避難者によります情報の収集・発信、こういうことで大きな役割を果たすものだと思っております。ただし、今、全ての施設——避難所といいますか市が指定しております避難所とかそういうものがございしますが、これの整備は先ほど申し上げました故障時の問題もありますし、それから非常電源の確保、あるいは回線の二重化こういう部分、そして災害に対応した方式での整備が必要となりますので、この箇所数の多さも非常にあります。こういうことから非常に難しい部分がございます。

災害時には通信会社あるいは携帯電話各社が避難所において臨時にインターネット回線あるいは電話の設置、避難所以外では仮設の公衆無線LANの設置を行っているところであり、総務省が平成25年度に公表しました無線LANビジネスガイドラインの提言に基づきまして、大規模災害時の公衆無線LANの無料開放——これはファイブオー・ジャパンということです。ゼロが5つ並んでジャパン——この取り組みを無線LANビジネス推進連絡会が行っております。この取り組みはことし発生した熊本地震あるいは台風10号これらの災害において、携帯電話3社が公衆無線LANの無料開放を地震発生から72時間以内に行っております。その後、これですけれどもコンビニエンスストアこれらの商業施設も開放を行っておりますし、避難所にもアクセスポイントを設置したということになっております。こういう取り組みが今後も広がるということを期待しておるわけでありまして、連携の検討、啓発これらも一緒になって行っていかなければならないと思っております。

市内の県の観光関連施設情報環境整備の補助金を受けて設置されているものは、先ほど申し上げましたが6か所です。一つ一つの名前は申し上げますけれども、やっておりますのはてじまやさん、ホテルオカベさん、ホテル坂戸城さん、ホテルグリーンプラザさん、シャトーテレー本杉さん、石打スキーセンターさんこれのみであります。まだ他の施設はここに取り組んでいないということでもありますので、これらもある程度もう少し整備をしていただけるように、私たちも環境協会等とも連絡をとりながらやっていかなければならないと思っております。以上であります。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 3 無線LANの「Wi-Fi」の環境整備について

今、市長の報告の中、後のほうで、今後の部分を出していただきましたけれども、件数等を見ますと、昨年9月に一般質問をしたときと全く同じ内容でございます。その分だけ現実にはなかなか難しいのだなということを実感しているわけでございます。駅前の広場だとか駅なんかはどうなっているのだろうか。やはりなかなか進まないと思っております。ぜひ、早く進めていただきたい。おおむね完了しているということをおっしゃっていただきましたけれども、おおむねというものをもう一度精査していただきたいと思っております。

4 空き家対策の推進について

4点目の空き家対策の推進についてお伺いいたします。年々増加する空き家についてどう対策し有効活用することができるか、喫緊の課題となっているわけでありまして、全国では820万戸あると言われております。我が市においては413軒とお聞きしております。昨年の5月に空き家撤去の活用を促す空き家対策特別措置法が完全施行され、前進するかと見ておりましたが、現実にはなかなかそんなに甘いものではないということを実感している次第であります。その後の状況もお聞きするとともに、今後は低所得者また高齢者、子育て支援などに活用できないだろうかということを考えていかなければいけないと思っておりますし、今推進している定住希望者に関しても、いろいろ具体的に取り組むことも可能ではないかと感じているわけでありまして、空き家バンクの制度について具体的、早期検討を求めると思い

ますけれども、進捗状況をお伺いするものであります。

○議 長 市長。

○市 長 3 無線LANの「Wi-Fi」の環境整備について

Wi-Fiのほうにつきまして、先ほど触れましたようにどこそこの広場とかそういう部門に設置をしたとして、管理が行き届かない部分が出まして、その辺が非常に我々としては躊躇するところであります。人がついていないわけですから。全く他人任せといえますか、使うのはいいのですけれども、その管理が行き届かないところに置いておいて、管理が悪かったからそれに対する責任が出るというようなことは、これはとてもあってはならないわけでありまして。議員がおっしゃるそれぞれの部分は事情としてはよくわかりますけれども、そこまで踏み込む部分というのは、非常に慎重でなければならないと考えておりますので、よろしく願いいたします。

4 空き家対策の推進について

空き家対策であります。これは6月議会におきましても、佐藤、清塚両議員からご質問いただいたところでありますけれども、今、議員におっしゃっていただきましたように、空き家に関する実態調査によりまして判明した市内全域に散在する413戸——大和91、六日町209、塩沢113の1次調査を進めているところであります。

内容ですけれども、特定空家認定のための2次調査が必要であるか、あるいは利活用が可能か否か、及び水道の利用状況の調査を今やっております。この10月末までに大体これを終わらせようと。現在約40%の進捗率であります。この結果を精査した上で、特定空家認定のための2次調査を11月、12月に行っていきたいと考えております。

それから、空き家バンクの導入につきましては、空き家情報の収集と並行して、1次調査の結果をもとに体制整備を進めているところであります。これは6月議会で申し上げましたが、全国の空き家情報を集約して、その情報をインターネットで簡単に検索できるということに、国土交通省がそうしようということで進めております、空き家バンク情報の一元化ももう少し研究しながら、当然ですけれどもそこに加入するか、その検討準備を進めているところであります。

所有者の所在の問題、それから空き家改修費用の問題、こういうことも含めて課題は本当に多くあるのですけれども、有効活用も含めた対策につきましては、移住定住対策の一環としての情報提供にとどまるのではなくて、議員がおっしゃった市民も活用できる仕組みが大切だと思っております。

この地の特徴といたしまして、比較的大きな家屋があります。こうなりますとやっぱりシェアハウスあるいは複数家族への一定期間の貸し出し、季節限定の別荘、お試し居住やインターシップ期間中の滞在施設、こういう活用もやはり研究していかなければならないと思っております。総合的な対策を進めているところであります。

いずれにいたしましても、単なるただ情報提供だけではならないわけでありまして、相談窓口機能を有する持続可能な体制づくりを今、模索検討し進めているところでありますので、

よろしくお願ひ申し上げます。

○議 長 15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 4 空き家対策の推進について

模索し検討している最中であるということで、市においても空き家プロジェクト会議をつくって10月末までにやると聞いております。そして、今、市長からもご報告ありましたように、2次調査に向けて11月、12月でやるというように聞いております。そうしたときやはりわかるのですけれども、具体的に来年度、初期、当初にはある程度方向性が市民の皆様提示できるのでしょうか。その点をお聞かせください。

○議 長 市長。

○市 長 4 空き家対策の推進について

さっき触れましたように、11月、12月で一応2次調査まで終わらせようということで進んでおりますから、来年度には当然そのことは、市民の皆様というか全国的にある程度きちんとしてできるように、国交省のほうの問題も含めてそれはやっていかなければならないと思っておりますので、そういう当然つもりで担当部局も、今、作業を進めているところであります。

○議 長 15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 4 空き家対策の推進について

市長から全国規模でというふうにありました。我が市において、アパートとかマンション等を入れた場合3,050の空き家が実際あります。そういうことを考えたときには、まだまだ南魚沼市を愛してくれる人がいっぱい私はいると確信しておりますので、ぜひ、この制度を早急に進めていただきたいと思っております。井口市長の最後になって、時間が中途半端で、最後の項目につきましては、時間を割けなくて担当者の皆さんには逆に申しわけなかったと思っておりますけれども、応援していただきたいと思っております。

井口市長の深き思いを感謝して、私の一般質問とさせていただきますと思っております。議会上において「ありがとうございました」というのは禁句でありますけれども、あえて言わせていただきます。市長ありがとうございました。以上であります。

○議 長 質問順位5番、議席番号23番・阿部久夫君。

○阿部久夫君 傍聴者の皆様方におかれましては、足元の悪い中、大変ありがとうございました。それでは、通告に従いまして、一般質問させていただきます。

**当市の財政運営について**

南魚沼市が誕生して11年経過し、人口減少や少子高齢化がこれほど進むとは私は思っておりませんでした。当然人口減少は南魚沼市の発展にも大きく影響を与えます。1番は財政の運営です。財政運営問題で思い浮かべるのは、当市の財政事情で財政健全化計画を平成18年から平成22年の5年間行ったことを思い浮かべます。今考えると、議会と市行政間で5年間に71億円の削減をやったと思います。恐らく71億円よりもオーバーしたのではないかと私は思っています。その後は新市建設計画に基づき着実に大型事業を行うなど、南魚沼市の発展に多大なる貢献をしていただきました。改めて合併をしてつくづくよかったとそう感じてい

ますが、今後の財政運営について3点質問をいたします。

1つは財政についてでございます。平成28年度も半分が過ぎようとしていますが、市の一般会計予算が326億7,000万円強でスタートしたことは、もうご承知のとおりでございます。一番の問題は収入源であります。市の税金、市税22%の71億6,000万円に対して、地方交付税109億2,000万円、地方贈与税3億2,000万円、地方消費税交付金11億5,000万円となっており、これらを合わせると123億9,000万円で地方交付税等に大きく依存しております。

間もなく平成29年度の予算査定が始まろうとしております。市長も11月27日をもって勇退されますが、私は少なからず懸念される場所であると思っております。当市の財政は自主財源33.2%、依存財源66.8%と大きく依存財源に頼っております。人口減少や基幹産業の低迷により自主財源が望めない状況であり、国における地方創生の機運を今後とも継続していくためにも、地方交付税算定基準に関する意見を積極的に行っていくべきと考えます。長い間、市政運営に当たってきた中で、市長として国、県に対してどのような取り組みをしたのか、まず伺います。

2番目として市債についてです。8月22日の新潟日報の社説に、増える国の借金という記事が掲載されておりました。国債と金融機関などの借入金で6月末時点で1,053兆4,676億円で、国民1人当たり約830万円の借金を抱えており、大きな問題となって報道されておりました。借金依存の体質から抜け出す道のは極めて不透明であり、問われているのは経済成長と財政再建の両立であり、後世に莫大なツケを回すのは許されないとされております。

財政問題として平成27年度の起債残高は、一般会計、特別会計を合わせると911億7,000万円あります。財政運営をやるにはどうしても市債を頼ることは不可欠であります。借金は必ず返済しなければなりません。今後、18歳以上の若者も選挙権があり、若い世代に与える負担分について市民はもちろんであります。若年層にわかりやすく明らかにすることが責務と考えております。平成27年度決算報告では、一般会計の市債残高が平成30年末には300億円台になると言われているが、将来の見通しと財政状況についてどのように考えているのか、お伺いいたします。

3点目にして歳出についてでございます。合併特例債を活用した大規模事業も終わる中、平成28年度予算では市長は6項目を重点施策として編成いたしました。市民の意識調査では、住み続けたいが6割以上で、暮らしにくさや不安を感じるが、雇用、収入、医療、介護、少子高齢化の3項目で2割以上高くなっております。今後住み続けたい人が1人でも多く増加すれば市の発展につながります。時代に即応した政策転換した予算編成がされるよう期待するものでありますが、市長のこれまでの市政運営を振り返り、将来を展望した見解を伺うものであります。

以上壇上からの質問を終わらせていただきます。

○議 長 質問の途中ではありますが、ここで休憩といたします。再開時刻は11時10分といたします。

[午前10時51分]

○議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

[午前 11 時 10 分]

○議 長 阿部久夫君の質問に対する市長の答弁を求めます。  
市長。

○市 長 当市の財政運営について

阿部議員の質問にお答え申し上げます。財政運営ということではありますが、まず、財政という部分でありますけれども、今現在であります、地方交付税法第 17 条の 4 におきまして、地方公共団体は交付税の額の算定方法に関して総務大臣に対して意見を申し出ることができるということになっております。南魚沼市も財政課におきまして、算定基準に対する意見の提出を行っております。また、国が推進いたします地方創生につきましては、これに取り組む経費を地方財政計画に計上し、交付税に算定するための項目といたしまして、平成 26 年度からの地域の元気創造事業費に加えまして、平成 27 年度から人口減少等特別対策事業費を創設したところであります。地方創生分野におきます交付税措置の内容を我々も十分に検討しなければならないわけですし、それから交付税の算定において生ずる疑義につきましては、地方の実情に即した交付税の算定となるよう常に進言はして参りたいと思っております。

地方交付税につきましては、全国一律の基準でありまして、地域差をきめ細かく反映させるということはなかなかできませんが、これは地域差をするために補正係数があるわけです。なかなかこれを我が市だけの部分で反映させるというのは非常に難しい部分がありますけれども、それには取り組んでいるところであります。特別交付税ということになりますと、その算定方法が公表されておられません。わからない部分があるということです。けれども、基本的には地域の特殊性あるいは災害これらによりまして、特別の財政需要がある場合、あるいは普通交付税では補いきれない部分を埋めるための制度でありますので、適正な配分となるよう、あるいはなっていけるよう常に要望はしているところであります。

市の単独ではなかなか、申し上げても改善あるいはそれが実現するという方向にはなりませんので、今までに県市長会あるいは全国市長会等を通じて取り組んできた部分を二、三申し上げますが、消防費の単位費用算定基礎におきます標準団体行政規模の見直しということを要望し、これは実現しております。

平成 26 年度、農業関係でありますけれども、多面的機能支払交付金の地方自治体負担分の算定これがちょっとおかしいということで、今現在、次の制度改正のときにはちゃんと考えましようということになっております。これは確かにおかしいのです。この取り組みを進めて捕捉率といいますか、それが増えれば増えるほど、そこの増えたところの地方自治体の負担が大きくなっていくという部分があるのですね。算定基準の中に農家数だとか、あるいは農業振興地域に入っている土地の面積だとかそういう部分があるのですけれども、これはなかなか実態に即していない部分がありまして、我々は今、多面的機能では確か 95% ぐらい、もう市内ほとんどがこれに取り組んでいるのですけれども、当初はこれは全部交付税で補填しますということをやっていたのです。ところがそうではなく、しかも増やせば増やすほど

負担分が増えていくという、これは絶対おかしいということで、もうずっと言い続けてきておりました、ようやく北陸農政局等からは、今の中ですぐにこれを変えていくというのは難しい部分があるが、そう遠くない将来に制度の見直し、改正がある。そのときにきちんと取り組みますということは回答いただいております。

それから、以前に起こした起債の利率が非常に高かったのです。7とか、そういう部分をとにかく借りかえて今の金利に戻していただいてその分をとということで、これは実現しまして、市の財政にとって大きな出来事でありましたが、水道をはじめ市財政全般に大変な好影響をもたらしたということでもあります。

それから、消費税が3%アップする、あるいはもう2%アップするということですが、その際に地方への還付といいますかその部分については、これも当初国の考えていた、パーセントはちょっと忘れましたが、それはちょっと地方に対して低過ぎるということで、これも増額を勝ち得たところでもあります。そういう成果は働きかけをした中で出てきていると考えております。

市債につきましてですが、市の財政状況につきましては、市報あるいはホームページを通じて市民の皆さんに説明を行っているところであります。定例会でご審議いただきます決算の状況につきましても、例年市報10月1日号でお知らせしております、市債残高あるいは財政健全化判断比率これらも掲載して、市民の皆さんのご理解をいただいているところであります。

市債残高の推移につきましては、今年度策定いたしました第2期の財政計画におきまして、今後10年間の推計を行っているところであります。これは14日の全員協議会においてご説明申し上げますけれども、市債残高のほか歳入歳出予算の総額、財政健全化判断比率これらの推計も行ったところであります。

合併特例債を活用いたしました大型事業は、議員がおっしゃるようにおおむね終了いたしました。そして、対象事業もわずかであります。今後実施する事業には特例債以外の起債を活用するということになるわけですが、これはご承知のように交付税への算入率が非常に低いために、特例債と同額を借りて将来の負担はどうだということになると、相当大きくなるということでもありますので、これは厳しく抑制をしていかなければならないと思っております。新たな起債額を市債の償還額より少なくするという努力が求められるわけであり、ます。

こういう中で財政計画におきましては、年間の投資的事業費に上限を設けるということにしております。起債額を抑制して財政状況を悪化させない。持続可能な財政運営を行うということは、これは当然達成していけるものだと考えております。

しかし、投資的事業に上限を設けるということは、やはりもう簡単なことでありまして、実施できる事業が少なくなるということでもあります。そうなりますと、産業界はもとより市民ニーズに今まで以上にすぐに対応できなくなるということだと思っております。そういうことのために緊急度これらを十分に検討して、本当に今すぐ必要な否かということを厳選し

ながら事業展開をしていかなければならない。それから、施設の廃止、統合、複合化こういうことも行っていかなければなりません。将来の負担を減らしていく努力は必要だと思っております。しかし、施設的な部分をなくす、あるいは統廃合これにつきましては、当然行政だけがそれを考えてやれるものではありませんで、市民の皆さん方からの協力と、そしてやはり覚悟ですね。この施設がなくなっても我が地域はちゃんとやっていけるように努力するという部分を、行政は当然でありますけれども、市民の皆さん方からもそういう覚悟を持って財政事情も勘案しながら、一緒になって取り組んでやらなければならないと思っております。

歳出であります、平成 28 年度の予算編成に当たりましては、やはりいろいろ言いまして市民ニーズの要望をかなえる——ニーズの要望ということではありませんけれども、これをかなえるということが一番の目的であります。これを確実に捉えた上で、今までやってきたけれどもことしという部分ではなくて、不要となった事業を整理して、本当に求められる事業実施のための財源確保を行うということと、やはり全部が全部一度にできるわけではありませんので、それを取捨選択するあるいは集中してやるという部分を原則として編成させていただきました。継続実施がやはり求められる既存の事業につきましても、前年同額の要求ということではなくて、歳出削減に取り組むということ、それから新たな財源の獲得、確保、それから既存財源の精査、これらをきちんとやって見直すように指示をして編成したところであります。

これは予算特集号でもお示いたしました 6 項目の重点施策につきましても、財政健全化と持続可能な財政構造の構築、これを前提としているところであります。財政計画におきましても、投資的事業に上限を設けるということは先ほど申し上げましたが、それ以外の経費につきましても、同時にやはり抑制が求められてくるということでもあります。平成 29 年度以降の予算編成においても、当然こういう原則は変わるということではないと思っております。社会情勢にも反応しながら、限られた財源を最大限に活用する。そして、持続可能な財政構造にしていかなければなりませんし、それに基づく予算措置となると思っております。そういう方向を新しい市長さんからも求められるものだと思っておりますし、私からも引き継ぎの際は、当然でありますけれども、そのことはきちんと引き継ぎ事項としてお願いを申し上げて、そういう姿勢でいていただくようお願いをしなければならないと感じているところであります。

いつも財政問題のときに触れておりますが、将来に負担を、負担をというこれは皆さんがおっしゃることでもありますけれども、適正な負担を求めずして事業は実施できないということでもあります。これはいつも例に挙げるのが、野球場とか大原運動公園のこと、例に挙げるというか挙げられているわけですが、こればかりではなくて、起債を使ってやる事業については全てそこに形が残っていくわけです。これからの今、生まれてくるだろう、あるいは生まれてきたばかりの子どもたちもこれは当然利用するわけです。道路も同じです。ですから、それをいわゆる赤字国債的な言い方と混同されるのは、これはちょっとおかしい

ということですよ。

国も 1,000 兆円を優に超える借金と、このことだけをどんと出しまして、では本当に建設的な部分と、簡単に言いますと職員の給料を払わなければならないけれども、お金がないから借金を起こして払ったと、いわゆる赤字国債ですね。これは区別をしてもっともっときちんと報道をしないと、国民の皆さんに誤った感覚を与えるということでもあります。1,000 兆円を超える借金が残った、あるいは 1 人当たり 800 万円とか 900 万円とか。それは今いる人は当然ですけども、これからの人も道路なんて特にそうですね、使うわけですから。それを使わなければ生活ができない。そういう基盤が整っている部分については、これは本来赤字国債ではないわけでありまして、建設国債と言っていますけれども、それまで全て将来に負担を残すなどということは、これはあり得ないことでもありますので、考え方をちょっとそこをある程度方向性を変えていかないと、いつまでたっても新聞報道ではああいうことが出てくるわけでありまして、それがまた国民の皆さんの不安をかき立てるということでもあります。

我が市も同じことだと思っております。今、900 億円と言われてはいますがけれども、この中で赤字的な債務は全くありません。全て将来のために、あるいは現在のために——現在の人ばかりのためにやったことはほとんどないわけです。ですので、そういうまた考え方も議会の皆さん方からお持ちいただければ、将来への不安ということだけをかき立てることにはならないような気がしますけれども、これは私の私見でありますので、議員からもそういうことにもご理解いただければ大変ありがたいと思うところであります。以上です。

○議長 長 23 番・阿部久夫君。

○阿部久夫君 当市の財政運営について

市長から答弁いただきました。最初、本当は質問しないにしようかと思ったのですが、せっかくでありますので質問をさせていただきます。私も皆さん方のおかげで以前、議長をさせていただいて、市長と一緒に国会議員の先生方や、また新潟にある地方整備局等にいろいろ陳情に行き、いかに各自治体の長がこういったところに行き要望していくと、声を上げていくということは、我々の議員のレベルとは全然違うなというのを、あの当時、私は感じております。井口市長は本当に積極的に国会議員や新潟のほうにも足を運んでいただいたと私は思っております。

そうした中で、やはり市長の任期が 11 月 27 日で終わるということでもありますけれども、私は最後まできちんとした対応で臨んでいただきたい、そういう思いです。選挙で言いますと、投票箱のふたが閉まるまでが選挙だと言われてはいますが、任期があるうちは必ず国会議員の先生、また新潟の地方整備局、北陸農政局、そういうところに足を運んでいただいて、より一層予算をとっていただく、持ってきていただく。どこに行っても私は同じだと思っ

でやるのだとそういう決意をひとつまた聞かせていただければと思っています。

○議 長 市長。

○市 長 当市の財政運営について

ご理解いただいております大変ありがとうございます。もちろん、まだ2か月ちょっとありますから、それこそ11月27日ですね、日付が変わるまで市長でありますので、その自覚を持って懸命に努めて参りたいと思っております。

今、私の日程を見ますと、要望的な活動がもう相当、無理して入れたんじゃないかと思うぐらい入れられていますね。ですので、それらをきちんとなしながら、予算の確保も含めて誠心誠意残りの期間は務めさせていただきますので、気が抜けたようなところが見えましたら、またご指摘をいただければと思うのですけれども、そうならないように懸命に務めて参りたいと思っております。

○議 長 23番・阿部久夫君。

○阿部久夫君 当市の財政運営について

わかりました。先ほど市長は答弁の中で多面的機能の話をしていただきました。本当に農業のこういった問題は、役人のやることでありますので、自分たちの地域の実態がよくわかっていない人がつくっているものだと私は思っている。そういった事業が我々の地域でもいろいろな形で——非常にいいことですがけれども、その反面またいろいろな面でもこれからやろうというときに、ほとんどの各行政区の皆さん方が全部取り組んでいるわけだけれども、予算が今度はどうだ、ああだとうことになる、またいろいろな問題が発生します。この地域の、農業ばかりではない、いろいろな問題がありますけれども、ぜひ、そういったことに対しては十分また万全な体制で取り組んでいただければと、そういうふうに思っているところでございます。

1点目の質問は終わって、市債に入ります。先ほど市長からは投資的事業を抑制すると、そういう答弁をいただきました。これで借金が増えるということは——それだけ大変だと思うのだけれども、私は借金をしなければ事業はできないし、経済発展はできないと個人的には思っています。先ほど市長が若い世代の人にツケを残すのは当たり前だと。いつも言っていますし、私も農業をしていますと、段々大規模化になってくるとどうしてもやはり借金はして行って、新しい機械を購入しながら常々とやって、おいたへえたがないと言ってはあれだけれども、本当に切りがないってほど借金をしながらやっているのですけれども、それでもそうしなければ農業の発展もできないし、農業はできないという状況です。

私は市も同じことだと思っているのです。だけれども、そこはひとつの借金をしながらもきちんとしたことを皆さん方にご理解いただく。特に若い人は借金というものに非常にまた敏感になっています。私はそう思っています。うちの子どもも、とにかく借金だけは嫌だ、借金はしないでくれと言っているけれども、借金をしなければじゃあ何をするなんて言いながらもやっているわけでありまして。本当に若い人は家を建てる、何をするときにも借金というものについて非常に気になっておりますけれども、今度は18歳の選挙権。きょうの社説

を見ますと、18歳の皆さん方が、二十から成人に来年からなるというようなことも書いてありました。ますますこういった若い人のそういった希望というか、当然、市のそういった財政や何かにも非常に興味を持ってくると思うのですが、その点についてもう1点、市長の考えをお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 当市の財政運営について

今、議員がおっしゃったように、地方自治体の特徴として、今の制度上は交付税のいわゆる不算定といいますか、交付税対象にならない地域というのが、今、新潟県内では刈羽村と聖籠町ですか、あるのですね。湯沢さんも交付団体になりましたから。これは何かと言いますと、ご存じのようにもう刈羽村さんは原子力発電のこの部分ですね。聖籠町は新潟東港のほとんどが聖籠町の行政区域内です。あそこに進出してくる企業の皆さんの固定資産税です。そういう特殊な事情のあるところについては財源が豊かで、ですから将来への借金なんていうのがほとんどあるかないかわかりませんが、非常にゆとりのある財政運営をやっているわけです。他の市町村は全くそうではない。全国的にはほとんどがそうです。今の制度上これはもう全くどうしようもないわけでありまして。

国民の皆さん方が納めていただく税金を、所得税も含めて全て地方に回すのだということになれば、地方は何とかある程度やっていけるが、それでは国がやっていけないわけですから、これは制度としてはある程度これはこれでご理解いただける。その中で重要なことは、全く将来のためにもならない、今、必要としているお金を借りるために残す借金というのは、これはだめですと、これは当然です。さっき言いました職員の給料が払えないと。そのために借金をしなければならないなんてことは、これはもう絶対にやってはならないことではありますが、ある意味投資ということになりますと、これは企業論理から言ってもやはり同じですね、投資をしなければその会社の発展もない。当然地域も発展ありません。

よく言われますが、今、どこそこの市は財調がこのくらいあるとか、我々のところより財政的な判断基準がいいとか。それはそうでしょう、仕事をしなければ。しなければたまるばっかりですから。我が市も今は財調が大体、22億円ぐらいですか、18億円から22億円です。合併振興基金が34億円。これは私の今までの経験からいって、財調で残しておく部分は本来10億円、これは必要です。いざ災害とかそういうことに10億円。あとは、これは新しい方になっていくわけですがけれども、必要なときは使えばいいのですね。合併振興基金なんて残しておく必要はないので、いずれ使ってもらって結構なのです。使わなくてはならない。合併してその地域を振興させるために、今、積んでいるというか借りているお金ですから、使わなくてはならない。

それでも賄いきれないわけです。大型の事業になりますと、全て国県の補助がつくといいても必ず地方負担がゼロということはありませんから。そのために起債を起こすということです。その起債が将来の皆さんの負担になるということをよく言われるわけですがけれども、それは負担は負担ですが、それを活用して経済活動も生活もやっていくわけですから、それ

を負担と感じられれば、もう今現在やることは全く何でもなくなってしまうのですね。

将来こういうまちであってほしい、こういうところに皆さんから住んでほしい、そしてその地域を愛してほしいと思うがゆえに、いろいろの投資をしていくわけですから、それはその投資が完全に 100%効果を発揮したか否か、これは後世の判断に委ねなければなりません。しかし、そのときどきの判断を私たちが今やりながら、議会の皆さんのご理解も得ながら、実行してきているわけです。それを一概に全部借金だ、将来の負担だということに感じないような、思わないようなことを我々がもっとやはり——今、議員がおっしゃったように 18 歳の皆さんも含めて、あなたたちのためにこういうこともやっているんだよということを、きちんとやっていかなければならないと思うのです。

それが今、いろいろの報道的な部分が、一番やはり国民、市民の皆さんの目につきますから、あそこの市は借金がこのくらいあるとか、この市はこうだ、ああだということが本当にいつでもどこでも見られるようになっている。その数値だけで判断されては困るのですよということを、我々はもっときちんとやっていかなければならないと思っておりますので、議会の皆さんはほぼご理解いただいていると思うのですが、一般的な皆さんにもそういうことへの理解を深めるように我々も努めていかなければならない。もちろん、無駄なことはしない。投資的な事業をどんどんもう野放図にやっていくのだなんてことはしませんので、その辺も含めてご理解いただければと思うところであります。

○議 長 23 番・阿部久夫君。

○阿部久夫君 当市の財政運営について

市債のほうについては終わりますが、歳出に入ります。市債と歳出、何かこう一緒になってしまって、ごっちゃになってお聞き苦しいと思いますけれども、ひとつまたご勘弁していただきたいと思っています。

先ほど市長が本当にいいことを言ってくれました。できるだけ必要なものは、合併の起債をしてでも使っていくというお話をいただきました。先ほど言いましたけれども、アンケート調査を見ても、ここの地域に住み続けたいというのが 6 割以上いるのです。またこの方が、さらにこの地域に住み続けたいというのが、本当にできれば 100%ぐらいになっていただければと思っているのですが、そこまではなかなか厳しいと思いますけれども、1 人でも 2 人でもこの地域で生活していただけると。

今、いろいろのところで多くの方と一緒に話す機会もあって、「もう合併特例債が終わったが、大型事業が終わったりしてもう何もすることがないんじゃないか」ということを言われる方もいるのです。もう少しもっと事業をやっていたらかないと、それこそ本当に我々も干し上がるというような声も非常に聞きます。

また、若い声からも、1 つの例ですよ。いろいろな大原運動公園だとかスキー場の整備もやっていただき、図書館もできています。もう今度は室内体育館。大きな体育館でバスケットやバレーボールであろうが、またいろいろな武道、そういったものがあるといいなという声も聞くのです。ですから、それがこの地域に少しでも若い人が住み続けたい、また住んで

いただくようなきちんと体制をすると、それも1つの行政の仕事だと私は思っています。

先ほどから借金、借金という話ばかりして失礼ですが、当然やはり私もさっきの農業と同じで、こういった設備をしながら、投資をしながら、そして働く生きがい、またこういう施設をつくることによってスポーツをする楽しみ、生きがい、それと同じことです。やはりこういうところも少し積極的にまた取り組むべきは取り組む。そしてきちんと削減の、投資的に抑えるところは抑える。これは当たり前のことですが、そこら辺も次は、今度はもう市長が勇退される中では、きちんと職員や何かにも徹底したこういった指導をやっていただきたいと思っておりますけれども、その点についてももう一度お願いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 当市の財政運営について

今、当初の答弁でも触れましたように、特例債を活用しての事業というのはもうほとんど終了しているわけでありまして、この後いわゆる投資的事業につきましては、借金をしながらやるということになりますと、一般的に普通の起債ですね。これは交付税算入率が特例債より相当悪いわけですから、やはり借金の額というのが非常に問題になってくる。ですから、ある程度財政を見る中では、そういう部分は相当抑制していかなければならない。

しかし、私は前々から申し上げておりますように、これから単費でやらなければならない事業というのは相当出てくるわけです。特に山です。これをきちんと整理をしないと、本当に将来には大変なことになる。ですから、作業道的なものを南魚沼の山々に全部巡らさなければなりません。これは補助事業にはほとんどありません。ですから、まさに単費でやらなければならない。

それは市の基金を使いながらやっていけばいいのですね。そういうことを考えていただきたい。今まで若干進めて参りましたがけれども、他の事業のほうへの集中度が高かったものから、なかなか思ったほどには進みませんでした。これからはやはりそれをきちんとまずやっていただきたいと思うことと、今、議員おっしゃった体育館ですね。観覧席がないので、ここですね。今のディスポートなんかは体育館の広さだけで十分、何でもできるのです。ところが観覧席がない。これは以前からおっしゃっていただいたところであります。

私はそのときに答弁を申し上げておりますように、新たにどんとどこかにつくらなくても、今のディスポートの2階のアリーナ部分を改造して、きちんと観覧席をつくるなんてことは今の建築技術では十分可能ですから、そういう方向を模索し、検討していけばいいのではないですかということをお願いして参りました。

市民の皆さん方の需要がどんどん高まってどうしてもそうだとことになれば、20億円、30億円がかかるはずはありませんから、一気にやるとしたら今の基金を半分も使えば、確か大体できるのですね。まだ設計していませんのでわかりませんが。そういう需要がある、市民の皆さん方からの要望もある。将来的に必要だと思ったら、それは一気に投資していただければいいわけでありまして、その判断を新しい方ができるか否かということになります。議会の皆さん方の後押しがあれば、じゃあ、やろうかということになるかもわかりま

せんけれども。

それは別にいたしまして、今、議員からおっしゃっていただいたように、本当に若い皆さん方がこれも欲しい、あれも欲しいと。これは本当に、南魚沼は特に娯楽施設がないと言われているのですね。そういう部分、これはなかなか民間部分に委ねるほうがいっぱいになると思うのですけれども、しかしそれも、市の中に活気かあって若い皆さん方もそういう消費意欲があるということがわかれば、民間が出てくるのです。その下地づくりがC C R Cであり、グローバル I T パークだということを、またご理解いただければ大変ありがたいと思っております。

○議 長 23 番・阿部久夫君。

○阿部久夫君 終わります。

○議 長 質問順位 6 番、議席番号 16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 傍聴者の皆様、ご苦労さまであります。議長より発言を許されましたので、一般質問を行います。今回は大項目 4 つであります。

### 1 地方創生総合戦略について

まず 1、地方創生総合戦略についてであります。子育て世帯支援のため、ふるさと納税返礼品の実施と企業版ふるさと納税への取り組みを開始すべきであるが。

南魚沼市まち・ひと・しごと創生総合戦略が策定をされ、平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間のまちづくり最上位指針が決まりました。人口減少対策が最重要課題と位置づけられています。その中でも第 3 章第 3 節、若い世代が暮らしやすく、子どもを育てやすい環境づくりをすすめる、は重要であります。平成 31 年目標値として、合計特殊出生率 1.65、出生数 470 人が挙げられています。仕事と生活の調和を推進するとともに、それを支える基盤整備や包括的体制充実を図ると戦略の中に明記されています。

保育料軽減への市民要望は高く、水道料軽減への市民要望も高い。平成 28 年 4 月から幼児教育段階的無償化に向けて、国の指針に基づき、保育料軽減が実行されている。近い将来保育料は全額無料になるであろうが、まだまだ先は遠い。

7 月末には今年度の保育料が確定をした。今年度 1 号認定は 155 人、2 号、3 号認定は 1,973 人です。また、世帯数で言うと、1,689 世帯が通園世帯であります。平成 27 年度決算では通園児童数は 2,296 人で、保育園入園費負担金収入は 4 億 4,017 万円でありました。

ふるさと納税のそもそもの考えは、生まれ育ったふるさとをお金の面で応援しようというものであります。ふるさと納税を目的寄付として捉え、子育て支援の負担軽減のために使う。このことはふるさとを応援しようという人たちの心に響くはずである。厳しい財政の中では保育料と水道料の軽減は難しいが、それでも取り組むという姿勢は必要である。ふるさと納税という恒久財源とならないものを当て込んだ子育て支援であるが、国の無償化全面実施までのつなぎの資金繰りとして捉えるものである。

返礼品として特産品贈呈やイベント参加券、さらには市内観光クーポン券などが関心を呼ぶであろう。市内公共施設利用券なども考えられる。何よりも、農産物生産者にとって自分

のつくった安心安全な農産物が、子育て支援のために使われるとあれば張り合いが生まれる。米、スイカ、キノコなどの生産者手取りは意外と低い現状を見ても、若い生産者にとっては少しでも明るい未来を想像させてくれるはずであります。

以上で第1項目の壇上での質問を終わります。市長におきましては、いつにも増して簡潔明瞭な答弁を期待するものであります。答弁内容によりましては、質問席にて再質問を行います。

○議 長 質問の途中ではありますが、昼食のため休憩といたします。再開は1時10分といたします。

[午前11時50分]

○議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

[午後1時10分]

○議 長 寺口友彦君の質問に対する市長の答弁を求めます。  
市長。

○市 長 寺口議員の質問にお答え申し上げます。

#### 1 地方創生総合戦略について

ふるさと納税の関係であります。これは、趣旨は後ほど述べますけれども、議員ご承知のとおりであります、理念ということであります。今、ふるさと納税、あるいはそれに対する返礼品ということに関しまして、議員もご認識いただいていると思うのですが、ふるさと納税によります寄付は恒久財源とはならないということであります。今現在、2015年度で前年度に比べて4倍以上に増えまして、全国で1,653億円になったということあります。この額は額として、当然その年度によって額の多寡はあります。こういうことを恒久財源的に使うということになりますと、寄付が多かったので無償化できた。少なかったから減額できないと、これはできないわけですので、こういう部分についてふるさと納税をそういう制度に充てるということには、ちょっと私は懐疑的でありますし、今のところ考えてないところであります。

当然施策を実施する、特にこういう敏感な問題につきましては、財源の裏づけと市としての覚悟ですね、これを持たなければ、とても保育料の無料化とかそういうことには、この制度をもってして踏み切るといふことにはならないということであります。

返礼品につきまして、今までも一般質問で何度かお答えしておりますけれども、一番はやはり制度の趣旨から、これはちょっと逸脱しているのではないかということ本来考えておりました。そういう中で、今までは返礼品に取り組むということについては、私は考えておらないということを申し上げてきたところであります。ただし、これも毎回お答えしておりますけれども、今後の返礼品への取り組みを全て否定するということではありません。もろもろのことを考えながら、趣旨を逸脱しない範囲で、例えば寄付をいただいた方に何がしかのお礼、あるいは満足感をお返しする方法、これは全く否定するところではないわけでありまして。

そこでちょっとご紹介申し上げます。これは「市政」という市長会発行の冊子ですね。その中に今月号でしたか、ジャーナリストの松本克夫さんが、ふるさと納税の功罪ということで寄稿をいただいております。趣旨は先ほど申し上げたとおりです。1つは納税者が納税対象を選択できる。税を自分のこととして考えて納税の大切さを自覚する貴重な機会になる。2つ目はふるさとの大切さ、あるいは育ててくれた人々への恩返し。3つ目は自治体間競争が刺激されて自治のあり方を問う。そして進化させる重要な契機になるということが、これを導入した際のうたい文句でありました。これから申し上げますが、1,000億円を超えるふるさと納税が、今、実施と申しますかできているわけです。これは総務省からの発表ですと、そのうちの最低でも4割は返礼品に充てられているということでもあります。最低でも4割。ですから、簡単に言いますと、半分くらいは返礼品に充てられている。

ふるさと納税そのものは2,000円を負担すれば済むわけですから、ちょっと本来の寄付とは違うところがあります。高額所得者ほどこの恩恵を受けやすいということですね。ですから、相当の額をふるさと納税によって寄付できる。そして相当の品物を手にできるという、ここが大体趣旨の道からは大きく逸脱している1つ。もう1つは、これはその地方、地方の特産品等をこれに充てれば、いわゆるその業界に携わる皆さん方の活性化にもつながるようになる。確かにそうです。これをうちが踏み切れば、南魚沼産コシヒカリあるいは八色スイカ、八色しいたげとか、それぞれの特産品をここに返礼品として列記をすれば、確かに1年や2年は相当の反響があると思います。しかし、これはバブルと同じだと私は思っているのです。永久的に、あるいは15年も20年もこのことは続くはずはないという考え方です。そうなりますと、努力もしないで自分の事業が大きく拡大したと。これが終わったときではどうするのかということですね。それを考えますと、安易にはどうも踏み切れないということが私のずっと気持ちの中であって、今まではそうして参りました。

もう一つ、私はここまで考えなかったのですが、この方がおっしゃるには、国が、自治体がふるさと納税の獲得競争に血道を上げてくれれば、国としては助かると。なぜか。地方分権の課題であります国から地方への税源移譲、あるいは地方税の偏在是正、こういう税制の抜本改革あるいは地方交付税制度の見直し、これに本気で取り組まなくてもいいのではないかと。国は、税収が増えるか否かは、各自治体の努力次第だと。つまり、皆さんの責任ですよということで、抜本的な施策に踏み切らなくても自治体のせいにしておけばいいのだと。そうなりますと、これは本当にそうなんですが、何やら国が笛を吹いて地方が踊らされているという構図にも見えるが、うがち過ぎかと。ここでこういうふうに結んであります。

これも言われてみればまさにそのとおりでありまして、大変な額がふるさと納税として定着と申しますか、2015年度はこれだけの1,200億円を超える額が動いているわけです。けれども、そのことによって国が、もうずっと前から地方では訴えておりました税制の抜

本改革ですね、これらに全く取り組む意欲を、今のところ本当のところ見えません。我々が市長会等でいろいろ申し上げても、要望書的なものを上げているだけということで、それらに対する取り組み状況、国としてはこうだということの姿があまり見えてきていないのですね。

これはやはりおかしいということでありまして、本来寄付は——これは寄付といっても2,000円ですからね。寄付をするというのは、日本にはまだそういう文化が馴染んでいないということでもありますけれども。毎々申し上げておりますとおおり、寄付をした、何かお返しをいただきたいというそういう考え方を持つこと自体が、もう大体人間が劣化してきているということです。「物で栄えて心で滅ぶ」という言葉があります。そういう民族になっては、これは日本の将来は危ういと。青臭いことでもありますけれども、そこまで心配をしながら、今このことについて私は返礼品ということについては、少なくとも後2か月間はやるつもりはございません。

しかし、新しい方がこれに取り組むということであれば、それは別に反対しようとか批判しようとかそういう気持ちは全くございません。うまく活用しながらやっていただくということであれば、それはそれで結構だと思うのですけれども、そんなわがままな気持ちを持ちながら私は今まで来たわけでありまして、賢明なる寺口議員でありますので、ご理解をいただければ大変ありがたいと思うところであります。

企業版のふるさと納税につきましては、これは地方創生応援税制、企業版ふるさと納税でありますけれども、民間企業が寄付を通じて各地の地方創生の取り組みに理解を深め、積極的に地域貢献していただくこと、これを期待した制度ということでもあります。当然であります。

内容は特に申し上げなくてもおわかりだと思いますので、ここでは申し上げませんが、企業版ふるさと納税に取り組むためには、地域再生計画に位置づけを行いまして、国の認定を受ける必要があると。国の認定であります。法人からの寄付を呼び込めるような効果の高い魅力的な事業であること。申請時点において、1社以上の寄付を行う法人の見込みが立っていることが認定の要件であります。従来から行っている事業を単に振りかえるといふものは認定にはならない。また、寄付を行った法人に対し、その代償として経済的な利益供与をすることは禁止であります。これは何で個人ではあればよくて企業でやってはならないか、ここも大きな問題であります。

そういうことも含めて、これは私は今、取り組みを進めているところでありまして、南魚沼版C C R Cの推進に当たりまして、地域再生計画を申請するための最終調整を、今、行っているところであります。地方創生の推進に当たって、企業版ふるさと納税の活用もこれは十分検討しながら事業を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。今のところまだ活用できているというところではありませんが、申請を行っているその準備をしているという段階でありますので、よろしくお願いを申し上げます。私のほうは以上であります。

もう一つ触れておきますが、いつもこれも申し上げておりますように、この制度を利用して南魚沼市からも 300 万円近い税金が各地方に散らばっているわけです。本来これは大都市圏への税の偏り、偏在を地方にもきちんと分配しようということから始まっています。しかし今や、大都市圏が多くはありましようが、地方対地方の争奪戦にもなっている。非常に厳しいことであります。

何でそうなるかと言いますと、やはり返礼品が欲しいからですね。いつも言っていますが、返礼品を毛ガニと高級牛肉に夫婦で1つずつもらおうとか、そんなさもない気持ちで税をやはり簡単に考えてもらっては困るという気もあることも、また改めて申し添えておきますので、よろしく願い申し上げます。以上であります。

○議 長 16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 1 地方創生総合戦略について

返礼品合戦、これはよろしくないという市長のお考えをまたまた聞いたわけでありませけれども、私も返礼品合戦というのは非常によろしくないと思っています。ただ、日本全国で 1,000 億円を超えるお金が動いているということは、地方自治体によっては競争なんです。競争に打ち勝つために、うちの市としてこの趣旨はいかなものかという姿勢を貫いてきた井口市長でありますけれども、恒久財源という非常に不安定な寄付でありますよね。しかしながら、これをうちの市がこういう目的で寄付をしていただきたいという部分が今までなかったわけです。目的寄付を募るといことがどういうお金の動きになるのかということについて、弱かったと私は思っているのです。

市長が言わんとしている、制度の趣旨を踏み違えているというのはよろしくない。それには賛同しますけれども、地方自治体間の競争ということになった場合に、こういう制度を活用して、こういう目的で使うのだということの戦略がうちの市は足りなかったと思っていますけれども、その点についてお考えがあれば伺っておきます。

○議 長 市長。

○市 長 1 地方創生総合戦略について

議員、ご承知かと思えますけれども、我が市では今まで8つのコースを用意してふるさと納税を募って参りました。簡単に言いますと、安心して暮らせる福祉のまちづくりコース、地域社会を支えるいわゆる人づくりコース、それから、豊かな自然づくりコース、安全快適でとか、力強い産業、それから国際大学応援と交流の推進コース、あとは市長にお任せコースですね、これは8項目です。スペシャルオリンピックのは1年限定でありましたから、これはこれとしてやったわけですがけれども、今、大きな額が寄せられているのは国際大学応援と交流の推進コースであります。また今年度も先般 500 万円という大口の方からの寄付の申し出がございました。去年は約 1 億円でしたね、弱ですけれども。

これはメニューを、今、議員がおっしゃったように、例えば保育料の無料化とかそういうことに充てるということをおっしゃったときに、これは本来ですと安心して暮らせるとか、そういう部分で使ってもらっても別にいいわけです。項目としてどんと出すと

ということがいかにインパクトがあるかどうかというのは、出していないのでわかりませんが、これは当然その中でも使えるわけでありますから。しかし、国際大学とスペシャルオリンピック部分を除きますと、例年二、三百万円前後でありましたけれども、一気に1億円を超えたということであります。新聞社の方がおいででありますけれども、我が市がそこまで何十倍にもなったということはほとんど書いていただけません。なぜだったんでしょう、わからないのですけれども。

どこかはもう何倍にも増えたとか、こうなった、あんなった。それはほとんどが返礼品をこういうふうに充実したらこれだけ跳ね上がりましたということ、大いに宣伝ということではないのでしょうかけれども、取り上げていただいておりまして、返礼品を用意しないけれどもこれだけになったという記事に、どうもほとんどお目にかからないのですね。本来そういうことをもっともっと国民の皆さん、県民の皆さんに督励していただきたいと思っているのですけれども、報道機関の批判なんてすると後で何をやられるかわかりませんから、それは別にいたしまして、率直な感想としてはそういうことでもあります。

増えたのですね。本当に増えています。ことしもその国際大学応援コースは確か増えると思うのですけれども、それはそれとして、メニューはこれだけ用意してありますので、全くメニューもなしに、ただ口開けて待っているということではないということをご理解いただきたいと思います。と思っています。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 1 地方創生総合戦略について

ふるさと納税の返礼品等々については、次期かじ取りをする新市長ですか、その方がどう判断するかということでありました。私はふるさと納税の返礼品については、地方創生の専門家という方の意見を見れば、魚沼産コシヒカリ、超高級品でありますよね。それを税金をつけて安く売ってどうするのだというような部分もありました。ありましたけれども、やはり1,000億円を超える金が動いてきたとなれば、南魚沼市はひょっとしたら競争に負けたのではないかという思いがあったわけです。ここの部分についてはもう市長と平行線でありますからこれ以上申しませんけれども、これを財源とした、要は保育料の軽減と子育て世代の水道料の軽減です。これは早急に取り組まなければならない問題であると思っています。

保育料については14段階と細かに分けて、少しでも軽減をしようと南魚沼市はずっと努力をしてきたわけでありますけれども、毎年1億四、五千万円ぐらいのお金をつぎ込んで軽減というのは実際やっておりました。平成28年度からは国のそういう指針があつて軽減にも取り組んでいると。しかしながら、若い世代の所得を見ると非常に低いのです。そういう中で、保育料を払ってパートに出て差し引き数万円しか残らないとしても働かざるを得ないというのが、若い世代の実情であると思っております。この部分に対して税金で手当をするということにちょっと弱さがあったのではないかと思っています。そのためにもやはり国が将来無料化を目指していますので、頑張りたいと思いますけれども、

そのつなぎとして南魚沼市はこういうところに税金を使っているのだという方向は、やはり示すべきではないかと思えますけれども、いかがですか。

○議 長 市長。

○市 長 1 地方創生総合戦略について

それは議員のおっしゃるとおりだと思います。今、負担感と言われることになりますと当然あるわけでありますので。しかし、子育て部分につきまして、保育料ばかりではないわけですね。今まで、今、議員からおっしゃっていただいたように保育料の軽減にも努めて参りましたし、いつも話にのりますが、子どもの医療費これも大変な額です。そこを重点的にやらせていただいたということもあるわけです。そういうことをやりながら、ただ単に保育料の減免ということだけでなく全体的な中でやらせていただいたということでもあります。

もう一つ、保育料が例えば全部ゼロですよ。これをやったときに一つ心配されるのは、所得が低くて本当に大変な方はそれでいいのですけれども、自分の子ども——給食費も同じであります——そこまで含めてゼロにしているのかと、私はすごく感じております。毎日必要なですね、水道料も同じです。水なしには生きていけないわけでありまして、全部公で用意しますよと、本当にそれでいいのか。もうそれに慣れてしまえば、税だってそのうちに同じことを言われるようになるのではないですか、税金は安いほうがいいから。そうすると社会を形づくる基本というのが全部おかしくなってくるというような気が私はしております。ですから、適当な減免とかそれはそれで全く否定するところではありませんし、財源さえあればそれは踏み込んでいきたいということです。

水道料も福祉減免というのをやっております。福祉減免は今のところは高齢者世帯といえますかそちらにやっているわけですが、例えば子育て世帯こちらに振りかえたってできないことではない。今、水道の財政計画も作成中であります。ほぼ策定は終わりましたが、工夫の中では、子育て世帯に対して基本料金を例えば下げるとか、そういう選択肢はあるということだと思っております。それによって財源がどうなるかという試算は、今はしておりませんけれども、一律的に基本料金の2,400円という部分をこのくらい下げたときにこれだけの影響が出ますという部分は出ているのですね。それを水道事業会計だけで補うということは非常に無理。やるとすると一般財源からの繰り出しを1億円強ずっと継続しなければならない。

こういうことも出ているわけでありまして、そこまで算定をしてきておりますので、逃げるわけではありませんが、そういう部分を十分勘案しながら、議会の皆さん新しい市長がどこまでどう踏み込めるかということだと思っております。

否定はしません。しかし、何でもかんでも全て無料だという考え方だけは、どうか議会の皆さん方もお持ちいただかないように、これだけはお願いしたいと思っております。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 1 地方創生総合戦略について

地方自治体間の競争でありますよね。千葉県流山市、子育てをするなら流山という部分で非常に大きなインパクトがあるわけです。そういうところと競争をしてでも子育てするなら南魚沼市というためのインパクトのあるそういう政策を打たなければならないわけですが、この部分についても次期市長のほうに委ねるといふ考えだということであれば、それもそうなのかということです。

企業版のふるさと納税について、確かにこれでいいのかという部分も出てきたわけでありまして、一番懸念をするのは企業でありますから、例えば南魚沼市にとって寄付をした場合については、その寄付を優遇していただきたいという交換条件を出される恐れが非常にあります。CCRCに特化して企業版ふるさと納税を使おうというのであるけれども、私は企業としてはワークライフバランスというのを考える企業、これが生き残っていくのだらうと思っております。

そういう意味でいくと、やはり子育て世代の応援をするという企業に南魚沼市というのを印象づけるためには、そういった形での企業版ふるさと納税のほうに宣伝を打っていくということは必要であらうかなと思っております。これも恐らく市長は次の市長のお考えに委ねるといふことでもありますもので、第1の地方創生総合戦略についての質問は（「そこは全く違いますからちょっと……」と叫ぶ者あり）終わります。

○議長 市長。

○市 長 1 地方創生総合戦略について

今ほど触れましたように、企業版ふるさと納税はそのことによって経済的な供与、利益供与をすることは禁止されているわけです。ですから、それは一切ない。これはもうありませんから。例えばどこそこの企業さんがそうしていただける、そういう要求があったとしても、それは禁止事項でありますからできない。これは企業がよくわかっていますよ。ですから、する場合はまさに利益供与を求めめるのではなくて、その自治体の地域再生計画に賛同して、そして納税していただくわけです。全くその心配はありません。

それからCCRCに特化したということではありません。CCRC計画を推進する中で、地域再生計画というのはCCRCばかりではないわけですね。地域再生計画の中にきちんと企業版のふるさと納税という部分を位置づければ、これはそうやってもらっていいですよと、それを利用してもらっていいですよということがうたわれているわけですから。それをやろうということで、CCRCにこれを全部やろうなんてことを全く考えているわけではありません。一緒に地域再生計画をつくる中にこれを盛り込んでいきましょうということでもあります。ですから、ちょっと認識が違っておられますので、そこだけは、今、議員がこれで終わりますということをおし上げましたけれども、終わらないでこの答弁を聞いていただいて、認識をまたきちんとお持ちいただければありがたいと思っております。

○議長 長 16番・寺口友彦君。

## ○寺口友彦君 2 新ごみ処理場建設について

それでは、2つ目の新ごみ処理場建設についての質問を行います。新ごみ処理場建設は、ごみ処理のあり方、ごみ処理の方法、メーカーの選定と段階を追って進めるべきではないかと。社会厚生委員会で管外視察に行きまして2つの市を例にしてありますが、上越市は現在2基あるごみ焼却施設を1基にまとめて処理するために、新クリーンセンターを建設中である。施設整備にかかる検討の経緯は参考にすべきである。平成22年から始まり、あり方検討委員会、建設検討委員会、建設委員会と平成26年度までかけて整備方針が決定をされた。それを受ける形で平成25年から事業者選択に入り、平成26年6月20日に事業契約を結んだと。また、平成26年8月1日に生活環境保全協議会を立ち上げ、大学・民間の専門員、周辺住民代表、市職員の10人からなる委員会が運営に関する必要な協議を行っている。平成29年5月には試運転、10月からは供用開始をする予定であります。

また、相模原市は、北清掃工場と南清掃工場があり、それぞれ整備方針が違う。南清掃工場は平成12年4月に整備検討委員会が設置され、職員だけで検討がなされ、平成14年7月に建てかえが決定をした。平成18年9月に契約がなされ、平成22年3月に竣工をして現在に至っている。北清掃工場は費用面での検討の結果、延命化が建てかえよりも49億円安いと判明をし、施設の延命化目標年数45年稼働のため、平成24年コンサルタントへ計画業務委託を行った。改良工事は平成29年度に契約をし、平成33年3月完成を予定している。旧施設の15年延命であります。

定住自立圏構想では、2市1町で1か所の可燃処理施設をつくるのが合意されているが、そもそものごみ処理のあり方はいまだ統一されていない。現在設置されている協議会の最初の仕事は、このあり方を協議し、統一見解を取りまとめることにあると考える。それを受けて新たに建設検討委員会をつくり、専門家を交えてごみ処理の方法を決めるべきである。そして、最終的に建設委員会を立ち上げ、メーカーの選定と施工業者、運営業者を決めるべきである。今、建設位置選定にばかり集中をしているが、急いで場所を決定する必要がないものと考えております。

○議 長 市長。

○市 長 登壇します。

## 2 新ごみ処理場建設について

寺口議員のご質問につきましては、岡村議員からも確か以前からもそういうお話をいただいております。そこで、改めて皆さん方からご理解をいただきたいと思うわけですが、まず、新ごみ処理施設の建設に当たりましては、用地の選定、環境の影響調査、基本設計、実施設計、建設工事、こういう工程を経るわけでありまして、非常に長期間になります。建設に際しましては、環境省の循環型社会形成推進交付金の活用をもう前提として我々は動いているわけでありまして、その採択要件として地域計画の策定がまず必要であります。これには建設位置の設定が必要であります。候補地を決定しないと、その後の環境影響調査に進めないということでありまして、用地決定これもそう簡単に決まるものだ

とは思っていませんが、建設候補地の選定を進めている、なぜそうなのかというのはこの理由であります。ここが程度定まらないと前に進めない。環境省のほうの認定も受けられないということでもありますから、まずこれをご理解いただきたいと思っております。

いろいろご指摘いただいております、ごみの処理のあり方、これは再検討が必要であろうということでもあります。現在の方法を大きく変更する場合、当然ですけれども、いろいろの混乱も出てくるわけですので、十分な検討が必要だと。

当面、南魚沼市と魚沼市で異なっている分別方法が今あるわけですね。この統一をしなければならない。今、これを進めている段階でありますし、2市1町で1日約20トン発生する生ごみの処理につきましては、今検討を行っております、生ごみについては可能な限り資源化・減量化対策を実施した上で——その上ですよ——全量新可燃ごみ処理施設で焼却処分をするという方向でこれは決定をしているところであります。

この結果は社会厚生委員会のほうにも報告を行っているわけでありまして、生ごみの減量化にどう努められるか。私は南魚沼市としてはディスプレイだということとをずっと申し上げてきておりますが、これを魚沼市あるいは湯沢町のほうでどう受け入れられるか。コンポストみたいなのがいいのか。これはいろいろ議論が出てくるでしょう。そういうことを今、検討に入っているところでありまして、建設検討委員会というご提案もありましたが、これは新ごみ処理施設建設推進のために、平成27年7月に新ごみ処理の検討委員会が設置されております。現在の委員が11名ですけれども、これは15名以内としておりますので、あと4人はここに入られるわけでありまして、新ごみ処理施設の検討が進んでいく中で、技術面での専門家を追加して、この部分も一緒に検討していくようになろうかと思っております。今、その方向で進めようと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。平成35年ごろの稼働を、今、目指して鋭意取り組んでいるということをご理解いただければと思うところでございます。以上であります。

○議 長 16番・寺口友彦君。

## ○寺口友彦君 2 新ごみ処理場建設について

担当委員会でありましたので、その流れのほうは承知をしておったわけでありましてけれども、平成35年に稼働という部分について、私個人としては平成35年に建設が始まるというぐらいに非常に長い時間をかけて駆け出していただいて、やはり建設地の選定これに時間がかかるだろうと。これに時間をかけるなど言っているわけではないのですけれども。この部分を急いだ余りに、その後の処理の仕方だったり、メーカーであったりについて制約が生まれる可能性が私は出てきたなと思っていたものですから、こちら辺は急ぐべきではないだろうと。

先ほどありました上越市や相模原市であれば、今までの施設の隣地のほうに建設されますので、用地取得ということについては全く心配はなかったような状況でありました。ただ、我が市がつくろうとしているものは、2市1町で1基、1台のものをつくるわけですから、当然場所の移転が必要であるというところは承知はしている。承知はしております

けれども、この部分を例えば今年度中に結論を出すとかというように急いでいるとするならば、いやいやもう少し時間をかけてじっくり考えるべきではないか。その中には当然技術職の専門家を入れた中で、どうなのかなということを検討するべきではないかなと考えているわけです。今の市長答弁の中では、15名の委員の中で専門技術者をこれから入れて検討できるであろうというのでありますけれども、これは当然入っていなければならないというふうに私は思っています。今すぐにでもこういう専門家を入れてやるべきであると思いますけれども、市長のお考えはいかがですか。

○議長 市長。

○市長 2 新ごみ処理場建設について

平成35年稼働を目指しているところであります。決定ではなくて稼働を目指しているところです。なぜかと言いますと、前々から申し上げておりますとおり現在の私どものところの熔融炉、あるいは魚沼市のごみ処理センター、これを故障がちの中で、何とか平成35年までは持たせたいということでありまして、これが大幅に遅れるということになりますと、修繕の費用も含めてまた莫大なお金が必要になってくるということでありますので、でき得れば平成35年稼働を目指しているところであります。

そこで、今おっしゃったように、建設検討委員会と建設技術屋ですね。ここに入れろと言っても、今、触れましたように、まだ処理方式をどうするかということが決定していないわけであります。処理方式をどうするか決定していないところにプラントの専門家を入れても、どの専門家を入れればいいのかわからない。生ごみを極力少なくして、生ごみも一緒に燃焼させましょうということまではきているのですね。それがどういう燃焼方法とかそこも含めてある程度の方向性が出ないと、技術屋さんをそこに入れて、これだから検討してくれという提示ができない。これはご理解いただけると思います。

ですので、なるべく早く2市1町で方向性を決定して、あるいは生ごみは全然出さないという方向にでもなれば、これはまた別の燃焼施設ということになるわけです。その辺をもうちょっと詰めないで、今、南魚沼市ではディスポーザーを、例えば補助金を使ってでも普及させて生ごみの搬出を極力少なくするという方法も考えなければならないとは思っております。そういうことも含めて今検討中ということですので、ここに今すぐ建設に関する技術屋さんを入れてみても、これは全く役に立たないなんてことはありませんけれども、何をその方々からご提言いただけるか、ご指摘いただけるかということすら出てこないわけですので、これはまだ無理だということです。

位置の決定は本当になるべく早く、今3地区から一応要望といいますか応募がありますので、これらを含めてきちんとした検討をした中で、なるべく早くやはり方向性をきちんとして出したい。そして、一気に先ほど申し上げた工程で進んでいければという思いで取り組んでおりますので、よろしく願いいたします。

○議長 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 2 新ごみ処理場建設について

この技術屋という部分でありますけれども、先進事例を見てきた場合については、結局大学の先生。担当メーカーではなく大学の先生と、それからちょっと名称は忘れましてけれども、日本の中でのごみ処理の団体連合会でしょうかね、そういうところという形でありましたので、プラントメーカーではないのですね。そういう方たちの意見がやはり大きいなというふうに思っていたもので。

位置の決定でありますけれども、公募をして手を挙げていただきました。非常にありがたいです。ですけれども、周辺の行政区との兼ね合いが当然ありまして、非常に微妙な問題であります。とすると、この3地区の中からしか建設場所は決めないというのが当初の方針であったのでしょうけれども、いろいろな事情を鑑みただ中で、この3地区ではなくほかの場所にまた求めざるを得ないという結論も、私は一つの結論ではないかと思っていますけれども、市長の頭の中にはどのような結論があるのか、お聞かせ願いたい。

○議 長 市長。

#### ○市 長 2 新ごみ処理場建設について

私は建設地の公募をするときから思っておりましたが、ご要望があればあったなりです。もしないということも考えておかなければならなかったわけでありまして。ないというときですね。ないというときではどうするかというと、市のほうで選定をして、そこをお願いをしていかなければならないということでもあります。ですので、例えば今3地区からご応募がありました、この中以外に選ばないなんてことは全く考えておりません。この3つの地区の中で今、議員がおっしゃったように周辺集落との調整、あるいはこれを建設することによってのもろもろの要望事項があるわけですね。それもかなえられるもの、かなえられないもの、どのくらいのもんが出てくるかというのはちょっとまだわかりませんが、そういうこともありまして、ここにこの3地区以外に考えている——別にどこかを考えているということではありませんよ、まだ。この3地区以外に建設地はないのだという考え方ではないということでもあります。

ですので、これから今、職員が本当に精力的にその地域の皆さんと話をしておりますけれども、まだまだやはり、一番はどうしてもその周辺の皆さんとの調整ですね。これは確かほとんどのところが周辺地区の同意なんか取りつけてやっている問題では確かないと思っていますので、その辺も含めて難しい問題もまだ存在していると。いよいよもう立ち往生するときは、これ以外に考えられないかなんてことにはならないわけですので、それは必ず何らかの方法で解決していくという気持ちは持ってずっと私はまいりましたので、そういうことでご理解いただきたいと思っております。

○議 長 16番・寺口友彦君。

#### ○寺口友彦君 2 新ごみ処理場建設について

生ごみの処理方式でありますよね。ディスポーザーを云々という部分でありますけれども、この部分は11月27日まで井口市長は任期があるということでもありますから、統一の部分ですね。これぐらいは最低限ほぼ決まると。あるいはこういうきちんとした方向が

出たというところを出さないと、新しい次期市長にお任せをするというのは、まあ無責任とは言いませんけれども、責任を全うするというのが井口市長の多分モットーでありましょうから、そこはやはりきちんとした線を出すというお考えはないかどうか伺っておきます。

○議 長 市長。

## ○市長 2 新ごみ処理場建設について

私としては非常にそういう強い思いを持っているわけではありますが、他の1市1町の首長さんもいらっしやいまして、この方たちがどうお考えなのかというのは、まだ私は直接的には伺ったところではありません。今の進捗状況について、誰か課長が答えられるか、その方向性がどうだというのは……。答えられないところだそうですが、また私のほうからも精力的に、私の任期にかずけて言うわけではないのですけれども、その方向性ぐらいはもう出したっていいではないかということは、両首長のほうに要請はしてみたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長 16番・寺口友彦君。

## ○寺口友彦君 2 新ごみ処理場建設について

大分前でありますけれども、生ごみをいかに減らすかということで3切り運動ということ、食材は使い切り、料理は食べ切り、最後に水切りということで提唱したわけあります。観光地として多分、ものすごい生ごみが出るであろう湯沢町等々についても、こういうところの理解をしっかりといただいて、その上でディスプレイということであろうかなと思っています。処理方法、特に生ごみでありますよね、これについての意思統一というのがまず一番先にやらねばならない。それをある程度方向をつけるのが、井口市長の責任全うであろうと思っていますので、そういう考えだけを聞いていただきまして、この問題は終わります。

## 3 六日町市街地空洞化対策について

次に六日町市街地空洞化対策であります。地盤沈下区域内の井戸規制の抜本的見直しを行い、市全域での地下水利用計画を立てるべきではないか。「で」が落ちておりました。長岡市は2016年4月1日に地下水利用についてのお知らせを出しています。旧長岡市街、三島、与板、越路、中之島と信濃川水系の広い地域が対象であります。道路と駐車場に散水する量、自動降雪感知器の設置、水量弁の設置、水量測定器の設置など細かな指示が出ている。また、上越市は県条例で深井戸の掘削が規制され、従来井戸の洗浄も規制がかかっている。こういう地区があります。地下水利用は「必要以上に使わない。出しっぱなしにしない。地下水だけに頼らない。地下水の再利用をする。」と4つの目標を掲げております。道路除雪は消雪から機械除雪への転換という思い切った施策にも踏み出しています。機械除雪ではGPS対応のIOTを除雪車に設置し、無駄なく速やかに除雪が終了する体制づくりにもいち早く取り組んでいるわけであります。

昨年の市議会報告会でも六日町市街地の井戸規制については要望が出ました。また、3

月定例会での市長の発言どおり、地盤沈下影響調査アンケートは実施され、社会厚生委員会委員には資料が配付をされました。大学の専門家からのアドバイスもいただきながら、今後の規制のあり方を検討することでありました。

アンケート結果を見て地下水利用のあり方を市内全域で考える時期にきていると判断をしました。地盤沈下区域内だけ井戸規制を続けていては、六日町市街地空洞化は防ぎきれないと考えるものであります。

○議 長 市長。

○市 長 3 六日町市街地空洞化対策について

市街地の空洞化対策の中での井戸規制の抜本的見直しという件でお答え申し上げます。今、議員からおっしゃっていただいたように、それぞれ取り組んでいるところでありますが、今年度実施いたしましたアンケート調査、そして現地調査の結果と専門家——これは長岡技科大あるいは新潟大学の先生方でありまけれども——この検証結果これらを勘案いたしまして、所信表明で申し上げましたとおり、市の方針は地盤沈下区域の消雪用井戸の掘削を認め、引き続き総揚水量の規制をするということでありま。

議員がおっしゃったように、いわゆる今の規制区域だけが節水をして何の効果も出ないということでありま。上流部——そう言いますと、今度は塩沢地域に入ってくるわけですけれども——ここで大量の水が使用されますと、当然ですけれども、六日町あるいは大和町、旧ですね、そちらに流れていく地下水の総量が減るわけでありまして、そのことだけでも地盤沈下は起きかねない。こういう結果でありま。

そして、我々はいろいろ今までの専門家の皆さん方からのお話の中で、地下水脈はほぼ100%魚野川であろうということはずっと思ってきたわけでありまますが、今回の地下水のイオン含有量の調査等によりますと、西山方面からの伏流水といいまるか、これも相当量あるということも判明をしておいま。これは科学的に実証をされたわけでありま。そういうことも考えまして、要はこの規制区域は撤廃をしよう。

しかし市全体で、例えば大和地域に行きましても、水頭といいまして簡単に言うと、落差ですけれども10メートル以上あるということ。ですので、少しの部分は結構ですけれども、大和のほうでどどんまた使うということになりますと、これも地下水が相当引っ張られまして、この六日町地域あるいは塩沢地域にも影響が出てくる。いわゆる南魚沼全体が一つの水がめだという考え方を——魚野川の右岸、左岸も含めてですね。右岸も含めてです。私は左岸だけだと思っておりましたら、右岸も含めてということでありまので、地層、水位それから地質柱状図、もろもろの件から専門的に判断していただいた結果がそうでありま。魚野川の下をくぐって東山方面からもうこっちへ地下水が流れてきていますよということも判明をしたところでありま。まさに全域で総水量の抑制ということに取り組まなければ、一部の規制をかけていても全く無意味だということでありま。

そこで、大卒といまして、地盤沈下区域における井戸の新規掘削——これは既存井戸の掘りかえも含むです——これを許可すると。それから、市内の規制区域を地盤沈下区

域とその他区域の2つに分ける。今までは第1とか、第3とか、第2とかいろいろな区域に分けておりましたけれども、その2つに分けます。それから、3年間の地盤沈下目標値が2センチ以下ということをおたわせていただきます。しかし、異常豪雪等を考慮して10年間で20センチとなるように長期目標値も設定する。例えば単年度では3センチ、5センチということがあったとしても、翌年度1センチあるいはその辺の範囲で収まる。トータルとして平均割りして2センチを下回らないといえますか、それを超えないように何とかやっていきたいということでもあります。これを超えると非常に影響も出てくるのだらうと。

それから、地下水のくみ上げによりまして水位がどんどん下がるわけですが、水位の変化これは10メートルを超えますと要注意。これは15メートルを超えてはならないということです。15メートルを超えますともう復元が非常に難しくなるということも専門家の先生からおっしゃっていただいております。例えば15メートルぎりぎりになるというときには、もう全面的に停止をするというぐらいの処置を考えないと、個々の皆さんで100%徹底するというのは難しい部分があるかと思っておりますので、その辺も協力をお願いだけではなかなか無理な面もある。

そういうことも含めながら、先般の議会の冒頭では、私はことしの12月に条例改正ということをお申し上げしましたが、ちょっとやはり無理がありまして、でき得れば来年度9月ぐらいまでには、来年、この次の冬のシーズンには希望者が井戸を掘削できるような、あるいは掘りかえができるような、そういう方向にもっていけばなということで今、事務当局のほうにハッパをかけておりますが、これは相当作業として膨大なものが出ますので、ここで9月だという約束はできるものではありませんけれども、そんな思いの中で今進めているところであります。

ですので、総量規制——城内であろうが、小栗山であろうが、石打であろうが、五箇であろうが、もう全員の皆さんからこのことを真剣にお考えいただいて、ご協力いただかないと無理だということをお痛感したところでありますので、それらの方向も考えながら進んで参りたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 3 六日町市街地空洞化対策について

市内全域で地下水を大事に使おうという方向での条例改正だということが確認できました。細かな部分についてはこれから同僚議員が質問をしますので、その同僚議員のほうにお任せをするということで、私の3番質問については以上で終わります。

#### 4 若者育成支援について

4番目、若者育成支援についてであります。増えている若者相談と体験就労活動への対応はどうあるべきと考えているかであります。

平成27年度の実績報告書には、若者支援事業の年齢別利用者数が出ている。16から24歳が利用者全体の62%、新規利用者だけを見ると68%になっている。また、7月末での利用者数を見ると、相談件数は186件で昨年よりも57件増加をしている。体験就労活動は

52 件で、51 件も増えている。

8 月 20 日に「ひきこもりをご存じですか」という講演に参加をしました。新潟青陵大学の斎藤雅子教授から、ひきこもりについて本人の心情、家族の心情、大切にしたいことについてお話をいただきました。その後、新潟から 2 名、十日町から 1 名のひきこもり経験者の方を交えてパネルディスカッションが行われ、ひきこもりの親の会の方からも生々しい話を聞くことができました。この生々しいという表現を使った理由は、ひきこもり経験者から話を聞くのが私は初めてであったということと、自分の部屋から外へ出ること、自分の家から外へ出ること、そして、自分の家族とも話をする事。こういうことに必死で取り組もうとしてもなかなか実行できなかった理由を、一語一語発するの間に間があり、それこそ必死の思いで語っている人に会うことが、私自身初めてであったからであります。全員参加型社会への挑戦として、南魚沼市はこれからどうするのかを伺うものであります。

○議 長 市長。

○市 長 登壇します。

#### 4 若者育成支援について

若者育成支援について寺口議員にお答え申し上げます。増えている相談件数、若者相談これらのことではありますが、今、議員からおっしゃっていただきましたように、私たちも子ども・若者育成支援センターを通じて、それぞれの呼びかけあるいは戸別訪問これらをやってきたところであります。

今年度に入りまして、相談件数あるいは体験就労活動件数が伸びている。これは議員がおっしゃったとおりであります。市報等への掲載、民生委員・児童委員協議会でのお知らせ、高等学校での説明、こういう取り組みによりまして、子ども・若者育成支援センターの若者支援活動の周知が進んだ結果だろうと思っております。また、自立・就労というニーズに支援プログラムがマッチしていたということも要因だろうと思っております。

センターのほうではこれまで相談業務が中心でありまして、対象者は相談者あるいは居場所利用者でありました。このために体験活動や就労支援については、ハローワークあるいは三条地域若者サポートステーションに頼ることが多かったわけではありますが、昨年度から徐々に体験・就労活動への取り組みも進めていたところであります。これらにつきましては、今後かなりのニーズが予想されるために、引き続きやはり関係機関と連携しながら、一人一人に応じたきめ細やかな取り組みをしたいと考えております。

なお、就労体験——ジョブトレーニングであります。これにつきましては、民間企業あるいは NPO 法人等のご協力なしには実施できませんので、キャリア教育の推進も含めご理解とご協力をお願いしていかなければならないと思っております。

ひきこもり支援についてでありますけれども、ひきこもり状態の方の人数、これらは実態把握ができてはおりません。民生委員さんに簡単なアンケート調査を実施しておりますけれども、把握できる部分のごく一部であります。これが一応数値としてアンケート調査による 15 歳から 39 歳のひきこもりの把握数です。把握している数はせいぜいが 30 人、40

人という程度であります。しかし、内閣府の調査の率を当てはめると、これは日本全体として1.79%でありますね。これを市に当てはめると、我が市の16歳から39歳の若者で264という数字が出ます。それから新潟市が平成27年度の調査をやりました。これも15歳から39歳であります。この割合が1.3%ということで、これを当市に当てはめると192人。さっき言いましたアンケートで何とか把握できている数字は30人、40人という程度でありますから、実態がどうなのかというはまだなかなか我々のところで把握はできていないということを、申しわけないと思うのですけれどもご理解いただきたいと思っております。

まず、市民の皆さんからひきこもりについて知っていただくために、先ほど議員からご紹介していただきました「ひきこもり理解のシンポジウム」であります。この中で非常に好評だったわけではありますが、「何年もひきこもっているが、どうしたらよいか」という質問も出たそうでありまして、これに対しまして、「本人が出たいと思うまで、待つ環境をつくってほしい」ということだそうであります。外に向かうようになるには長い時間がかかる、長期対応。そこがひきこもり支援の難しい部分だと思っております。

これまでひきこもり支援として「我が子の自立を願う家族の集い」、これを継続的に開催して参りました。引き続きこの家族の集いを開催いたしますし、ひきこもりの理解を一般の方にも広げるということによりまして、家族の方が外に向かってひきこもりの状況を話したり、あるいは支援を求めやすくなるような雰囲気、環境づくりを推進していかねばならないと思っております。

まずは民生委員・児童委員の皆さんの協力を得まして、本当の数はどうあるのかというこれをまず把握しないことにはなかなか前に進めませんので、これらの把握の取り組み、そして合わせてひきこもりへの理解と支援の輪が広がる、こういう取り組みを進めて参りたいと思っております。

市の民生委員・児童委員の皆さん方のアンケート調査による数値というのは、ちょっと今のところ確たる数値をここで公表するのは差しさわりがございますので、大体このくらいという程度でご理解いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議 長 16番・寺口友彦君。

#### ○寺口友彦君 4 若者育成支援について

この講演の中で、まずひきこもりを知っていただきたいということから始めたわけでありまして、うちの市の子ども・若者育成支援センターの相談員体制でありますよね。相談の実績に応じて賃金といいますかが払われるという体制だと、なかなかこういう相談にたけた方をずっと確保していくということは非常に難しい部分があるなと思っております。相談員確保について、これから平成29年度予算の編成が始まるというわけでありましてけれども、やはり相談員体制というのが非常に重要であるというのがわかっていながらも、なかなか人件費部分が出せないという非常に難しい問題がありました。この部分について改善をしていくという方向はあるのかどうか、まず伺います。

○議 長 市長。

○市 長 4 若者育成支援について

今ほど申し上げましたように、現実に近い実数がまだつかめておりません。これをまず把握することが先決だと思っておりますので、それらの把握をきちんとした上で、しからばどういう体制で相談にお答えすればいいのか。これを検討しなければなりませんので、来年度予算でその相談員といわれる専門的な方を常駐で置くとか、置かないとかということについては、もう少しやはり判断を待たなければならぬと思っております。いずれにしてもその実数をとにかく早くつかむと。このことにまずは全力を挙げさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議 長 16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 4 若者育成支援について

この相談体制もその本人が電話をしてくる、あるいは家族が電話をしてくると、そこがまず基本なわけでありまして。民生・児童委員さんのほうからは非常にプライバシーに関する情報が入ってくるわけで、どこで話をするというわけにもいかない。そうするとこういう専門員という方たちが、職員とはまた別に守秘義務を持ちながら動く、そういうことは非常に大切だなということは実感をしました。

子ども・若者育成支援センターといういいセンターをつくったのですが、そのソフト部門をどう動かすかということは、確かに実数をつかんでからという部分もありますけれども、今の相談員のほうのこうしたほうがもう少しよくなるのではないかと。言ってしまうと、相談員も我々は何をやらなければならないかというところまでしっかりと認識をしていただいて、相談業務に当たっていただくということが必要だと思っておりますけれども、市長、ご意見がありましたら。

○議 長 市長。

○市 長 4 若者育成支援について

今、議員がおっしゃるとおりでありますから、何をしたらいいのかということがきちんと理解していただければ、電話相談があろうが、ご家族の方から相談があろうが、全くとんちんかんなことを言っていてはどうしようもないわけでありまして、そのことについては当然きちんとした認識を持っていただいて、そして相談に当たっていただくということだろうと思っております。私が今、相談員の方がどういう方であるということがちょっと全て把握しているわけではありませんので、何か問題点はないと思うのですが、それらについて、教育長、ちょっと答弁してください。

○議 長 教育長。

○教 育 長 4 若者育成支援について

専門の方と言われますが、それはやりながら専門員を育てていくしかないと思っております。ひきこもりということは日本全国でもかなり難しい問題でありますもので、県内では三条と南魚沼市はそういう面ではトップクラスであると思っておりますし、うちもここ

何年か4名の相談員をやりながら育ててきたつもりです。今後もこの4人に託しながら、先ほど市長が言われましたように、人数を確認次第に増員ということは今後考えていきたいと思っております。今、一番大変な現場で体を張って頑張っておりますセンター長が来ておりますもので、センター長のほうからさらに詳しい説明をさせていただきたいと思っております。

○議 長 子ども・若者育成支援センター長。

#### ○子ども・若者育成支援センター長 4 若者育成支援について

今ほど教育長が申しましたように、現在4名の相談員とそれに1名の臨床心理士で若者相談のほうに対応しております。私どもの存在がある程度浸透してきたのかなということもありまして、今年度は結構相談件数が昨年度に比べて増えています。内容的に就労関係の部分がことは本当にちょっと多くて、今までそういう部分が子ども・若者育成支援センターが一番弱かった部分ですが、去年から新しい相談員が来て、就労の部分に一生懸命頑張ってもらっています。その辺を相談員、臨床心理士それから一般の行政職が一丸となって忙しいところを何とか対応して、ニート・ひきこもりの皆さんのほうの支援に当たっていききたいというふうに現在考えております。

相談員のほうも資格的には先生の資格を持っていて先生を退職された方とか、あとはカウンセラーの資格を持っているという方がいますので、そういう資格を生かしながら相談のほうに当たっていききたいと、これからも充実させていききたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議 長 16番・寺口友彦君。

#### ○寺口友彦君 4 若者育成支援について

質問の時間が残り少ないようであります。井口市長とは一般質問のこういう場で幾つか質疑をさせていただき、また、いろいろな意味で指導もいただいたかなと思っております。ハードからソフトへということを最近はおっしゃるようになったわけではありますが、こういうソフト面での充実というのがなければ、新市建設計画にのっかってやってきたということが、私は水泡に帰すると思っております。新しい市長がどのようなお考えでこれを引き継ぎながらやっていくのかがわかりませんが、私はサプライズ発言などは全くございませんが、新市長には期待をするものがありますけれども、それがどうなのかというところは、9月定例会が終わってからまた考えたいと思っております。以上、質問を終わります。

○議 長 一般質問については、おおむね60分というお願いをしてありますので、ご配慮をいただきますようお願いいたします。

○議 長 質問順位7番・議席番号6番 佐藤剛君。

○佐藤 剛君 それでは、発言を許されましたので、通告に従って質問いたしますけれども、皆さんにお配りの通告書のほうは大変簡単に書いてありますけれども、通告のほうはもうちょっと丁寧に書きましたので、その通告に従って質問をさせていただきたいと思っております。

## 第2次総合計画実現のための第2次財政計画の意義と覚悟

今回は大項目1項目だけあります。第2次総合計画実現のための第2次財政計画の意義と覚悟であります。6月議会では井口市政の総仕上げということで、次の市政に引き継ぐべき課題について質問をいたしました。今回はそれらの課題を含めて、市の将来像を示し、昨年策定いたしました第2次総合計画を実現するために、昨日配られましたけれども、第2次財政計画がどうまとめられて、次の市政に引き渡すのか。ですので、井口市政の総仕上げその2であります。

合併後の市政は旧3町のそれぞれの思いの実現と、新しい南魚沼市の基礎づくりを進めてきました。これからの市政はそれを土台にしまして、さらに合併の特例期間の終了と超高齢化を伴って、急速な人口減少時代という現実を踏まえて、新たなまちづくりを進めていかなければならないということは、誰しもが認識を同じくしているところであります。したがって、市政の方向性からは、大変重要なかじ取りの時期であります。

このことは我が市だけのことでなくて、全国全ての地方自治体が抱える課題であり、現実であります。そのために国においてもまち・ひと・しごと創生総合戦略を打ち出して、地方自治体の創意工夫の独自の施策を支援する政策を進めているわけであります。そのことは地方自治体の行政運営が真価を問われているということでもありますし、もっといえば、生き残りをかけた行財政運営が求められているという現実であるともいえるものだというふうに思います。

そういう難しい局面の中であってかどうか、策定が今まで延び延びになった第2次財政計画がようやく示されることは、総合計画が財政的裏づけをもって現実味を帯びるという面では、期待が大きいわけでありまして、期待も大きいですが、その分、財政計画の実行性ということが重要になってくると思います。

井口市長が11月に退くとはいえ、第2次総合計画の実現に向けての財政計画の策定と同時に、この財政計画をどう生かすかというかじ取りも含めて引き継ぐことが、南魚沼市が地方分権、地方創生の中で生き残るために重要なところであると考えます。そして、このかじ取りは、今まで市政を担当してきた井口市長でなければできないことだとも思います。

その意味で、この第2次財政計画は、井口市政が残す最大の財産になります。この財政計画につきましては、あす説明がなされるということですので、きょうこの場で一般質問もなかなかやりづらい面もありますけれども、したがって、詳細な部分はその機会にしますが、市長が今まで首長として3期の経験と行政手腕、そしてまた政治手腕を最大限に発揮して仕上げるべき重要な計画であると私は認識しています。そして、今この議場にいる我々議員にとっても、今後の市政運営に最も関心を持たなければならない重要な部分であります。

したがって、この時期に財政計画が新たになることの意義と、その財政計画を実行性あるものにして引き継ぐための覚悟について、市長の任期満了が間近とはいえ、このことは次の市政担当者にお任せするというわけにはいかない問題でありますので、そういう観点で質問

をしたいというふうに思います。

1点目であります。第2次財政計画の意義はということであります。今、触れたように、今まで経験がない速度で高齢化の進展と人口減少、それに加えまして合併特例期間の終了、そしてまだ多く残る負債を抱えながら、自前の行政運営が求められる中で、市の財政を取り巻く環境は厳しいものがあるということは、最低限自覚をしなければならない。かといって財政規模は縮小しても、委縮したまちづくりでいいはずがなく、そういう時代に入るからこそ、今まで以上に夢と希望をもった将来を描きながら行政運営をするということも当然求められるわけであります。

そういう中での第2次財政計画の意義は、この時代の流れの中で将来の姿を見据えた、そのための財政計画でなければならないのは当然であります。同時に、単に将来の財政状況の見通しにとどまらず、その上に立って、その限られた財政状況の中で、第2次総合計画を実現するための財政計画である必要があると私は思います。任期満了間近での策定であります。その重要な第2次財政計画は、どのような意義を持って策定するか、したかでありませけれども伺いをしたいと思います。

2番目でありますけれども、その第2次総合計画実現に向けた第2次財政計画における覚悟についてであります。今述べましたように、今後厳しい財政環境が予測される中でも、今まで以上に希望の持てる行政運営を進めるという、この一見相反した状況ではありますが、しかしこのことは第2次総合計画実現に向けての今後の行政運営には非常に重要なことでもあります。これをどう進めるかは、この財政計画の実行性がどうなるかという部分にかかっているというふうに思います。

財政計画は立ててみたけれども、計画を現実に合わせて、後づけで修正されていくということでは、またいいはずがないわけでありますので、そのためには相当の覚悟を持って、この財政計画を進めなければならないというふうに思います。そうでなければこの財政計画は絵に描いた餅になってしまうわけでありませ、そうならないための第2次財政計画の実行性確保のために、財源、収入確保、経費節減、負担軽減等をはじめとする財政健全堅持策などの、財政計画にどのような形でその覚悟と思いを、そしてまた手法を込めて、この財政計画を次期市政に託すかのところについて伺いをしたいと思いますというふうに思います。

3点目ありますが、では、そのために中期計画と財政規律の必要性はないかということでもあります。昨日配付されました第2次財政計画によれば、今回も第1次財政計画は前回同様10年計画になっています。長期的展望はもちろん重要であります。長期的な見通しが立てづらいことは、市長は度々発言しているところであります。そのため市は総合計画と財政計画の相互性は、実施計画をローリングしながら見極めていくというのが、今までの手法であり、進め方でありませ。

しかし、より健全、確実な財政運営を進めるためには、3年または総合計画の基本計画の財政的裏づけとして5年程度の長期的な財政計画を持って、なおかつその財政計画に拘束力を持たせながら進めることが、総合計画及び財政計画の実行性を高めることにつながるの

はないかというふうに私は思っております。

加えて言えば、毎年、毎年度策定する予算は、その財政計画に沿った財政支出活動の計画であります。まさに予算イコール財政計画といえる部分でありますけれども、その意味で、予算がどう組まれるかが重要であり、そのためには、以前から何度も提言しておりますが、財政規律を定め——財政規律というのは指標を明文化したものでありますけれども、それを定めて選択と集中をしながら、またできる限り、起債残高も減らしながら、財政計画に沿った形で健全財政を単年度ごとに積み上げる、進める努力も、これからの財政運営には必要ではないかということでもあります。

そういう財政計画の実行性を高めるための財政規律を考えられるのも、また今まで財政経営運営を行ってきた、そしてまたこの集約として第2次財政計画をまとめ上げた井口市長でなければできないと私は思っております。これらをどうするお考えなのかを伺いをしたいというふうに思います。

以上、壇上での質問を終わりますが、この財政問題は何度も質問をしていることですが、若干いつも考え方のずれがありますので、答弁によりましては質問席で再質問をさせていただきます。

○議 長 佐藤剛君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 佐藤議員の質問にお答えを申し上げます。

## 第2次総合計画実現のための第2次財政計画の意義と覚悟

この内容にどうか、趣旨に添ったご質問は何度かいただいておりますが、そのたびに考え方がちょっと違っているということだそうでありますけれども、これはなかなか皆さんと一致するということは難しいことがあろうかと思っておりますが、それはそれとして、大綱的に、主旨的にお互いが理解し合えればすばらしいことだと思っております。

第2次財政計画の意義ということでもあります。第2次財政計画におきましては、歳入・歳出それぞれ推計条件を設定しております。あすまた説明いたしますが、歳入では今後の人口減少、特に生産年齢人口が減少することを想定して、当然市民税は減少する、こういうことも含めて、現実に即した、あるいは現実以上に厳しく推計をしているところであります。

市の歳入の大きな割合を占めます普通交付税も合併算定がえによりまして、縮減の影響、あるいは人口減少による国勢調査人口の変動、これも加味をいたしまして4.6%の減少という形で推計をしているところであります。

こういう厳しい歳入推計の中で、歳出でも一応現実に即したこの推計条件を設定しているところでありますが、特に扶助費、社会保障を含めた関係ですけれども、これにつきましては抑制は非常に難しい。当面は年2.5%増加と推計をしております。それから、今後増加が見込まれます維持修繕費、補修費ですね。これも変動の大きい除雪費を除いた部分について年2%の増、そういうことの中で歳出総額を抑制するために、普通建設事業費の上限を約21億円と、これは以前にもちょっと申し上げたところでありますが、大体こういうところであ

ります。今後予定されております合併特例債事業及び広域ごみ処理施設の事業費のみを上乗せ——これはちょっと上乗せが出ると思うのですけれども、推計でやっておるところであります。

本来ですと「入るを量りて出ざるを制す」ということで、入るほうを余計にみろということではないのですけれども、出るのをきちんと抑えていくということが一番の基本だろうと思うのですけれども、なかなかその入るを量りてというのが、量りてと云って条件がなかなか整わないわけですし、出るを制すという部分についても、この扶助費そのものはもう間違いなく向こう10年なんか増えていきますので、これを削減するという方向はちょっと現実的ではないということも含めて、そんなところを想定しているところでもあります。

このような推計に基づきまして算定しておりまして、この後は決算によりまして歳出額が確定した時点で、推計値との精査を行いまして、設定条件、あるいは予測値の修正を行っていかなければならない。とてもこの推計どおりにはいかない部分が出てくるわけであります。それらを次の年度の予算編成にフィードバックして、より適正な予算編成となるような指針となるというふうに考えている。そこが意義であります。単に計画を策定して終わりということではなくて、当然でありますけれども、決算・予算と連動した計画となるように運用するということで、財政健全化と持続可能な財政構造の構築につながっていくものだと考えております。

しかし、ここで抑制部分についても先ほどちょっと申し上げましたが、財調とか合併振興基金、これはやはり有効に活用していかなければならないと思っているわけです。それをためて次世代に渡すだけが、今を生きる我々の努めではないわけでありますので、それをいかに活用するかということを考えていかなければならない。

最低限の財調は必要であります。突発的な事故もございますので、これは先ほどから申し上げておりますように、大体10億円あれば相当のことには対応できる。東日本大震災のような部分が出てくれば——我々のところは津波はありませんから、あんなことはまずないだろう。そう思いますと、23年新潟・福島豪雨ここを想定すれば、10億円という部分があれば相当のことができる。ですから、今の財調をあと10億円ぐらい崩したって、何てことはないわけです。何てことはないということは失礼ですけれども、そういう部分を次期市長がどう考えるかであります。子孫に美田を残すな、といわれておりますので、本来、私の代にみんな使い切っておけばよかったのかもわかりませんが、そういうわけではありませんけれども。そういうこともありますので、そう悲観ばかりする部分ではないと、これは十分に伝えておかなければならないと思っております。

2番目の第2次総合計画実現に向けましたこの財政計画における覚悟であります。今ほど申し上げましたように、財政計画は決算に基づいて精査を行って、毎年検証を行うということにしておりますので、このことは財政計画を変更するというのではなくて、常に検証をして予算編成に反映する、実行性のある運用を行うということだと思っております。

現在の推計条件を大幅に変更する必要がある場合は、財政計画そのものを変更するとい

うこととなりますけれども、第1期の財政計画を振り返ってみますと、リーマンショックによります財政状況の変化と、平成23年に発生いたしました先ほど触れました大規模災害の影響によりまして、2回の変更を行っております。いずれも外的な要因による変更でありまして、内部的な事情による計画の変更を行うということは、今のところは想定しておりません。

外部的な影響がどこに出てくるのか、これはちょっとわかりませんので、そういうときは変更もあり得るということでもあります。財政計画におきまして年間の普通建設事業費の上限が約21億円ということのをさっき申し上げました。この財源の内訳でありますけれども、起債が約11億円、国庫補助金が4億5,000万円、一般財源5億5,000万円という大体見込みでありまして、この事業費の上限を設けることで起債額と一般財源の抑制を図っているということでもあります。

それから、普通建設事業費は21億円だとしても、国県の補助のない事業、こういうものは起債や一般財源が増加してしまうということが当然出てくるわけですから、まずは補助対象の事業を精査して選択するということが非常に重要になってくるわけでありまして、この事業選択に当たりましては、実施計画のローリングと連携して、事業費総額を厳守するというのを念頭に置いているところであります。

こういう原則的な部分は、市長が交代したから変更されるということではないと思っております。次期市長の財政運営においても、これは堅持をされていくだろうと思っておりますが、これは100%保証はできません。

3番目に入りますが、今まで申し上げて参りましたように、第2期のこの財政計画はつくって終わりということではなくて、決算に基づく検証を行って、次年度予算に反映する計画ということでもあります。中期計画はございませんけれども、毎年の検証を行うということで対応できるというふうに考えておりまして、また現在、今、議員がおっしゃった財政規律というのは設けておりませんが、必要に応じて財政規律を設定して、歳出の抑制、あるいは起債の制限をかけることは、これは当然選択肢として否定することではないわけでありまして、状況の中でこういうことも必要だろうと。10年先までのことをきちんと財政規律を設定してということにはならないと思っておりますが、状況に応じては当然そういうことも必要なことがあるであろうと思っております。健全な財政運営を行うための1つの手段でありますので、当然、今後も検討を続けていくと、このことは当然継続をされていくということになりますので、ご理解をいただきたいと思っております。以上であります。

○議 長 質問の途中ではありますが、休憩をいたします。再開時刻を3時ちょうどといたします。

[午後2時41分]

○議 長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

[午後3時00分]

○議 長 6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 第2次総合計画実現のための第2次財政計画の意義と覚悟

では、再質問をさせていただきます。丁寧に説明していただきました。意義のところでも整理がつかないところがありますので、もう一度ここから確認をしたいと思っておりますけれども、簡単に意義といわれてもなかなか答えづらい質問だったと思います。私がちょっとこの財政計画及び今の答弁を整理しますと、合併当初の第1次計画との違いは、第1次ときにはとにかく新市に向かって基礎づくりを進めると、やることも決まっていたと、それについての特別な財源もあった。しかし、10年がたって、財源は入ってこなくなって、人口も当初から比べると約5,000人が減ったと、これからまた減る予測を立てている。生産年齢人口も減るから市税は減る一方だと。交付税も一本化算定、そして去年、国勢調査が行われましたけれども、その結果も今後反映されるわけでありますので、それらを加えれば、さらにまた地方交付税は減るわけであります。

さらに、先ほどもちょっと話に出ましたけれども、国、地方の長期債務残高1,000兆円を超える中で、地方交付税が地方自治体の財源保障機能になっているとはいっても、今後の動向についてはちょっと心配なところもある。そして、合併特例債事業で旧町当時の念願であった事業を行いましたけれども、それで市民全体の要望が全部かなったというわけではないわけでありまして、まだまだ高齢者対策も残っていますし、若者、子育て環境を含む住環境、雇用環境、そういう整備がまだ残っているわけです。

ハード面もソフト面も、また新しい住民要望にも応えていかなければならないという中で第2次財政計画でありますので、持続可能な行政運営のために財源の裏づけをはりつけながら、計画を進めなくてはならないところに、この第2次財政計画の一番の意義があると私は思っていますし、思いたいのですけれども、そのこの意義の部分についてはそのところでよろしいか、ちょっと確認をしたいと思っております。

○議 長 市長。

○市 長 第2次総合計画実現のための第2次財政計画の意義と覚悟

総体的には議員のおっしゃるとおりでありますので、そういう方向を見据えながらということでご理解いただければと思います。

○議 長 6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 第2次総合計画実現のための第2次財政計画の意義と覚悟

そうなりますと、2番目のほうに移りますけれども、財政計画の実行性を高めるためには、まさに行政も市民も覚悟が必要なわけであります。その部分の再質問に移りますけれども、まず、ちょっと通告にはこの言葉は出てきていないのですが、財政規模の考え方について、財政計画上の財政規模の考え方についてちょっとお聞きしたいというふうに思います。これから財政環境からすれば、予算規模は縮小せざるを得ないというところは、基本的には誰もが致し方ないというふうに感じているところだというふうに思いますが、今、当市の標準財政規模は約200億円ぐらいですか、だと思っておりますけれども、平成18年当時は265億円、その後、合併特例債事業がありましたので、ここ数年は310億円から340億円、多いときには350億円近くの当初予算の予算規模で推移してきたというふうに思います。

きのう配付になりました第2次財政計画を見させていただきますと、将来的に平成37年ぐらいには財政規模は280億円ぐらいを想定しております。ここでちょっと聞いてみたいのですけれども、この280億円という予算ですね、それはその時点で必要だということなのか。もしくは、そんなこともないかもしれませんけれども、そこまでなら事業展開ができるという280億円なのかというところをちょっと聞いてみたいと思うのですけれども。

○議 長 市長。

○市 長 第2次総合計画実現のための第2次財政計画の意義と覚悟

先ほど、前提条件として申し上げました、歳入は減る、歳出は増えるという、この部分を想定していく中で、そういう数値がやはり出てくるということだと思っております。この当初から280億円という部分を想定して、それに合わせてやったということではないわけでありまして。ただ、歳入を見ると、それ以上はなかなかできないよという部分は、ここにあらわれてくるわけでありまして。しかし、そうはいつでも、どうしようもない、必ずやらなくてはならない事業というのは、出てくる可能性があるわけですので、その際は基金を十分活用しながらやっていっていただくということになろうかと思っております。当初からこの数値ありきで算定したものではないということでありまして。

○議 長 6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 第2次総合計画実現のための第2次財政計画の意義と覚悟

当然、無駄な予算を組むわけはありませんので、そういうことなのだろうというふうに思いますけれども、10年後の市の人口規模と申しますか、減少の状況やら財政状況から280億円という予算が多いのかどうかというの、簡単に言えることではないわけでありましてけれども、先日、友好都市の坂戸市で資料的に——ここは平成の大合併をしなかった市で、人口10万人の都市ですけれども——予算を資料で見る機会がありまして、ここを見ましたら坂戸市は10万人の人口で、今年度の当初予算が290億円ぐらい、292億円でしたかね、というような規模になっております。

坂戸市とは面積が極端に違いますし、立地条件も違いますし、そういうところから効率という点も違いますけれども、だからこの坂戸市と比べてどうだということではないのですけれども、そこら辺もやはり10万人都市、290億円というあたりを考えると、どういうことなのかというところも私はちょっと懸念するところがあります。

ただ、今後の事業を見ますと、ごみ処理施設というか、そういう特別な事業があれば、そういう予算規模にもなるだろうし、そしてまた合併特例債のような、特に有利な制度、そしてまた補助金があれば、それを活用しながら進めるということになるので、そういう事態もあると思うのです。けれども、これから地方税も含めて、今後の依存財源の可能性も含めたり、そしてまた市民税が減少するというようなこの現実も含めたりしますと、将来見通しはこれでいいのかという思いが、先ほど言いましたように私はちょっとあるのです。

しかし、必要な予算規模であるということですので、何とかしなければならぬわけですが、そうであれば、そうであれば特例事業が終わった中でのこれからの10年は、選択と集中

による事業選択、そしてまた新たな行政改革等で、できる限り予算を絞り込んで市債残高も減らす、実質公債費比率も減らす覚悟、努力をするようなことも、財政計画の中に織り込む必要があるのではないかというふうなことを、私は、もろもろの前段申し上げた懸念から必要ではないかと思うのですけれども、その点の考え方をちょっとお聞きしたい。

○議 長 市長。

○市 長 第2次総合計画実現のための第2次財政計画の意義と覚悟

前々から申し上げておりますように、我が市の特殊性がございます。これは雪国は全部ですけれども除雪関係は、これは簡単に言えば坂戸市にはないわけでありまして、これだけでも約10億円。そのほかに、常に申し上げておりますけれども、公立の保育園。これは本当に圧倒的に我が市は公立が多いわけでありまして、これもそう他市には例がないわけでありまして。ですので、もう歳出の部分で、経常的な経費だけで固定化がされている部分があるわけです。ここを今すぐに変更するというつもりがございませんので、全部民営化するのだからんてことは言いませんから、ですのでそういう特殊部分を考慮いただければ、坂戸市さんが10万人規模で290億円と、これもうなずける。我々がそれより10億円ぐらいしか低くないと、例えば予定としてですね、そういう部分をご理解いただけるのだらうと思っております。

選択と集中は、今までもそうしてきたつもりであります。何でもやっつけてしまえということではなかったわけでありまして、当然これからはもっともっと厳選をしていかなければならないということだと思っておりますし、最後の……〔「実質」と叫ぶ者あり〕失礼、この財政計画の中に、議員も確かご覧いただいたと思うのですけれども、市債残高は390億円台に減らすと、これは確か入っているわけでありまして。

それから指標も実質公債費比率も一時的にはまた上がるのですけれども、それもこの計画の中では18%まで、18%台を維持するとか、それ以上いかないとかという書き方がありますが、これは当然ですけれども、今は15%台でありますから、そういう方向を目指していくことでありまして、数値としては18%以内に抑えるというようなことを確か記入してあるわけでありまして。述べておりますので、市債残高の減少、それから財政指標的な部分の改善、これについては本気で取り組んでいく覚悟でありますし、またいかなければならないというふう考えております。

○議 長 6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 第2次総合計画実現のための第2次財政計画の意義と覚悟

特殊事情のある中で、総予算が私が思うほど減ってはいかないのだというところは十分理解できました。そして、一番後段に言いました財政指標的なところですが、努力はするという話はお聞きしました。ただ、私はこういう状態であれば、先ほど言いましたように、実質公債費比率とか起債残高を減らすような方向にはなっていますけれども、さらにそれを減らしていかなければ財政運営が難しいのではないかと、ちょっと質問をしてみたわけです。

議会初日の健全化判断比率が報告になりました。4つの経済指標が出たわけですが、

その中で実質赤字比率、連結赤字比率、実質公債費比率は、よくわかりませんがフローの部分で管理指標ですよね。そして、将来負担比率が将来負担のストックの部分の指標だと思いますので、したがって両方並べて、現在の資金繰りと将来の負担の先送りの状況を把握しましょうというのが、国の財政健全化法の趣旨の4つの指標ですよね。

そして、その指標を見ると、私どもが注意しなければならないのは、早期改善比率の中にあるとか、外にあるとか、そういうところで大丈夫なのだという判断をしてしまいます。ただ、それは間違っているとは言いません。いいのですけれども、一番その指標の目指すところはそうではなくて、数字的にはこうだから、今後その財政運営はどうするのだよというところの考える指標に、やはり私たちはしていかなければならないと思うのです。

そのときも言いましたけれども、実質公債費比率、今、市区、市と区の全国平均は6.9%です。それで南魚沼市は15.4%です。将来負担比率もこの前も言いましたけれども、全国平均が25%、そして南魚沼市は158.9%です。当市の場合、先ほど言いましたように、そしてまたそのときに説明がありましたように、過去にいろいろな事情があったことはわかりますけれども、現在、全国と比べるとそういうような比較になりますということなのです。

それで、この指標だけで私は判断しているわけではありませんので、このところはやはり誤解のないようにいただきたいというふうに思うのですけれども、1つの考え方としては、先ほど市長もちょっと言いましたけれども、考え方としては実質公債費比率が18%以下、以内に抑えていけばめいっぱい事業をしても何ら支障はないと、むしろそうすべきだという見方も1つあります。

もう一方では、できるだけ市債残高も減らして、将来負担も軽くして、持続可能な財政基盤をつくろうよと、それが全国平均であってもそれ以下であっても、さらにほかの自治体は減らそうというのが、はっきり言って一般的な考え方だと私は思うのです。また、市長は将来負担があるのは当然だということをおっしゃいますけれども、先ほどの答弁にもありましたが、私もある程度の将来負担というのは、将来もあるというふうには思います。

全て現金払で即決というわけにはいかないわけですから、私はそうだと思うのですけれども、将来負担は残るわけですが、少しでも少なくして、将来は将来の市民要望、財政需要に応えられるようにしておこうというのが、多くの自治体の考え方だと私は思うのですけれども、市長はそういう考え方を財政計画、またはその背景の中にお持ちであるかどうかということをお聞きしてみたい。

○議長 市長。

○市長 第2次総合計画実現のための第2次財政計画の意義と覚悟

財政を預かる者にとりますと、今、議員がおっしゃったように、その比率が数字のいいほうがいいわけですよ。見栄えもいいし——見栄えも、ですよ、いいし、実績にそういうことであれば、それは財政的に余裕があるとかそういうことにもつながるわけですから、それは当然数値の低いほうがいいに決まっています。

しかし、いつも申し上げておりますように、今、合併がこれだけ進んだ中で、全国平均で

6%だとか、あるいは隣の市がどうだとかということをおっしゃいますけれども、これは、では何をして、そういう数値になっているのか。ここをよく見極めないと、ただ単に数値が低いから、あるいはうちがちょっと高いから、15 しているから、それはおかしいぞという話というのは、私は受け入れることはできませんということを申し上げてきたわけでありませう。

当然、将来負担比率も同じでありまして、数値の範囲だから 349 まで上がっていいなんてことは考えておりませう。実質公債費比率だって 17.9 で、あるいは 18.9 でずっと推移していいということを考えているわけではありませう。将来、この市政を担う皆さん、あるいはそこに住んでいる皆さん方に余裕を持たせながら、選択肢を広げながらということは常に考えてきたところでありませう。

先ほどから申し上げておりますように、国の財政規模、あるいは補助とか、そういうことに頼る部分もいっぱいありますが、そうでなくて市で、本当に独自の考えの中でやらなければならないという部分については、これは貯金、財調、これを使うこと以外ないわけですね、今そこに現金がないわけですから。そのための準備的なものは、一応こうして今まで残してきましたと。どうぞ、これを視野に入れながら、潤沢とは言いませんが、十分対応できる数字だと私は思っているのです。特別なことが、災害があってもですよ。また一気に庁舎をつくりましょうなんてことになれば、それは私はわかりませうが、そういうことではなくて。ただ、これは一発勝負ですから、10 年も 20 年も継続してその事業を実施するために財調を使いましょうということではないわけですね。

ですので、そういう部分を考慮しながら一応は財政的な部分については、当初の予算では大体財調を 5 億円使うとか、6 億円繰り入れないとだめだとか、7 億円だとかということをやってきましたが、運営の中でほとんどそれを繰り入れることなく今日までやってきました。平成 28 年度はまだわかりませうが、先般、平成 27 年の決算をみた中で、1 億 3,000 万円はそちらにお返ししているわけですので、そういう部分も含めて、一応将来の市政を担っていただく方、市民の皆さん方のことも考えながら、財政運営はしてきたつもりでありませう。

しかし、全国的な中で、それぞれのその地区に、それぞれの特徴があつて、事情があつて、毎回言いますけれども、何もしなければ今の南魚沼市もすごいですよ。特例債事業を 2 つか 3 つにとどめておいて、あとは何かしないでいて済めば、前に今井議員がよくおっしゃってましたけれども、臨財債なんか、全然使わないでそのままやっておけばどうだという、こういう話もできるわけですね。そういうわけにはやはりいかないわけで、その辺も含めながらやってきたつもりでありませうが、それで十分かと言われればそうではないわけですねけれども、しかし、それだけの余地は少しずつは残しながら財政運営を心掛けてきたということでありませう。数値が下がっていく、そのための努力はしなければならないということは、もうもちろんでありますので、私も、そして次に就任される方も、そのことについては相当の神経を使いながら、財政運営をやっていくものだと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議 長 6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 第2次総合計画実現のための第2次財政計画の意義と覚悟

財政調整基金、そしてまた合併振興基金等を使いながらやる、それにはある程度の蓄えもあるというようなことなのでしょうけれども。それで市長、これから庁舎もつくるような話があればまた別だけれどもというようなこと、今までいろいろなことをやってきたのだというような話です。

ただ、今までいろいろなことをやってきたのですけれども、これからもいろいろなことが多分あるのです。それで今、市債残高をみれば、合併当初からあまり減っていない。それはマイナスをした要素もありますし、合併特例債でまたつけ足した部分もあるので、トータルとしてはあまり減っていないという状況になるのですけれども、ただ、その負債というのは将来——何で将来に負担を残すなという、将来の人たちも自分たちなりに、これもやりたい、あれもやりたいというのは出てくるのですよね。そういうときのために私はできるだけ起債残高というのは残さないようなことにすべきだということを言っているのです。

個人生活もそうですよ。例えば借金がなければ、もしくは少しだけであれば、欲しいもの、必要なものを例えば今、借金をしても買いそろえることはできるのです。けれども、今まで借金が多ければ、そのとき、今、必要性があってもちょっと我慢をして、その借金が何とかなるまで我慢をするというようなことをしなければならぬ。行政運営も私は同じだと思うのです。

ですから、私たちが将来のために借金は残るのですけれども、できるだけ自分たちの中で、それが処理できるような形の財政運営をしていくことが、将来の人たちのための持続可能な行財政運営につながるのだという意味で、私は、皆さんも多分ほかの自治体もそうなのですけれども、将来的な負担をなるべく軽くしていこうというような考え方で、今、財政運営を行っていると思うのですが、そここのところをひとつ、もう1回伺います。

○議 長 市長。

○市 長 第2次総合計画実現のための第2次財政計画の意義と覚悟

起債残高が合併当初、3町を合計した分。若干増えていますね。しかし、これは議員ご承知のとおりでありまして、良質な借金に変えていっているわけです。7割補填できる、いわゆる特例債のほうに全部シフトしているわけですから。ですから状態とすれば、同じ借金を返すにも相当改善しているということです。それはご理解いただけたと思います。

そして、全国の自治体——私は全国のことにはわかりませんが、これから平成32年までの間の特例債の適用期間に、大型事業を予定しているところは相当ありますね。これはご存じだと思うのです。そういう部分をやっていったとき、あるいは地域の産業を考えて投資をしてきた部分、これは今、我が南魚沼市は、県下の中でも、建設業も含めて、非常に仕事が潤沢であったわけです。これは、このくらい地元貢献していることはないわけでありまして。そういう面も考えれば、私は借金したのがいいとは言っていないけれども、適度な範囲の中で、適度な範囲の中でやってこられたものだというふうに考えているところであります。

しかも、新市建設計画というのは、これは合併したときの金科玉条ですから。これを平気で反故にするようであれば、これは合併の意味はない。少々起債残高が増えても、旧町の思いが全部ここに詰まっていたわけですから、これを実施もしないで、さあ、お金が残っています、起債残高は少ないですよ、財調の基金は増えましたよなんていったって、何が誇れますか。誇れるところがないわけです。しかも旧3町の中で亀裂が広がるばかりです。そういうことを考えて私はやってきたわけであります。

100%ではありませんが、そういう思いをご理解いただければ、そうこの財政運営の中で、将来の皆さん方から——将来ですよ、将来、あるいは現在ここに生を受けて、こうしていらっしゃる皆さん方から、批判を受ける筋合いではないと私は思っております。しかし、これはわかりません。将来的に50年も100年もたってから、いつも言うておりますように、墓石を玄能でたたかれたなんてことだって、出るかもわからない。やはり、ひつぎを蓋いてからということはずっと言っていますけれども、それはわかりませんが、自分としては最善の努力をしてきたと。しかも、そのことは一部の方を除いて、市民の皆さんからご理解いただいているというふうに私は感じております。

○議 長 6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 第2次総合計画実現のための第2次財政計画の意義と覚悟

市長は答弁の中で大変勘違いをされていますけれども、私は今までやってきたことを云々というのではなくて、合併特例債を活用した基礎づくりというのは大変評価をしている。その上に立って、これからの財政のことを今、語っているのです。それで、いいことをやってきたので、少しぐらい起債残高がたまってもと、それも私は認めているのです。けれども、これからの人たちの市民要望、そして財政需要に応えるためには、これから財政の残った市債の残高を減らす努力をしなければならないということを言っているのです。

ほかのところもそうですよ。決算剰余金を使って市債の返済に回したり、そして、その臨時財政特例債のほうに回したりというところをしながら、市債残高を減らす努力をしているのです。それは、やはり将来、そういう人たちが俺もこういうことをやりたい、ああいうことをやりたいというときにやれるような体制を、今、私たちも作りつついかなければならないということを私は言っているのですけれども、そのことをもう一度お願いします。

○議 長 市長。

○市 長 第2次総合計画実現のための第2次財政計画の意義と覚悟

ご指摘をいただくまでもなく、当然そういうことです。剰余金の話がでましたが、今、この補正で4億数千万円を土地の買い戻しに回しています。これも大きな将来への布石であります。これをこのまま残してずっといった場合、そうすればこの4億円を例えば借金返しにしたという場合ですよ。ではどちらがよかったか。これは今、市のものにして今後の負担が一切ないようにして、有効活用することが必ず将来のためになるという思いであります。

それはそれとして、議員のおっしゃるとおりですから、我々もこの財政計画の中では、起債残高を10億円以上減らそうと、390億円台にしてもっていこうと。一気にこれは減りま

せん。一気に減らないわけです。指標も極力数値を低くできるように設定はしますが、一時的にはやはり上がっていくということは、ずっと財政計画を発表する前から申し上げております。これはどうしようもないことでありまして、市民の生活とそれから命を守るための投資でありましたから、それはそれで結構だと思っておりますけれども、そういうことは十分心得て、心掛けながらやってきたというつもりであります。

それぞれの首長、あるいは議会の考え方の中で、浮いた金をすぐ借金返しに使えやとか、それはそれでいいのです。しかし、将来のことを思って、こういう投資——投資といいますか、必要だということも考えていかなければならないわけでありまして、いつも言うておりますように、今後どういうことがあるかなんてことは私は想定はできませんが、財調と合併振興基金を活用していく中で、それを使ってもまだできないでしまったなんていうことは、私はないと思っている、今のところは。10年向こうです。50年も100年も先にいけばわかりませんが、私はないというふうに予測をしております。しかし、これも市民の皆さんの要望の中で何が出てくるかということとはわかりませんし、どういう発想になるのかわかりません。

で、基本的にやはり一番考えなければならないことは、自主財源ですね。自主財源をどう確保し、あまり減らないようにしていくか。そこの投資といいますか基礎が、CCRCであり、グローバルITパークでありと、これをきちんと生かしていければ、市税のほうにも相当貢献はしていただけたらというところであります。

メディカルタウンも同じであります。もう10月1日にあそこはオープンいたしますけれども、これとてやはり相当額の固定資産税、このことについては増額は見込めるわけでありまして、いろいろ考えながらやってきたということではあります。当然、こういう浅学非才の身でありますから、100%なんてことはあり得ないわけでありまして。議員がおっしゃったことも一応、私も心の頭の隅には——隅というか真ん中に置きながらやってきたということではありますし、当然これからもそのことについては注意を払っていかなければならないという思いは同じでありますので、よろしく願いいたします。

○議 長 6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 第2次総合計画実現のための第2次財政計画の意義と覚悟

時間も迫ってきましたので、3番のほうに移りますけれども、市長、そういうふうなことで、今後の財政運営については抑えるところは抑える、そしてまた減らすところは減らすような努力もしていくというようなことで答弁いただきましたので、私はそれはそれでいいと思います。

ただ、これで11月で市長が変わるわけなので、ではお言葉はそうですけれども、どういうふうにしてそういうふうな減らしていくかという道筋は、市長、立てていてもらいたいです。そのために私は3番目の質問なのです。財政規律を立てながら、極力財政計画に沿った形の中で、思いのような財政運営をしていただきたいというところが思いなのです。財政規律というふうに言いましたけれども、今、答弁を聞いていますと、今後の建設改良費の目安を大体21億円に抑えたい。年によって違いますけれども、そしてまたその中で、市債の発

行額については、担当のほうは大体年に11億円ぐらいにしたいというようなこと。市長の答弁の中では先ほど何か、償還額を上回るような新しい起債はしないようなことで財政運営をしていきたいというようなことをおっしゃいました。

それがまさに私は財政規律だと思うのです。それを、それは今、市長の頭の中にある、財政課長の頭の中にある、だから多分今は間違いのないのです。今は間違いなのだけれども、11月に市長がいなくなって、財政課長もかわる、そうした中でも——いや、異動になるかどうかはわかりませんよ。そのうちにかわるかもしれませんけれども、そうした中でも行政の継続という立場の中から、財政運営というのはこういうふうにするのだという規律を明文化した財政規律というのが、私は必要だと思うし、今あることを、幾つかの点を文書化すれば私はそれでいいことだと思うのです。それに沿った、できる範囲の財政規律をつくりながら、本当に市長が言うようなことで、経費節減、そしてまた将来負担をできるだけ軽くしていこうというような、そういう方向にもっていくには、私はそういう手段が必要だと思うのですけれども、もう一度。これは何回も聞いていることですが、もう一度お願いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 第2次総合計画実現のための第2次財政計画の意義と覚悟

何かちょっと勘違いをしておられるか、聞き違いだか、いい間違いが聞き手の粗相なのかちょっとわかりませんが、先ほど21億円という話をしました。このうちの財源は約11億円が起債ということですね。ですから、それはそこでいいわけでしょう。私が何か別のことを言ったというようなことでしたけれども……〔いや、前にあった〕と叫ぶ者あり〕失礼しました。これはそういう数値的にこういう形でいきたいということを打ち出しているわけですし、答弁の中でもはっきり申し上げているとことであります。

しかし、突発的な需要といいますか、要望、あるいはどうしてもやらなければならないことが生じた際には、当然そういうことがすぐ補助対象になるわけではありませんから、財調や合併振興基金を使いながらの運用をしていっていただきたいということを申し上げたところであります。

ですので、今、議員がおっしゃるように、この財政規律を数値で、例えば予算規模の上限をここだとかそういうことは、10年向こうの計画ですから、今からそれをきちんと——きちんとといいますか、そんなことに枠をはめていいのか。それはやはりはめたって、はめきれない部分は私は生じてくると思うのです。ですので、毎年度の予算を編成する際に、前年度の決算をきちんと参考にしながら、修正すべきところは修正してやっていくと。

やはりこれは数字でここまでとかということも設けても、気持ちが何ていいですか、抑制していくのだ、規律をきちんと財政規律を守っていくのだという気持ちがなければ、枠なんか数字ではめたって、これはどうしようもないです。ですから、そういう思いで、今議員がおっしゃったように、規律的なものを数字で出せということについては、これはなかなかそうはいかないだろうと。需要のほうも2%の伸びだとか、2.4%だとかという数値は入れてあ

りますけれども、これはわからないのです。扶助費関係なんかは特にですね。

そうなりますと、そこに枠をはめてみたところで、何かお題目を唱えただけという形になりはしないかという部分もありますので、決算、そしてその年々の状況、これらを総体的に勘案した中での予算編成を、財政規律を自分で意識しながらやっていっていただくということが肝要だと思っております。さっき言いましたように、それを全部、議員のおっしゃることを否定するのではないのですけれども、そういう形で進めさせていただければという思いを申し述べるところであります。

○議 長 6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 第2次総合計画実現のための第2次財政計画の意義と覚悟

押し問答はしませんけれども、ここがずっと、財政問題を市長と話をする中で食い違ってくるんです。これが最後なのでちょっと私の気持ちに通じないで残念なところがあるのですけれども、私は無理した数字を掲げようと言っているのではない。先ほど言いましたように、今後当面、建設改良費は21億円ぐらいを目安にしよう、それでいいのです。そして、先ほど言いました、新たに起債発行額は11億円ぐらいにしよう、それでいいのです。それを明文化した財政指標を新たに特別につくって、予算時その他でそれをみんなが共有してやってこうではないかということなのです。

市長、財政課長はこれを理解していますからそれはいいです。一番大事なことは、私ども議会がそれを理解している、そしてまた職員が全部理解している、そして市民の皆さんもそういうことで財政を立てているのだ、予算を立てているのだということを理解していただく、透明性を向上させることが私は一番大事なことだと思います。今後、市民の理解を得る、そしてまた市民だって我慢してもらわなければならない。そしてまた覚悟をしてもらわなければならない。

そういうところには、そういう指標があって、市は財政運営をやっているのだ、行財政運営をやっているのだということを示さなければ、これから市の財政というのはますます難しくなると思います。そんな大げさなことをいっているのではなくて、今、市長がおっしゃったようなことを明文化して、みんな議員も職員も共有してやりましょう、そしてその財政運営でこの10年間頑張りましょう、ということなのです。そこら辺をちょっと最後ですので、ちょっとしつこくなりましたけれども、もう一度だけお話を聞きたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 第2次総合計画実現のための第2次財政計画の意義と覚悟

財政計画の中では年間の総枠ですね、歳入・歳出、これを一応明文化してありますね。このくらい、このくらいでいこうとか、いきたいとか。そして、今おっしゃったその11億円だとか、そういうことを明文化しろと言いますけれども、私が議場というところで述べたものは、明文化以上のものがありますよ。それを理解していただかないと、職員も含めて、市長は議場でちょうどいいことを言って答弁しているけれども、あんなのは何でもないのだなんてことを思うはずがありません。

それから、市民の皆さんも、この場で私が答弁していることはFMでも当然流れます。それから、当然議事録としてこれは完全に残るわけです。そして、広報等でもお知らせするわけです。ですので、昔の二出川審判ではありませんけれども、「ルールブックは私だ」というぐらいですね。私がこの公の場で述べたことを、それをまた一々明文化していけということになりますと、これは何を意味するか。市長の言っていることは、簡単に言うと、あまり信用しなくていいのだということになりかねないではないですか。これだけ明確に数字をあげて私も答弁しているわけですので、それがあある意味、明文化の1つだというふうにご理解いただきたいということだと思っております。職員も当然そういうことは共有をしながらやっていくわけでありますので、ご理解いただきたい。

しかし、議員がおっしゃるようなことも全く否定するものではありませんので、見ていく中でちょっとこれは規律が緩むなというような気配はわかるわけですね、市長も副市長も。その際は、やはり我々の考え方が甘かった、明文化しなければだめだということになれば、当然明文化もしていかななくてはならない。明文化というか、そういう数値を出していかなければならないということだと思っておりますので、それを一切否定するのではなくて、そういうことも1つの方法として、選択として持ちながら財政運営を行って参りたいし、後任の方にもそのことはきちんと伝えた中でやっていかなければならないと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長 6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 第2次総合計画実現のための第2次財政計画の意義と覚悟

私もそうですし、多分、市長もそうでしょうけれども、議場の中の発言は、ちょっと大きさにいけば命がけの発言ですよ。だから重く私も捉えています。だから、私個人的には、財政運営というのは、財政規律を市長はしっかりとお持ちになっていると。それを多分、口頭でいいが何かを伝えてくれるだろうと、そういう思いはあります。

だけれども、行財政の透明化ということからすれば、だけれども私はそれでは市民の満足は得られない。そのためにも私はできる範囲のところの財政規律を示して、これが市の財政運営の基本だよというところを望んだわけですが、結局最後までちょっとお話が合いませんでした。

だけれども、私は今回、ちょっと背伸びをしながら、最後の一般質問をこの財政問題にしようというふうなことでさせていただきました。ちょっと取りとめのない質問になって、最後の質問としては私個人的には残念な部分もあるのですが、非常に真摯に答弁していただいたことを感謝しながら質問を終わりたいと思います。

○議 長 質問順位8番、議席番号22番・牧野晶君。

○牧野 晶君 それでは、質問の順番がやって参りましたので、一般質問をさせていただきます。枕言葉を何か言おうかと思ったのですが、余計なことを言うとぼろが出てしまいますので言わないようにします。

井戸規制について

それこそ井戸規制について一般質問します。市長のほうは、今回9月議会の当初の冒頭で井戸規制についてのいろいろな調査をして、解除の方向でいきたいというふうな所信表明を行いました。その中で私はやはり井戸規制というのは、何とかして可能であれば、ちゃんとした裏づけしたデータがあるのであれば解除していくのも1つではないのか。また、規制とかで解除できるのであれば、地域の中心市街地の空洞化というのは大変だと思いますので、何とか方法がないのかというふうに思っています。そういうふうな、ただ甘く、甘くというふうなつもりもありませんが、どのような改正をしているのか。六日町中心地の地域の悩みをどういうふうに市長は考えているのかという視点で聞いていきたいと思います。

(1) どのような改正を考えているのか。(2) 住宅だけなのか、それとも店舗や事業所もか。(3) これは先ほどちょっと答弁があったのですが、9月5日の本会議で可能であればことしの12月に条例改正ができるようにしていきたいというふうな思いはあったのですが、やはりなかなか担当部との話合いでそれは厳しいみたいな話が先ほどあった。一応想定しているタイムスケジュールを、というのを聞かせただけだと思います。

あと、規制をするに当たってどのような規制解除をして、そのかわり揚水量規制という形で考えていきたいみたいな話だったと思うのですが、揚水量をどういうふうにして規制していくのかについてお聞きしたいです。

5番目ですが、これも先ほど他の議員に対して答弁がありました。揚水量規制の対象は新規井戸だけなのか、それとも既存井戸を含めてなのか、どのような範囲にわたってやるのか、(4)番と(5)番は重複している点もあるかもしれませんが、分かれたほうがわかりやすいかと思って質問します。

以上、細かく言うと5点ですが、井戸規制についての市長の思いを語っていただければと思います。以上になります。

○議 長 牧野晶君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 牧野議員の質問にお答え申し上げます。

#### 井戸規制について

改正の内容的なものでありますけれども、前段は寺口議員等に申し上げたとおりであります、前段はですね。大枠といたしまして、地盤沈下区域における井戸の新規掘削を許可するという事です。既存井戸の堀かえも含むということです——これは5番の部分にも該当するわけですが——認めて、引き続き総揚水量の規制をする。

市内の規制区域を、先ほどこれも触れましたが「地盤沈下区域」と「その他区域」の2つに分ける。年間の目標値が2センチであります。10年間で20センチを超えないような長期目標も設定するという3項目が大枠であります。やはり、この地盤沈下抑制のためにはある程度の許可条件を設けなければならないということは考えております。この地盤沈下区域のみならず、それ以外の区域においても新規掘削に際しては、それなりの条件を設定していかなければならない。これから検討に入りますのでよろしくお願い申し上げます。

考えられることは井戸の深度、これは第3帯水層とありますが、80メートル程度の深層部にもっていく。今は40メートルでやっておりますけれども、これを80メートルまで掘ってもらうという方向をちょっと考えなければならないと思っております。

それから、「その他区域」であります。その他区域の中でもやはり新規掘削は、掘りかえも含めましてこれに際しては、高感度降雪の検知器の設置の義務づけをしたほうが、ということ、全体で節水に取り組む形ができるのではないかと。

それから、大型店舗等につきましては、地下水の再利用、あるいは機械除雪等の併用、これは今までも求めてきたところでありまして、それらをもう少し強化したほうがいいのではないかと考えているところでありまして、まだ詳細が煮詰まったところではありません。

それから、2点目の住宅だけか、店舗、事業所もかということでありまして、具体的な検討は先ほど触れましたようにこれからですが、総揚水量を抑制する許可基準が必要になるわけでありまして、基本的には住宅や小規模店舗は当然、緩和の対象でありますし、大型店、これらについてはでき得ればですね、でき得れば地下水に頼らない無散水の融雪施設を導入していただきたいと思っておりますけれども、大型店については一切認めないなんてことはできるはずでもありませんので、これらの課題がまだ残るということでありまして。

今後のスケジュールですが、冒頭も、先ほども申し上げましたが、私が議会の初日だったと思うのですけれども、ことしの12月という思いを述べさせていただいたわけでありまして、とても間に合うものではないということが判明いたしました。条例改正につきましては、まだクリアすべき課題が相当多くありますので、でき得れば来年の9月の条例改正ができればということでありまして。12月に入りますと、その年の井戸の掘削というのはほとんどできなくなりますので、そうしますとまた大変な雪の関係も含めて、ご迷惑をかけるということが出ようかと思っておりますので、でき得ればここを目標においていきたいと思います。担当の部長にもよくよくお願いをして、何とか頑張ってみましょうという回答を得たところでありまして、そういう方向で極力進めさせていただきたいと思っております。

規制の内容でありますけれども、今までいろいろの皆さんからのご意見、専門家の皆さんからのご意見も伺って参りましたが、地盤沈下対策としては、要は水を使わないことが一番だと。使っても節水これに勝る手段はないというふうにいわれております。当然でありますけれども、この地盤沈下の直接の原因は、過剰揚水によりまして地下水位の低下であります。揚水量が適正であれば地盤沈下は最小限に抑えることができますし、ほとんど沈下をさせなくても済むということでありまして。それが一番重要でありまして、適正な揚水量の判断基準をどうするか。

そこでひとつのヒントが、先ほどちょっと触れましたが水位が15メートル低下、これは大きな判断基準の1つになろうかと思っております。ここを上回るようなことがあると、あと復元ができないということです。非常にこれは顕著にもうその実態が、調査の結果あらわれておりますので、それをどうするか。では10メートルならいいのかということではないわけであり

ますので、その辺も含めて規制の内容であります。市内全域の井戸を全部調べろなんてことは、ちょっとこれは不可能でありますから、総揚水量をどう規制できるかということになります。市内に今、ご承知のように4か所の観測井戸があります。その水位低下を監視することで、揚水量が過剰かどうか判断できるというふうに考えております。今ほど触れました揚水量の規制の内容につきましても、許可条件の設定と同様に大きな検討が必要だろうと思っております。

考えておりますことは、やはりランニングコストではなくてイニシャルコストの増加。これは個々に80メートルまで掘りなさいということになりますと負担が増えるわけですので、その分散のための井戸の共同設置とか、一番やはり節水効果があると思われております高感度の降雪検知器、これは市で選定をして、設置を義務づけるか、あるいは推奨する程度ではだめだと思っておりますけれども、この辺をどうするのか。それから職員、あるいは削井業者、こういう皆さんによります節水の巡視を行って、無駄な散水を防止していこうと。それから、ポンプの選定に際しまして、敷地面積ではなくて、必要消雪面積に限定して計算させてはどうかということもあります。しかし、屋根だけだということになりますと、これはちょっと広い庭を持っている方なんかは、それでいいのか。それから入り口ですね、公道からの入り口。こういう部分がどうなってくるのかということも考えなければなりませんので、実行できるか否か、こういうことです。

先ほど触れました沈下の警戒水位マイナス15メートルまで低下したときは、市の広報等で節水を要請する、あるいは行政区長等の監視や巡視で節水を呼びかける、これでは確か甘いと思います。これはもうそうだったら一斉に電源が落ちるとか落とすとか、そこまでやらないと、節水を呼びかけてもその場になくてわからなかったとか、そういうことで全くそれが無駄に終わるといことになりますと、これはもう本当に大変なことになりますから、ある程度、相当強制的なことをこれは考えなければならぬとは思っておりますが、何が一番有効なのかということについては、これから検討であります。

それから、公共施設の井戸につきましては、タイマーを設置してインターバル、いわゆる間欠ですね、わかりますか。あっちを出して、こっちを出して、あっちを出して、こっちを出してです。そういうことを行うようにやっていけばどうかと。当然ですけれども、国県道の井戸につきましてもインターバル散水を行うよう、国、県を含めた関係機関に要請をしなければなりません。それで先ほど触れました、特に上流部であります塩沢地域については、大型店舗等、公共用井戸と同様な節水機器の設置を義務づけるのか、要請するのかと、これも大きな問題であります。これらも含めて検討に入らなければならない。節水巡視を——巡視ということになりますと、塩沢地域についても実施をしなければならない。そういうことも今含めながら、検討に入ったところでありますので、よろしくお願い申し上げます。

これからいろいろの問題点が出てくると思います。今まで何でもなかったのに、そんなことをしなければならぬのかとか、そういうことも含めてご理解いただかなくてはなりませんので、やはり時間もかかるということになります。

5番目については、既存井戸も含めてということでご理解いただきたいと思っております。既存井戸についても、高感度の降雪検知器、あるいは節水タイマーをやはり取りつけていただくという方向を出さないと、前に掘っていたのは何でもいいですよと、新しいのだけやりますよということでは、やはりこの効果はなかなか限定的になって参りますので、その辺も含めると経済的な負担も相当かかると。では、タイマーとか感知器について、市でその購入に際して、支援をしなければならないのか、こういう問題も出てくるわけでありまして。その辺も含めて検討させていただきますと、来年の9月でもぎりぎりぐらいかという気がしておりますけれども、そこは副市長はじめ、職員が頑張るといっておりますので、頑張っているものだと思っておりますが、何とか目標をそこに置きながらやって参りたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議 長 22番・牧野晶君。

○牧野 晶君 井戸規制について

では、一問一答でやっていきますけれども、市長の最初の寺口議員に対しての一般質問の話は、要はこの六日町だけで規制をしてもしょうがない。上流の塩沢側のほうからも水が流れてきているので、そののところも多少我慢してもらわなければ——多少というか我慢してもらわなければ、市全体、六日町は当然、塩沢も当然、大和も当然、全体で水の節水に努めていく、ここをを考えていかなければいけないということです。本当に私もその点、六日町の様子をみていると大変だなという思いもありますし、嫁の実家もあるし、親戚とかもこっちにあって、困った、困ったという点があるので、何とかしていきたいというふうな思いがありますので、1番、2番というのはもう何となくわかりました。

2番の住宅だけなのか、それとも店舗も事務所もか。やはり、大型店舗というのは、水を揚げていけば、正直駐車場も広いのできりが点もあるので、規制をしづらい点もあるかもしれないですけども、やはりその点は機械除雪をこれからもしてもらおうとか、いろいろな条件をつけていく、あとは再利用していく。水の再利用をしていくというのは、当然いいことだと思いますので、こういうところは規制ではなくて、本当にお願いになるかもしれないですけど、そのかわり新規出店とか、今、出ている方も井戸を掘るのだったらこういう協力をしていかなければだめよというふうなので、何とかご協力をいただけるような対応をしていただければと思います。

3番の12月は市長の思いで本当にすごい発言をしたなと思うのですが、やはりそれだけこの問題に対する思いが強かったというので、本当はことしの冬から対応できれば一番よかったのかもしれないのですが、この点は私もちょっといろいろなところで担当部とも話した中で聞いた限り、しょうがない。来年の、可能であれば9月をめどにするというのは、9月に条例改正ができれば本当にいいなというふうな思いがありますので、それまであらゆる想定——掘るためにはどういうふうな揚水量規制をしていけばいいのかとか、対応していけばいいのか。あと市民にも当然協力を求めていく、こういうアナウンスも大事だと思いますので、この点は一生懸命やっていただければと思います。

総揚水量規制の内容について、3年間の沈下対策で毎年2センチをめどにしていく、そして10年で20センチということですが、私はこのところだけはよくよく聞いていきたいのです。要は水位を観測していて、市長も先ほど言っていましたけれども、地盤沈下、水位が落ちたとき、例えば水位が15メートルとかになったときに、行政区長とかに回ってもらうとかと言いましたけれども、それでは多分だめだろうというふうな——電源を切るとか強制的なものもなくはだめかなというふうな、でもそんなことは電力契約でなかなかできるものではないと思いますので、そのところの、本当に地盤沈下が起きたら何のために——。一瞬だけ解除されても困るわけです。それだと1年目に掘った人勝ちになってしまうというのも私はおかしいと思います。ますます既存で掘った人が強くなっていくという点がありますので、これから細く薄くというか、なるべく井戸を掘れるような、そして地盤沈下が起きないという方法というものを真剣に考えていただければと思います。

乱暴な意見だったかもしれないですけども、私もついこの間、人と話をしていたら、「いいか悪いかは別だけれども、2月15日以降になったら、もう井戸を使わせないようにすればいいんだよ」とか、そういう乱暴なことをいう人もいたのです。そうすることによって揚水量というのは非常に、2月以降は徐々に消えていくのを期待するとか、あとは流雪に入れていくとか、そういうふうな対応をしていくべきではないかというふうなものがあったのですけれども。

ただ、いきなり2月15日というのは本当に乱暴だと思いますので、毎年、例えば1週間ずつ、最初は3月15日までして、次のときは3月7日までして、それを毎年いって、こういう規制の方法もある意味プラスして1つあるのかというふうにも思ったのです。

利用日数の調整をして、春になったら消えていくのだから、みんながよくするために我慢していくべき、何ていうふうな意見もあったので、これだってやはり市長とかいろいろな井戸規制の解除を求める人たちがいろいろな話をしなければ、こういう意見も私は聞けなかったと思いますので、本当にいろいろな方法で——揚水量の規制がかかってしまうというのは、ある意味、私も家で井戸の水で消しているの、ここに雪が残っているとおもしろくないわけです。晴れていてもつけて消すときがあるわけです。そういうものもありますけれども、塩沢の人にも協力してくれというのであれば、今度はこういうことのないように、一生懸命なるべく節水に努力して、前の水路にぶちこんでいこうかなというふうな思いがあります。

こういう点で、市長は市長でいろいろな思いがありますけれども、担当部のほうからまた何か細かい、このところを気をつけたいというのがあれば、私は市長の許可があれば——市長と全部打合せをしているので市長がこれからも答えていきますというのであれば、私は聞いていきたいのですけれども、市長も自分の中でもっと突っ込んだ思いがあれば、何か言っていただければと思うのですが。

○議 長 市長。

○市 長 井戸規制について

簡単に言いますと、規制の方法といいますか、総揚水量を抑制するという方法の中には、

今、議員がおっしゃったように期間限定とか、そういうことも当然選択肢としてはあると思っております。それから、1つ考えられる部分ですけれども、これはまだわかりませんが、今までの沈下でほとんどが第1帯水層部分のところの粘土層が収縮している。これはもう間違いないことです。これはもうほとんど収縮し終わったのではないかと。第1帯水層部分ですよ、第2、第3を分けている部分は別ですけれども。そうなりますと地盤沈下が終息したということではなくて、これからそうどんどんと進まないのではないかとというような希望的な観測もあるわけです。

そういうこともよくまた専門家の方にお伺いをしながらやっていくことになりますので、今、部長や担当課がどういう規制の内容をと、どういう抑制策を考えているということ、考え方があれば披露してもらいたいのですけれども、これからだと思うので……。これから英知を結集していろいろなことを考えるそうでもありますので、その答弁はここでは申し上げませんが、また、これも市民の皆さんから納得していただかないとどうしようもないわけですので、納得していただけるありとあらゆる方法を考えながらやっていくということで答弁にかえさせていただきたいと思っております。

○議 長 22番・牧野晶君。

○牧野 晶君 井戸規制について

ちょっと先ほどの質問の中で、細かく聞き直した点というか、私のほうで一方的にしゃべった点がありますけれども、私がしゃべった理由というのは、全体的に協力していかなければだめなわけですよ、市全体が。何でこう六日町の問題だけではなくて、塩沢も関係しているし、大和も関係しているし、だからみんな節水していこうということで、私ははっきりいってこの一般質問をしたつもりがあります。

その中でまた市長のほうも担当部のほうで、今、担当部がどういうふうに考えているかわせたいけれども、まだ今のところ白紙というのがちょっといい方が悪いかもしれませんが、白紙状態でもあるみたいな答弁でありますけれども、一応もう9月ごろをめどにしてというふうなのなんて、もう私の頭の中にインプットされました。9月ごろと、可能であればですよ。可能であれば9月ごろというふうな話がありますし、ここのところ、答えを出しながら解除していくというのは非常に危険な点があると思いますよ。要は解除のための、条例を甘く水量規制をしていくというのは、非常に危険な点がありますので、そういうことのないようにしっかりと理論的に立って、そしてこれだったらみんなが納得して井戸を掘ってもいいのではないかと、では地盤沈下させないために塩沢も六日町も大和もみんな協力していこうというふうになるように、ぜひ市のほうは頑張っていっていただければと思います。その決意を最後に聞いてみたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議 長 市長。

○市 長 井戸規制について

まさにそのとおりでありまして、どこそこの地域が該当が外れているということではなくて、全体的に影響しているということでもありますから、議員のおっしゃったとおりでありま

す。当然、そのことをきちんと把握して、それをご理解いただけるようにしていかなければならないわけです。そこで頼りになりますのが、議会議員の皆さん方でありまして、それぞれの地域から出ているわけでありますから、折に触れ、南魚沼市内の地下水というのはこういう状況なのだと。私でいえば法音寺で——法音寺は今、水が出ませんけれども——例えば法音寺で井戸を掘ってどんどん使った、それだけでも六日町の地盤沈下に影響があるのだよということをご理解いただくことが、まず一番だと思っております。

その辺をどう広報に努めて、ご理解いただけるかということであります。議会の皆さんにもそのことについては、またお願い申し上げるところであります。当然我々もそのことに覚悟を持って臨むということでご答弁にかえさせていただきたいと思っております。

○牧野 晶君 終わります。

○議 長 あらかじめお願いいたしますが、きょうの会議は議席番号 18 番の終了までとしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

質問順位 9 番、議席番号 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 今、市民が望む市政は

きょう最後の一般質問であります。大項目は、今、市民が求める政治はということで書いてみました。ちょっと欲張り過ぎていっぱいありますので、一方的にまずしゃべらせていただきまして、所見を伺って、再質問のようであればさせていただきます。

7 月 10 日投開票で行われた参議員選挙は、「自公と補完勢力」対「4 野党プラス市民」という構図で戦う、戦後かつてなかった選挙でありました。新潟県でも野党 6 党と 2 団体との共闘が成立しました。森ゆう子さんが激戦の末、2,279 票の僅差で勝利しました。南魚沼市も 139 票差で勝利いたしました。

我が日本共産党は、野党共闘の勝利と日本共産党の躍進という二つの大目標を掲げて戦いました。結果は全国 32 の一人区全てで野党統一候補を実現し、11 の選挙区で激戦を制して、自民党候補に勝利いたしました。日本共産党は改選 3 議席を 6 議席へと倍増させ、非改選と合わせて 14 議席へと前進をさせていただきました。

1 つの特徴として、野党統一候補が勝利した東北 5 県、青森、岩手、宮城、山形、福島と、新潟、長野、山梨、三重、大分のいずれも農林漁業を基幹産業にしているところでもあります。自民党の農林漁業政策に散々苦しめられ、さらに T P P 強行というもとの、もうだまされないう意識が広がりました。

また、アベノミクスの幻想は 3 年たっても道半ばと。大企業や富裕層には恩恵があったが、庶民には生活実感からして通用しませんでした。さらに、安保法制——我々は戦争法といっていますが、この強行は戦争する国に逆戻りしてしまうと国民に不安を抱かせました。安倍政治は国民が望んでいない方向に進んでいます。

市政も市民が不安を持つようであってはなりません。市民が安心して暮らせ、幸せと思える市政であってほしいと思っております。これらの結果について、まず市長の所見を伺いたいと思っております。私は政治が民意と乖離してきたことが原因ではないかと考えています。以下、井口

市政との論戦を顧みて、市長の任期最後の一般質問をいたします。

(1)として、基幹病院建設・開院での思いと今後の課題を伺います。私の論戦の一部を顧みてみたいと思います。私が合併選挙で落選中に決定しました大和病院敷地内の基幹病院建設。これは今の姿を見ると、なかなか無謀ではなかったかというふうに思っているところがあります。

大和病院の当時職員駐車場が主でありましたが、その駐車場に建設をいたしました。新たに駐車場を増設しなければならない、途中で東側に増設しました。事前の駐車場確保の対策が見えていませんでした。設計段階では、市長は敷地全体をフラットに考えてよしと、大和病院はないものとして考えてよし。結果は今現在行われているように、駐車場は共用であります。大和病院の位置づけが曖昧と私が指摘しますと、そっくり新築移転なんていう話も出たものでありました。一方で、知事の物入りということでありまして、廊下でつなぐことになりました。

今後の課題は何か。今ほど言いました、大和病院移設新築というようなこともあり得るのか、伺っていたいものであります。

また、医療再編が基幹病院の開院とともに行われたわけではありますが、医師、看護師等のスタッフ不足で、地域の医療崩壊の恐れがあるのではないかという立場で、一言お伺いしたいと思います。周辺病院の役割分担は、回復期、慢性期の医療環境が後退せざるを得ない状況ではないかと私は思います。特に、いつも指摘して参りましたが、療養病床の変遷はお粗末でありました。小出病院に44床できるから、半年の我慢といわれました。小出病院での延期のお話があり、進言をいたしました。その時点から療養病床の早期の取り組みを促したものでありましたが、認識は薄かったようであります。実際は今現在、堀之内病院を診療所化し、小出病院に移すという内容であります。それらも原因は、医師、看護師などスタッフ不足と、また、きのうも答弁しておりましたが、不採算部門の縮小ではないかというふうに私は考えているところがあります。

基幹病院は308床の現在の稼働から、本格稼働の454床を目指して、さらに募集をかけるわけではありますが、近隣ではスタッフ不足になり、また老健施設とか、特養施設、あるいは療養病床等の整備が非常に困難になります。地域医療崩壊の恐れがあるのではないかというふうに危惧しているところがあります。

昨日の勝又議員の答弁で、市民の命にかかわること、市民に必要な数は設置するといわれました。昨今、地域で入所できずに群馬県のほうにお世話になっている方々が多くなっていると聞いております。想定される数は何床と考えられるか。療養病床の早急な取り組みが必要と考えますが、いかがでしょうか。

次に(2)として、新ごみ処理施設建設計画は行政主導でなく、市民との対話が必要ではないかということでもあります。私がいつも申し上げるように、いかにごみを減らすかという、その3Rは理想といいながら、市民の協力、理解を求めず、これ以上市民に負担は求められないと、可燃ごみは焼却処理すると既に決定をしています。可燃ごみ150トン、1トン1億

円で 150 億円と想定しているようでありますが、焼却炉の建設が進もうとしています。さらに維持管理費、運営費もかかるわけでありまして。経常経費をどう抑えるかが課題であります。

情報を開示し、市民負担の理解も求めていかなければなりません。これからのごみ政策のあり方を掲げ、どういう施設が必要で、どう経費削減をしていくか。それらが前段にあって、そして市民の理解を得て、協力を得る努力が必要と考えます。莫大な事業であります。広域水道事業の二の舞にならないように最大の注意を払うべきだと思いますが所見を伺っておきます。

また、この中でごみの減量化で常に市長はディスポージャーという話をしますが、これは簡単に達成できるものではありません。私はこれは邪道だというふうに言っているものでありますが、改めて近隣市町、構成市町の反応を私はきちんと捉えるべきではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

また、建設用地 3 立候補地が選定の中に入っておりますけれども、私はその中でという話がきょうも強調されているようでありまして、基準未了で、行政主導での選定になるのかというふうな懸念も抱いているところでありますが、それについてもお聞きいたします。

また、最終処分場を持たない、これが余りにも私は他に依存し過ぎる体質になりはしまいかというふうに思ひまして、それらも最終処分場をきちんと計画をすべきではないかと思ひますが伺います。

(3) として、C R C は市民の理解を得られていない。苦肉の策の市有地提供でないかという観点でお伺いいたします。市長は民間事業といいながら、私は今までの市の動きを見ていると、市の関与が非常に大きくなっているというふうに感じます。市の役割はインフラ整備、上下水道、取り付け道路というようなことを言っていたわけでありまして、今、進んでいるのを見ますと、民間の投資、要するに土地を求めて民間が進出するというような状況には至っていない。大手企業の進出を唱えているが、企業はメリットがなければ来ません。来たとしてもメリットがなければ撤退します。大手企業の進出のリスクに見合う魅力が鍵と思いますが、果たして、この南魚沼市にありますか、疑問であります。

また、強調しておられます、降って湧いてきたといいましょうか、グローバル I T パーク、前宣伝ではとりあえず 16 社だが、将来は 300 社に発展するのだという話。今現在 6 社にとどまっている、この結果を中間であろうが見てみますと、慎重な姿勢が必要ではないかというふうに思いますがいかがでしょうか。

私はこの問題で、なぜ、市の有地を、市が持っている土地を提供するのか非常に疑問が湧いてきているものであります。市民の誰しも国際大学敷地内と市民は理解していたのではないのでしょうか。当初から位置も決めずに進めて参りました。そして、なぜ公民館周辺なのか。これは進出予定企業の提案で、1 キロメートルの範囲内に駅とか公園とか病院、公共施設があったほうがよいということで、ころっと変わったわけでありまして。

1 期工事 50 棟は、国際大学の宿舎が想定されているということも、なぜそこでなければならぬかということが、私は理解できません。そして、いまだ公募等、提案があると言いな

がら計画が明解ではなく、スケジュールだけが踊っている展開になっているのではないのでしょうか。それから推してみると、苦肉の策で市有地を提供しと、見切り発車といわれても仕方がない状況ではないのでしょうか。

私はじっくりと計画をして、そして皆さんの理解を得るべきだというふうに思います。そして、構想からの撤退も一つの選択肢として考えておかなければならない事態ではないかというふうに思っておりますが、所見を伺うところであります。

次に、生活関連になりますが、水道料金は近隣市町に合わせるべく、財政計画を立てるべきではないかという観点であります。聞くところによると市長は、六日町町長になるとき、水道料の引き下げを公約にしていたと聞いております。当時、幾らぐらいが妥当と考えていたか、ひとつお聞きしたことがありませんので、ここで聞いてみたいと思います。

県下一の水道料金の抜本改定の計画を立て、10立方2,415円は、近隣市町並みの料金にすべきであります。魚沼市も湯沢町も南魚沼市のほぼ半額であります。この原因は皆さんご承知と思いますが、政策の見込みの失敗を水道料金にかけてはならないと、私は常に申し上げて参りました。過剰投資分は一般会計を財源として、償還すべきと唱えて参りました。理由は水道料金は応益割りでありまして、一般会計は応能割りであります。また、基本的生活費の負担は少なくすべきという考えからであります。隣の町より2倍の余力を持った生活している市民とは私はどうしても思えません。

次、5番で子育て支援についてというふうにならうたっていましたが、何点か伺います。学校給食費の無料化に向けた取り組みが必要でないかという観点であります。今現在学校給食費は小学校、月5,200円、中学校6,000円であります。そして、賄い材料費等を徴収しているわけではありますが、2億9,000万円あります。その中で滞納者が大体28人だそうであります。今、子育て世代を考えたときに、ことしから見附市では、子育て世帯の経済的負担の軽減ということで、子どもが3人目になると、給食費を1人無料にすると、これは学校に在籍していなくてもということだそうであります。また、大田原市というところがあるそうですが、全ては子どもたちの未来のためということで、給食は食育だという観点で全額無料でやっているそうであります。私は即無料ということではなく、せめて半額にということで換算しますと、ほぼ1.5億円というふうになりますが、所見を伺うところでございます。

それから、小学校、中学校で就学援助金というものがございしますが、この利用を促すべきではないかということでもあります。生活保護世帯でなくても、きちんと就学援助を受けることによって、学費とか旅行とかそういったことが手当てしていただける制度でありますけれども、今、就学援助については援助者が370人あります。しかし、小学校で9.5%、中学校で10.9%だそうであります。新潟県下の20市の中では、大体県平均が18.4%だそうあります。この支援者数率は南魚沼市は少ないほうから3番目だそうあります。ですから、私はこれらの我慢をしないで皆さんからまず申請をしていただいて、そして支援を受けられる環境をつくったらどうかということでもあります。そしてまた、生活保護基準の今1.3倍ということになっておりますけれども、なかなか大変な時代、それを阿賀野市並みの1.5倍に

できないかということでもあります。援助が受けやすくなる方策を考えていただきたいということでもあります。

次に市の奨学金制度について提案をしてみたいと思います。市の就学金制度は、今回の決算書にもございますけれども、1億9,890万円の基金を設けてそれを貸し出している制度でありまして、利率はゼロであります。今現在貸付金は1億3,713万9,200円で、預金に入っている部分が6,176万800円であります。その中で、ことしは26人に貸し出したそうでありますが、1,560万円。そして累積で今、返済をさせていただいているわけですが、滞納者が49人いるようであります。途中でまだこれから返そうという方々もいますけれども、決算でいけば1,361万円の滞納金額があるということでもあります。何らかの事情で滞っている人がいるわけでありまして、貸与者が就職を迎えた時点、あるいは返済困難となった時点では相談できる体制が必要ではないでしょうか。返済繰延、あるいは状況によっては免除等であります。私は所得制限を設けてでも、まずこの給付型奨学金を試してみてもどうか。一步踏み出してはいかがでしょうかという提案であります。本人の努力ではどうにもならない現実があり、これに手を差し伸べるべきと考えますがいかがでしょうか。

以上、登壇しての質問であります。

○議 長 岡村雅夫君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 今、市民が望む市政は

岡村議員の質問にお答え申し上げます。ちょっと多項目にわたっておりますので、落とすことはないと思うのですけれども、満足のいく答弁ができますか否かちょっと心配であります。最初に今回の参議員選挙のことについてであります。森ゆうこさんが当選されました。これはこれで、森さんにまずお祝いを申し上げなければならぬと思いますが、今、議員のお話を伺いますと、何か共産党だけが奮闘、努力して当選させたというように聞こえるのですけれども、森さんの選挙母体は当然ご存じですよ。これはこの議場にもいらっしゃいますけれども、保守系といわれる皆さんの一部の方が、やはり森さんとの以前からの付き合いといいますか、そういう中で相当活躍されたことは、もう周知の事実であります。

もちろん、共産党が何もしなかったかといえば、そうではありません。しかし、今、民進党の中で代表選が争われておりますが、今の代表、立候補している3人とも、この共闘は見直すべきだと。前原さんにいたっては、共産党は白アリだなんていっていますから——これは人の言葉ですよ。ですので、この結果については私は予測はしていませんでした。予測はしていませんが、非常に中原さんにとっては強敵ですよということはずっと申し上げて参りました。やはり運動量の違いというのが出ていると思うのです。それから知名度ですね、知名度。これも中原さんは森さんに比して、県内では劣っていたのだらうという思いもあります。

ですから、これについて特殊な感想というのはありませんが、やはり、ある意味自民党の一強独裁的なことをいわれておりますけれども、自公連立政権ですけれども、何かその中の

いわゆる官邸のほうが一人で強過ぎてというようなことをいわれております。それは確かに良くないことなのです。もう少し均衡がとれないとなかなか間違った方向にいつてしまう部分はあると。

そのあらわれが、先ほどこちょっと触れたように——これはいい悪いは別ですよ。いい悪いは別ですが、このアベノミクスとか安保法制とか。安保法制についてもマスコミも含めて非常に間違った方向ですね。本当の意味を伝えていない。戦争法案というふうに伝えておりますけれども、これは戦争するための法案ではないわけでありまして。それを抑止するための法案ということでありまして。

今、北朝鮮がこういう行動に出ております。これは本当に脅威でありますから、この中で自国の安全保障を旧態依然としていいのかという問題は大きな問題であります。ですので、国民の皆さん方も一時的な感情に左右されずに、きちんと判断していくことが求められるだろうと思っております。

森さんの当選につきましては、ある意味、自民党に動揺を与えるというところまでいったかどうかはわかりませんが、やはり野党の皆さんも結集すればすごい力になるのだろう、なるのだなど、警戒心を抱かせたということは、そこは大きな成果だと思っております。結局、投票行動、これは報道各社の出口調査等の結果でありますけれども、自民党であっても、中原さんに100%ではなかったですね、8割ぐらい。一緒に推していただいた公明党は、中原さんにいったのが6割ぐらいです。ですから、それだけ徹底もしなかったということも挙げられると思います。

いずれにいたしましても、選挙は結果が出れば、これはどうこう申し上げてもどうしようもないわけでありましてけれども、ある意味、警鐘を鳴らすという意味では、いい意味でよかったのではないかとこのように思っております。森さんの活躍にご期待を申し上げるところであります。

さて、本論に移りますけれども、基幹病院の建設・開院での思いと今後の課題ということでありまして、その中で、大和病院敷地内は無謀ではなかったかとか、駐車場の検討策が見えない、それから大和病院の位置づけが曖昧で大和病院をないものとして考えてよいという、私が発言をしているということですが、それらにつきまして申し上げます。

まず、この位置であります。これはご承知のように、六日町とまだ大和町時代ですよ、この位置といいますか、魚沼に限りなく近い南魚沼地内。これを十日町市も含めて、湯沢町も含めて決定をさせていただいたのは、私が六日町の町長時代であります。秋山さんが大和町長時代であります。これはなぜかといいますと、当時、六日町も今のインターチェンジ周辺にこの基幹病院を誘致しようということでありまして。大和と六日町はもう合併する方向で検討に入っておりましたので、さあ、どうするのだ。ここでお互いが建設位置で争っているのは、この基幹病院の建設そのものが宙に浮く。こういうお互いの認識のもとで、しかし魚沼市さんからも、その当時はまだ小出町もありましたから、十日町市さんからも、あるいは塩沢や湯沢からもご理解いただく内容としてはどういうものがあるだろうか。そこで出てきたのが、魚

沼市に限りなく近い南魚沼地内ということでありあます。

一番当初は農地7ヘクタール、これが候補にまだあがったということではありません、想定をしました。しかし、これは農振関係の中で、許可が出るまでも2年、3年かかると。そして、今まで投資した事業——客土事業をあそこは近い過去にやっておりましたので、その補助金は返還になるというリスクが出て参りまして、これはそこではなかなか至らないということということの中で、大和病院と一体化した、ある意味一体化した基幹病院、これは地域が一つの病院ということに再編の中でうたっているわけですので、その前段でありますけれども、そういうことの中で大和病院の敷地を活用していこうということでもあります。

無謀であったかどうかというのは、私はわかりませんが、これには当然、病院の先生方からの反発ではないですけれども、異議もありました。その異議というのは異なるほうですね。しかし、基幹病院をつくる意義を私たちは——今度は意義は意見の意、目的のほうですね——それをきちんと当時の宮永医院長を含めた先生方にお話を申し上げて、ご理解をいただきながら、この位置に決定をさせていただいて建設に入ったということでありまして、無謀ということは全く考えておりません。

それから駐車場も、今の大和病院の敷地の部分も含めて、全く検討策が見えないなんてことはないと思うのですけれども、今、大和病院の取り壊しをやっておりまして、これからあそこがまた駐車場になるわけですし、当然、基幹病院としても用意しなければならない部分が出ていますから、検討はした結果がそういうことでもあります。検討の結果がみえないというのは、それは見ないだけで、我々は検討してやってきたということでもあります。岡村議員が意識して見なかったのか、それは私はわかりませんが、そういうことでもあります。

当然、この設計段階で大和病院がここに残るか否かというのは、先生方のご希望もありまして、まだこの当時は決定していなかったのです。ですから、それを例えばなしとした場合はどうなるのでしょうか、そういうことで申し上げたところでありまして、ないと考えて、ではどうなりますか。あるいは残すと考えてどうなりますかということをやってきたわけでありまして、ないほうに力点を置いてやったことではありません。

今、松島先生を含めて大和病院の将来的にはこういうふうにしたいのだという部分については、移転はしないということでもあります、移転はしない。やはり当時は、基幹病院との軋轢といいますかこれも含めて、とても基幹病院の配下みたいになってやっていくのでは嫌だという話がありました。しかし、実際こうしてやってみて、この基幹病院との連携が、市民の皆さんも含めた地域の皆さんにどのくらい役に立っているかということは実感をしていただいたようでありまして、これについては移転をするという考え方は、院長先生は持っておりません。ではどうするのだということこれからきちんとやるわけでありまして、これから。

しかも、今の40床を維持しながらということを松島先生はご要望なされておりますが、基幹病院がこの10月、11月にもう1病棟、50床を全部あけるかどうかは別にして、もう1病

棟充実していくようになりますので、それらの結果をみながら、病床数が、ベッド数が本当にそれでいいのか。それから、議員が触れております療養病床ですね。これは、私がここで言い逃れするところではございませんけれども、そういう地域全体で、南魚沼だけでなく魚沼、十日町も含めたその中での療養病床の今ある部分を、私たちのところで削減をして、38床でしたか。それを削減して、そして44床を小出につくりますということで、皆さんのご理解を得てきたところであります。

それが今ちょっと頓挫しているということではありますが、これについては先般も申し上げましたように、ある意味、ちょっと我々も困惑はしております。当然です、これ。約束したのですから。我々もその約束をきちんと守らなければならないということで市民病院の開院は、若干は遅れましたけれども、ああいう形をきちんと整備をさせていただいたわけでありまして。それが、ただスタッフがそろわないから、これはできません、あと何か月延ばしてくださいとか、あと何か月で本当にはつきりすればいいのですけれども、まだわからない部分がまだある。ですので、きのうも触れましたように、このことについては再度、魚沼市側にきちんとした対応を求めたいと思っております。

どうしても物理的に無理だということが判明するようでありまして、これは我々は我が市民の皆さん方の命を守らなければならないわけですから、しからばではどうするのだと。一時的に大和病院のところを療養病床として使っていくのか、あるいは城内診療所を20床ほどもう1回復元させるのか、あるいは基幹病院がトータル的な中で、基幹病院の中にその部分を包含してやっていくのか。何らかの方法を考えなければ、これを宙に浮かせたまま、さあさあ、それはわかりません、どうぞ、武尊へでも何でも行ってくださいなんていうわけにはいきませんから、これはやはりきちんとしていかなければならないと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから、この医療再編と医師・看護師スタッフ不足で、医療崩壊の恐れ。なかなか崩壊ということまで踏み込まれますと、とんでもない話ですということをお願いしなければなりません、医療が崩壊はしていません。医療環境そのものは整っているわけでありまして。今、議員がご指摘のように、このスタッフ不足ですね。スタッフ不足の中でも、市民病院もまだ100%ということは申し上げませんが、それなりに運営をさせていただいておりますし、基幹病院も今ほど触れましたように、3年計画でフルオープンに向けてやっていこうということでありますから、私はこの崩壊するということではないと。医療環境が上がっていく、そして地域で一つの病院という考え方が浸透するには、それは時間はやはりかかりますので、それらもまた市民の皆さんにご理解をいただきながらということでもあります。

それで、さっき触れましたここにやはり療養病床が出てくるわけですね。あとは老健、特養、こういうことも含めて総体的に考えていかなければならない。地域包括ケアシステムもではどうするのだということは今、策定中でありまして、これらも総合的に考えながらやっていくということでもあります。それぞれの地域、あるいは病院が全力で取り組んで、責任を果たすと、お互いが責任を果たす、このことが一番肝要であると思っておりますので、よ

ろしくお願いいたします。

市立病院の負担・支援 20 億円と聞こえるというようなことが、ここの項目にありますけれども、支援 20 億円ということではないのです。前々から申し上げておりますように、市民病院の会計上、医療機器の減価償却が 5 年で行わなければならないと、ここに非常に負担が集中しますので、この部分をやはり市としてはある程度支援していくほうがいいのだろうということを申し上げたところであります。

そこで、私が合併振興基金を活用して、では一気に 20 億円ぐらい出せばいいじゃないとか、そういうことは申し上げました。しかし、制度上、なかなかそれが簡単に受け入れる、あるいは支出するということには至りませんが、例えば 5 億円ずつ——例えばですよ、4 年間やるとか。そういうことも含めて考えればいいわけですが、開院当初の 5 年間、これは今含めましたように、起債償還もかさむということでもあります。病院事業のほうも、検討をさっき言ったように進めましたが、基準内繰入と立ち上げ後 5 年程度は別枠での支援を行うと。これが一気に出すのか、年々償却期間の 5 年の中で出していくのか。一借りの部分も解消していかなければならないわけでもありますので、その辺は財政と今、病院とで検討しておりますが、一気に 20 億円出すという方向はとらないようにしようということで、大体まとまったようであります。しからばどうしていくのだということを、これからまた考えていかなければならない。

その 5 年を過ぎますと、市民病院のほうの経営は安定するという方向は、今確実に出ておりますので、これはご理解いただきたいと思っております。逆に大和病院のほうは今は大変になっておりまして、医療再編の波の中でいろいろ激変した部分がありますので、当面は致し方ないと思うのですけれども、この経営改善に相当気を入れて取り組んでいかなければならないと思っております。

ごみ処理施設の件でありますけれども、これは毎々申し上げておりますので、あまり前段は申し上げませんが、議員からいつもご提案いただいております志布志市ですか、これらについては本当に素晴らしいものだと思っております。ごみ焼却といいますか、ごみ問題を考える当初、広域時代からこういうことをきちんとやっていたら、確か今、あまりそういうことに難儀しなくて済むのだろうと。志布志市のような取り組みができていたのだろうと思っておりますけれども、一度、そうではなくて、簡単に言えば埋め立て、焼却、今の溶融炉に至ったわけでありまして、簡単にいえば何でもかんでも持ってこいと、全部燃やしますよと。これは一度やはりそういう環境、生活に慣れますと、ごみは全部分別をして出してくださいなんてことは、まず不可能に近くなります。ですので、今の新ごみ処理施設についても、生ごみも可能な限りは減らすということは当然お互い努力しますが、ゼロにはならない、ならないだろうと。ですので、想定として生ごみも焼却する施設でなければならないということをお互い合意をした。2 市 1 町ですね。

建設費が 150 億円、150 億円といわれております。1 億 1 トンで 150 億円と。これがまた一人歩きいたしまして、これは現在まだ処理方式が決まっていないうえです。だけれども、

今までの例でいいますと、1トン1億円ですから150億円ぐらいそういうことでかかるという予測も出ますということをお願いしたわけでありまして、これはこれ以上にはならないという上限だというぐらいに捉えていただくものだと思っております。私は150億円はかからないと思っております。これはわかりませんが。

そういうことで、このことについては市民との対話なんかはもちろん必要でありますし、当然皆さんからご理解いただきながら、この3Rということも議員が触れられておりますけれども、極力そのことには心掛けていただくつもりであります。しかし、これを徹底させて、100%このことを実行して、だから新ごみ処理施設についてはこういう方式でいいということには、なかなか至らないということはお理解いただきたいと思っております。できるだけ安価で、維持管理費も安易といえますか安価な方法を選んでいかなければならないと思っておりますのでよろしくお願ひします。

それから、ディスポーザーが邪道だというふうにおっしゃっていますが、何が邪道なのか全然わかりません。ディスポーザーが邪道だということは、何をおっしゃるのでしょうか。下水ですよ、下水は水を流すだけではないのです。汚物を流すのです。汚物を処理する。ディスポーザーが邪道だということになると、固形物は邪道ですか。そうすると我々はトイレにも行けない。全く邪道ではありません。これは下水道の特質を利用したすばらしいマシンだと私は思っています。

処理場について処理した部分については、国の国土交通省のほうも言っておりますけれども、下水道の処理場は宝の山だということです。この処理された部分をうまく利用すれば、バイオマスもできますし、いろいろなことができてくる。それを考えていくのがこれからの下水道。ですから、ディスポーザーについてはどんどんと推奨すべきと、これは国のほうもそう考えておりますし、我々もそういうことだと思っております。

ただ、簡単に普及はしない。ではどうするのだということで、今、リフォームの中にこれを入れましたけれども、やはりまだ簡単ではありません。ディスポーザーに特定をした部分で推奨していかなければならないと思っておりますので、ただ、湯沢、魚沼、これは議員がおっしゃったように、まだそれでいこうということが確認されていませんので、それこそ任期限内にこのことはきちんと提示をして、確認を求めるようにやっていかなければならないと思っております。

最終処分場の場所の件です。場所は今、候補地の応募が3つあったわけですから、基本的にはやはり公募したわけですから、募集したわけですからこの中で選ばれれば一番いいわけですが、先ほども触れました前者の質問でも触れておりますように、近隣行政区との調整、これらも含めて、100%この中で選べるということ、今、申し上げるわけにはいかないということをお願いしているところでもあります。市のほうで前もって本当はここを考えているなんてことは一切ありませんから。

ただ、3つとも例えばだめになったというときに、手をこまねいて、さあ、もう1回再募集しましょうなんてことはもうだめですから、そうなれば市が主導の中で位置の選定に入っ

ていかなければならないと、このことも事実でありますので、その際にも結局、どうもって  
いってもその地域の皆さん方のご理解は必要でありますので、非常に難しい作業になると思  
いますけれども、勢力的に取り組んで参りたいと思っております。

次にCCRCであります。苦肉の策の市有地提供……。先ほど議員はそこに進出するに意  
欲を燃やしている企業からの要請・提案で、その使用地は市有地を選んだのではないかと  
いう方向をおっしゃったわけですがけれども、全くそういうことはございません。申し上げます  
けれども、三菱総研を通じて行いました首都圏在住者4,123人への「移住に関するアンケー  
ト調査」の中で、やはり移住先に求める要件として、「田舎にいても買い物等にほどよく便  
利な場所」これが非常に多く回答されておりました。

それから、国土交通省が提唱いたします「健康・医療・福祉まちづくり」においても、半  
径1キロ程度の徒歩圏内にあらゆる生活機能が集約している環境が、高齢化を迎える地域に  
おける「健康長寿のまちづくり」として理想的な形だと。何よりも、地域の皆さんとの日常  
的な交流機会を確保しなければならない。

こういう理由から、議員もおっしゃったように、我々も当初、建設予定地は国際大学の敷  
地内でどうだろうとこのことは検討しましたが、検討に入ってほどなく、一番の理由は国際  
大学の中に建設して、そこにやった場合、地域との交流がほとんどとれなくなる。これでは  
CCRCなんていうことをいえる資格もなくなりますから、これではだめだと。

いずれそういう方向にもっていくにしても、やはり近隣住民の皆さんとのコミュニケー  
ションがとれる部分をきちんと確保していかないと、これはもしおいでいただいても孤立させ  
て、そのままになってしまうという恐れが非常に強くなる、それを考えましたのでこういう  
ことです。

今の位置につきましては、市有地もありますが、当然民有地もその地域の中に存在して  
いるわけです。市有地の中は建築制限もかかっております。ですから、苦肉の策であそこに  
設けたのではなくて、一番適当な場所がまずはおそこだろうと。しかも50戸ぐらいで始まり  
ますから、200戸、300戸を一気にやるわけではありませんので、その状況を見るためにと  
いうことで。

先般大和商工会の勉強会がございました。議員はご出席いただいたわけですがけれども、文  
教地区ということで反対があるという話は伺っておりますが、若い皆さん、商工会の皆さん  
はどう考えているのですかということをお伺いしました。それは酒の席で伺いましたが、全く反  
対なんてするつもりはないです、もちろん一番いい場所だということをおっしゃっていま  
した。

ただ、今、例えばテニスをやっている部分、あるいは芝生を敷いてある部分、ゲートボ  
ールとかもやりますね。そういう機能は、あそこに何かつくったから、それはそのままありま  
せんよということでは困ります。当然それは、もしそうならば我々も考えているわけであり  
まして、もっと付加価値をつけた機能をきちんと確保しながらやっていかなければなら  
ないということでもありますので、これらについても思い入れの深い方の声が一時的に多かったと

いうことは伺っておりますが、そういうことではありませんのでご理解をいただきたいと思っております。

それから、民間事業といいながら市の関与が強過ぎると。これは当然、事業実施をしていただくのは民間でありますから、民間事業と言っておりますけれども、市の関与が強過ぎるということはどういうことだかちょっとわかりませんが、南魚沼版C C R C構想、それは類似施設はあるのですけれども、日本での新規導入を進める事業であります。南魚沼市では日本の未来をつくる地方創生の一貫といたしまして、地方の局地的地域活性化にとどまらない日本全体の共通課題へのチャレンジという思いでやっております。それで全国の先頭に立って取り組んでいるものであります。

内閣官房が全国でC C R C推進の意向を持つ約 260 自治体の中から、先進的な取り組みを支援するために設置いたしました「生涯活躍のまち形成支援チーム」の支援対象 7 自治体に南魚沼市も選定をされているところであります。

我が市にとりましても、雇用の確保、特色ある教育環境の整備、健康長寿のまちづくり、これらの実現に向けたモデル的な事業でありまして、地方創生総合戦略の基軸事業として進めているということをご理解をいただけるものだと思っております。

市の関与が強過ぎるといいますけれども、市の関与はこういうところでありまして、何かこういうことを、こういうものを提案があった中で、例えば一軒家でどうでもやれとか——例えばですよ、マンション形式でどうでもやれとかそういう関与なんか全くするつもりはありませんが、一応、この地域でどうですかという部分を出しているわけです。

それ以上の関与なんて特になくわけでありまして、今、この説明会に先般東京でやったのだったか、11 社においでいただいております。東京のほうですから、当然、大手の皆さん方でありまして、建設関連業者だけではない部分も含まれておりまして、11 社の方々が関心を持っているということでもあります。

ですので、これからその選定をする部分についてのいろいろな部分をコンサルに今、その基準づくりを依頼しているわけです。そして、11 月にここを希望される皆さん方からの、もう今、計画的なものが出てきている段階になってきているのです。それを吟味させていただいて、でき得れば 11 月内に進出していただく皆さん方の決定をみたいということで、今、進めているところであります。

民間投資はうかがえないということも、ここにご指摘がありますが、民間投資は当然そこに入ってくるわけで、これは全部民間がやりますから。市がマンションをつくるわけではありませんし、ということでもあります。ただ、公共的な施設が必要となれば、それは当然やっていかなければならない。それは社会資本整備の一環であります。

それから、グローバル I T パークの件であります。これも一緒にご指摘をいただきましたが、16 ブースつくらせていただきまして、今 6 ブースですね。あと 10 ブース。アダム・イノベーションとのいろいろの協議、話の中で、でき得れば年内、あるいは年度内にもう 6 社、今オファーがありますから、それらを決定していきたい。

当初から 16 社にならなかった一番大きな理由の 1 つは、日本の規制であります。日本に現地企業を興す場合、500 万円という額の、簡単に言うと保証金的なものですけれども、これが日本は必要です。前に申し上げたドバイとかは、7 万円ぐらいで済んでいるわけでありまして、そういうところに魅力を感じて、そちらのほうに行ったという企業もいらっしゃいます。

しかし、今、希望は大きく持っておりまして、日本企業もここにすぐに入れるということではありませんが、既に 3 社、4 社からどうしてもそこに進出していきたいというような方向をいただいておりますので、これはこの中ということではなくて、別に用意する部分があれば——本来これは民間でやっていただくものですね、このオフィスの整備なんてのは。しかし、そうはいつでもそれが簡単にできるものではありませんので、我々も地方創生の予算の枠の中にもこれを入れていただいて、行政として主導してやっていくということになります。

いろいろ考えていけばリスクもあります。しかし、それを恐れて何も手を出さないということになると、全く前進しませんので、将来への投資だという思いを持ちながら、今、取り組んでいるところでありますので、よろしくお願ひいたします。

○議 長 簡潔にお願いいたします。

○市 長 はい。水道料金であります。これはもう今まで申し上げてきておりであります。六日町町長時代、私は水道料金を下げるということで公約としてやって参りました。現に金額的に 13% は六日町時代に下げているのです。金額的にですよ。13%、総収入の中の率を下げた分にして、入ってくるお金が少なくなった、それをあらわしますと 13% であります。ですので、それで満足したということではありません。今もまだ、そこからきての今の料金でありますから。その当時はもっと高かったということです。

塩沢町さんは合併する際に、六日町と大和のときは若干下がったのです。しかし、塩沢町さんはそれよりまだ安い料金で提供していましたから、合併したときに上がってしまったのです。ですので、非常にある意味心苦しい部分はありますが、一般会計からここに繰り入れをして下げるということは簡単なことでもあります。申し上げますと簡単です。1 億円か 2 億円入れれば、すぐまた下げていけるわけですから。しかし、企業会計という原則からいきますと、本来そういうことではない。しかし、議員がおっしゃるように、政策の失敗とは言いませんけれども、見込み違いやそういうことによって生じている部分がほとんどでありますから、それを利用者だけに負担をさせるのはいかがかと、こういう話であります。

今、納税をされている皆さんと水道を利用している皆さん方は、ほぼ一緒であります。ですから、そう問題点はないのかということも考えられますが、これはやはり慎重にやってみないと——毎回申し上げておりますように 1 年、2 年ならすぐ下げます。一般会計から繰り入れがなくても 10 年ぐらいは下げられるでしょう。しかし、その後は上げざるを得ない。ですので、管理者ともいろいろ相談をしながら、アウトソーシングについてもいろいろ考えながら、今取り組んでいるということでもありますので、ご理解いただきたいと思います。

す。

子育て支援で学校給食の無料化。議員は無料ばかりを言うわけではないと、半額ぐらいはどうだという話ですが、これはご承知かと思えますけれども、いわゆる人件費やそういう部分というのは全く含まれていないのです。賄い分だけです。これを自分の家で食べさせるといったって、食べさせなければならぬわけですから、ここまで無料化をとという発想が、私にはちょっと理解ができません。無理して食わせているならそうですよ、無理して食わせているなら。そうではないわけです。

所得の厳しい方、これについては減免も含めていろいろやっているわけです。まあ、一般的に普通の生活をされている方が、それは安ければ何でもいい、ただのほうが一番いいというのは、それはわかりますけれども、そこまで精神を落とさないように、そういう思いはものすごく私はあります。何でもかんでも行政が、税金を納めているのだから、全部ただでやってくれなんて話は通らないわけでありますから。しかも、これは自分の子どもが食べている。食べていることですよ。命をここでつないでいるわけですから、それを無料化したというところがあるそうですけれども、そういうことはそう迎合すべきではないという私は考えでありますので、無料化ということは私は全く考えません。

しかし、負担軽減ということについてどうだといわれれば、やはりある程度今の経済状況をみますと、無料化でなくて軽減をできる限りのことはしてやりたい。理屈のつくもの、そして精神を荒廃させない程度に、負担の軽減は考えるべきだろうということは申し上げてさせていただきます。

奨学金も同じであります。一部所得制限をしても、給付型に挑戦してみてもどうかというお話を伺いました。それは1つの大きな選択肢だと思っております。これをどの部分に所得制限を置くのかということでもありますけれども、これらはまだ検討したことではありませんが、思いの中ではやはりそういうことはあるわけでありまして、奨学金自体をトータルとして検証すべき、最後の思いでありますけれども、していかなければと思っております。

また、国のほうもそういうことにどうも方向が進むようでありますから、本当に進むのかどうかわかりませんが、これがもとで全部給付型に切りかえて、教育的な部分が荒廃しないように私は望むところであります。学びたい人が本当に学んで、それを糧として、そのことを生かしながら自分の人生に挑戦していくという形がとれませんか、ただ単に、人が大学に出ているから、俺も行ってみなくてはならない。4年間ただで——ただでというか、お金を給付していただいて過ごしてきました。じゃあ卒業した後、何をしますか。そういうことが非常に私は恐れるところでありまして、常々申し上げておりますように、心が滅びては困ると。やっぱり生きる気概、生きる精神はきちんと自分の力で何とかやっていくのだということがなければ、これはもう動物以下ですよ。動物だって自分の力で全部食料を確保しているわけですから、人間の差というのが出てきながら、そういうこともやっているわけです。その辺も含めて考えるべきですが、経済的な理由で、そのことだけで、貧しくて学びたいと思っても学べないと、この方たちにやはりある程度の手は差し伸べる。これは行政とし

て当然のことと思いますので、市で持っております奨学金制度についても、議員からご提言いただいた部分も含めて、十分に検討していかなければならないと思っておりますので、きちんと検討させていただきますが、よろしく願いいたします。以上です。長々済みません。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 今、市民が望む市政は

長くなって申しわけありません。最初の基幹病院の問題については、いろいろ無礼な言葉もあったかと思いますが、要は医師、あるいは医師の招聘、スタッフの充足で市民が安心してかかれる病院、頼れる病院を目指していただきたいということが、私の本心でございますので、よろしく配慮をいただきたいと思います。

ごみ処理施設については、質問もありましたけれども、これは時間がちょっと長くなりますので。私はこの地域にやはり根差して、一番いいのはコンポストとか、あるいは堆肥化というものがあってしかるべきではないかという考えであります。

次のCCRCについては、民間事業といいながら、土地も都会に比べれば非常に安いものでありますので、そういったものから手配をして、自分たちで構想を描いたものをそこで実現すると。そして、地域を引っ張っていくというような企業が来ていただくのが、1つの大きな目的ではないかというふうに私は思っていたのですが、市有地を優先した形での取り組みはいかがかということ提起しておきたいということでお話をいたしました。

次の水道料金については、市長はどれぐらいが妥当であったということをしやべらずに、13%下げたということでもあります。私はやはり、これから再投資を控えている中で、水源の問題とかいろいろあるわけではありますが、そういった中で、ここで一区切りをした形をとらないと、大変な事態に、いつまでたってもこの水道料金というのは是正できないのだろうというふうに考えておるところであります。その再投資を控えて、そういった考え方を持つべきではないかというふうに考えるかどうかを、ひとつお聞きしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 今、市民が望む市政は

この再投資の手法も含めて、今ご承知のように水道事業計画の策定をやっているわけがあります。どういう方向に落ち着くかというのは、概略といたしまして、今の施設を更新するのではなくて、水源を他に求めながらやっていくという方向が、どうも一番有利だろうということでもあります。そうなりますと、今、議員がおっしゃったように、では今までの部分はどうなんだと、これは当然検討しなければならないことでもあります。ゼロに戻してということではありませんけれども、利用していない部分についてまでも本当にそこに負担を利用者に求めているのか。そういう問題も出てきますので、それらも含めながら検討を進めるといことだろうと思っております。ただ、どういう方向でどうだと、再投資の額としてこのくらいかかりますよというのは一応出てきているわけですので、それらも合わせながら、水道事業の運営委員会等ともご相談しながら、これから進めていくものだというのであります。

どなたも水道料金は、南魚沼は高い。これは本当に常に言われておりますので、私も身に

染みているところであります。2,415円、魚沼が1,263円、湯沢が1,296円とこういうことです。まさに半分ですから、相当負担としては重いものだという事は理解をしているつもりであります。どういうふうに料金を下げていく方向に結び付けられるかということ、常に一番念頭に置きながら、今の水道の財政計画も練っているところでもありますので、よろしくお願いたします。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 今、市民が望む市政は

水道料金については、やはり基本的な生活の部分でありますので、ぜひ、抜本的な改定をお願いしたいと思います。長々時間を費やしてありますが、市長は今ほども、先ほどもおっしゃいましたけれども、あれもこれも全額補助、無料化というのがそればかりがいいものとは思わないというのが、市長の最近の言葉であります。しかし、そういった取り組みが薄かったために県下一高い国保税、あるいは水道料金、県下2番目に高いといわれている下水道料金などとなっているわけであります。

決して豊かだから払えるわけではありません。最近、目の当たりにしたのですが、滞納したらますます払えなくなってしまう。近年滞納整理は厳しくなる一方でありまして、督促、再督促、財産調査、そして差し押さえと進みます。預金を取り崩しながら生活している人が、虎の子の貯金を面談もなく、了解もなく一方的に差し押さえられて憤慨していました。軽減で収められる額になれば、家計にゆとりが生まれます。消費が生まれます。経済が上向きます。我々が通ってきた道、我々の時代であります。今苦しくても、頑張れば何とかなると希望を持ってしのいで参りました。私事ですが、3人目の子どもの出産のときは、入院費用が工面できずに、出生届けを出して名前をつけて、当時10万円の小切手をいただいて退院させた経過がございます。35年前の出来事です。

今の時代は、我々が経験したことがないような社会ではないでしょうか。先の見通しの立たない、希望の持てない社会であってはなりません。基本的な生活が快適に過ごせる社会でなければならないと思っています。今、手を差し伸べなければ崩壊する家庭が多くなります。安心して医療・介護・福祉が受けられ、市民が満足の市政が執行されていると、おのずと人口の流出は減ります。地に足のついた発展が望めるものと考えております。ぜひ、後継にこの精神でひとつ引き継ぎができればと期待を持って一般質問を終わります。所見があったら伺っておくところです。

○議 長 市長。

○市 長 今、市民が望む市政は

今、岡村議員からおっしゃっていただいたことにつきまして、所見は山ほどあります。しかし、議長からも簡潔にとか言われておりますので、今ここではそれを述べるには至りませんので。

岡村さんと私は、自分の若いとき、生きてきた時代というのは十分わかっているわけです。その思いは、そういうことはやはり今の若い人にはさせたくないという気持ちはものすごく

あります。ですから、根本的な思いは同じだろうと、ただそこで、いつも言っておりますように、全てを用意をして、さあどうぞではこれは人間として成長できない、しない。社会のためにもならないということが、すごく頭の中にあるものですから、簡単にあれも無料化、これも無料化、これにも手を打つということができないということをご理解いただきたく思っております、以上で所見とさせていただきます。

○岡村雅夫君　　終わります。

○議　　長　　お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会いたします。

○議　　長　　次の本会議は明日 9 月 14 日午前 9 時 30 分、当議事場で開きます。大変ご苦勞さまでした。

〔午後 5 時 18 分〕